第五編　近　世

第一章　三州統一

第一節　戦国大名の成長

稲葉崎の供養塔群

栗野町の稲葉崎・田尾原供養塔群は南北朝期のもので、北朝年号が圧倒的に多い。石材は加治木石と同じ熔結凝灰岩が多い。附近の轟橋か、広田附近のものと見られる。正八幡宮修理所酒井為宗が桑西郷（栗野を含む）・加治木郷を支配して（建治二年石築地配符案）いる。酒井為宗は隼人町宮内に居住し、隈之城の城主である。石材の切り出しで多くの感状が出ている。中央の仏教文化が栗野周辺に花開いた時代でもある。元寇時創建された奈良西大寺系末寺隼人町宮内の正国寺、薩摩国川内泰平寺、曽於郡志布志町宝満寺なども同例であろう。西大寺流の律宗が畿内の展開から、蒙古来襲を契機として瀬戸内海・九州へ教線が拡大された。宇佐八幡宮系、弥勒寺系、安楽寺系、石清水八幡系、一条院系など多くの庄領関係からの布教もあったと思われる。

文禄4年（1595）

戦国大名は富国強兵策をとり、分国法をつくっているが、天文八年（一五三九）貴久は士卒五人組をつくらせ、これを単位に組織を編成し、平時・戦時を問わず利用した。

これに兵農一致の強兵策を課した。薩摩の志風や精神文化の強調がこのころから形成されていった。また新兵器として登場した鉄砲が天文二十年（一五五四）蒲生・渋谷一族がそむいたのを攻略して岩剣城（姶良町平松）の戦いで使用されている。鉄砲伝来より十年余あとのことである。後年大友氏征伐に南蛮大砲をも使用したといわれ、鉄砲の利用は元亀・天正年間に制度化された。

島津氏久は官軍として直顕を大隅より駆逐しようと計り、

恩賞を発し軍忠を尽さしめ、正八幡に岩河村三分二の年貢を寄進した。直顕は氏久に対抗するため、再び尊氏によしみを通じて武家方に転じた。直顕も恩賞を濫発し、正平十二年（一三五七）に台明寺衆徒をして、敵徒退治を祈願させている。

正平十三年（一三五八）氏久は直顕の頽勢に重圧を加えるため、柿木原隆実をして直顕の党中津河勘解由左衛門尉等を加治木院田間の要塞に攻囲せしめ、大隅よりの直顕党一掃を計った。また島津師久も兵を加治木にすすめ、祁答院郡司・渋谷氏一族某の直顕加担者を加治木本城に攻囲した。

この時代に於ける最大の事変は元寇である。入寇は我国では寝耳に水の思いであった。文永十年（一二七三）朝鮮三別抄（三年間）の反乱を鎮定した蒙古軍は高麗の支援をえて、兵二万八千人・軍船九百隻で入寇した。朝鮮済州島・珍島には当時の防塁が残っている。奈良西大寺の興正菩薩が石清水八幡宮で調伏を修められた時、「蒙古はこれ犬の子孫、日本はこれ神の苗裔」と述べている。文永十一年（一二七四）の入寇があったのに対して、建治二年（一二七六）に外征を決して準備をしたが、弘安四年（一二八一）の入寇を徹底的に打ち破った。少弐経資の嫡子資時は十二・三歳の少年でありながら開戦の合図である鏑矢を射た。十月二十日ただ一日かぎり、その翌日から蒙古軍艦の姿は博多湾から消えていた。蒙古に勝った結果として文化の独立という精神が生じた。この勝利を頂点として鎌倉の武運はようやく傾いた。内訌の続出と財政困難とである。永徳元年（一三八一）春、安藤秀長と同季久と争って合戦に及んだ時、これを鎮圧せんがために軍隊を差し向け、却って破れて醜態を露呈した。

足利尊氏は元弘三年（一三三三）、六波羅を攻略すると同時に、そこに奉行所を開いて、諸国の武士の上京したものの着到状や、軍忠状をうけて證判を与えた。仮政府をたて、当面の急務である所務に着目したことは注目にあたいする。京都武家の発端はここにある。「梅松論」にある「所詮私にあらず、天下の御為」といい捨てて、恣に兵を率いて出発した尊氏は北条時興・時行を討った。当時公家に背くものが頗る多かったことがわかる。

京都武家の時代は元徳二年（一三三六）に建武式目ができた時点から天正元年（一五七三）に織田信長が征夷大将軍足利義昭を逐い出すまで二百三十八年の星霜を包括する長い時間であるが、戦に明け、戦に暮れて、静かな時は一日もないといってよい。

京都武家の後期には群雄割拠の世となった。管領細川氏が幕府の実権を掌握していた。嘉吉の変（一四四一）収拾の首功者として細川勝元が最有力であった。次いで山名宗全も実力者にかぞえられた。その反目は応仁の大乱を惹き起した。延徳三年（一四九一）伊勢新九郎長氏（北条早雲）が伊豆韮

山を奪ってこれに拠った。これからあとを俗に群雄割拠の世という。京都の武家と関東の武家とが殆んど時を同じくして滅亡した。

応仁の大乱後、幕府の威令は行われず、諸国の守護は、その国における公家・武家の領分、寺社の領地までも横領して、朝廷・幕府のいずれにも年貢は納めないようになった。

永禄十年（一五六七）十二月、立入頼隆が正親町天皇の詔をもって岐阜に至った。信長は御料所恢復の勅命を拝受した。元亀三年（一五七二）、信長は足利義昭と衝突し、信長は義昭に五か条の約束を求めている。奥に信長の「天下布武」の朱印、袖に義昭の「義昭宝」の黒印が対象的である。信長の叡山焼打ちを新井白石の「読史余論」に、「永く叡僧の凶悪を除けり、天下に功あることの一つなるべし」とあるのは至言である。安国寺恵慶の手紙の中に、「信長の代、五年三年は持たる可く候、高ころびにあをのけにころばれ候ずると見え候。藤吉郎さりとてわの者」（吉川家文書）と、慧眼驚くばかりである。伊豫の来島占領継続に対して、秀吉の奉行黒田孝高が恵瓊に秀吉と毛利氏との和解・斡旋を依頼していた。

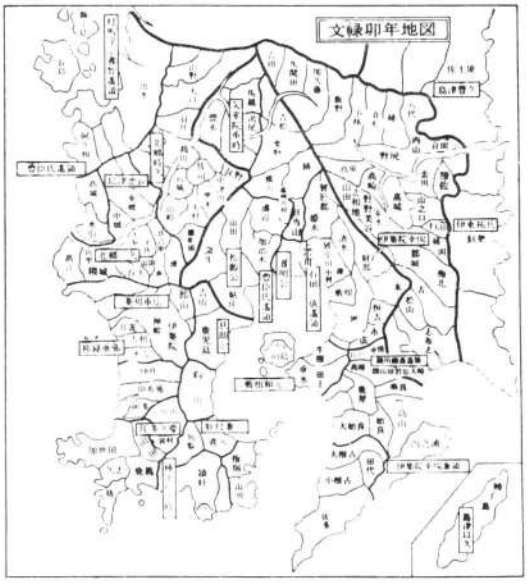

（かごしま・郷土の歴史と物語）より（1591）

建武式目と称するものが伝わっている。これは鎌倉武家評定衆の遺老、二階堂是円兄弟・玄恵らが足利尊氏の下問に対して政道の要旨を答申した意見書であって、貞永式目とは性格が異っている。京都武家は貞永式目、式目追加を踏襲し、新らしい事件が起って、先例の則るべきものがない場合いは新たに追加を作ってこれを補った。足利尊氏の政道をみるに便なるものである。

尊氏は鎌倉に幕府を開設したい意向であった。「鎌倉は武家に於ては最も吉土……、居所の興廃は政道の善悪によることであって、地の善悪は主ではない。諸人が遷ろうと思うならば、衆人の情に随ってよろしい」と、尊氏は腹をきめて、京都に居据わることとなった。政道の要点として十七か条を挙げているが、それらの条々は時弊を指摘し、これを匡救する方法を説いているので、当時を知ることができる。貞永式目（御成敗式目は十七条憲法の三倍五十一か条よりなる。）

第一条の倹約の項に「近日婆佐羅と称して、専ら過差を好み、風流の服飾目を驚かざるはなし」。第二条に群飲佚遊を禁止している。好色、博奕、茶寄合、連歌会、賭事に耽って、莫大な費用を蕩尽した。第三条の狼籍を鎮めらるでき事というところに昼打入、夜強盗、所々の屠殺、辻々の引剝など。第四条は私宅の点定を禁止している。家を破壊され、住むに家なく、浮浪となり、活計を失うに至る。第五条の京中の空地を本主に返さるべき事という所に、京中の過半は空地たり。戦火の焼野原。第六条は無尽銭の土倉興行を説いている。貧困を救うためには無尽銭が最も有効であること。第七条は諸国の守護人は政務の器用を択ばるべき事。戦功で守護に補佐するが、行賞は庄園を給すればよい。第八条は権貴ならびに女性・禅律僧の口入を止めらるべき事。第九条は奉公人の緩怠を戒めて、顔のきくもの、女、坊主が政治に容喙したり、役人の怠慢を注意。第十条は賄賂を禁止して、この儀今に始まらずといえども、殊に厳密に御沙汰あるべし。第十一条は上の好む所、下必ずこれに随う、最も清廉に行わるべし、殊に賞翫の儀あるべからざるものなり。第十二条は其の君を知らざれば、其の臣を見よ、其の人を知らざれば、其の友を見よ云云、近習者を選べと。第十三条は礼節を専らにすべき事。君は君の礼、臣は臣の礼、凡そ上下各々分際を守り、言行は礼儀を専にす。第十五条は廉義名誉あるものを殊に優賞せらるべき事、是れ善人を進め、悪人を退くる道なり。第十五条は貧弱の輩の訴訟を聞し召さるべき事。第十六条は寺社の訴訟は事によりて用捨あるべき事。

発令年月(西暦)	発令者	俸禄	宛名
享禄2年5月(一五二九)	肝付 兼久	姶良野尻1町5反	武石 胤昔
天正8年8月(一五八〇)	上井 覚兼他	日向高城 2反	和田 義江
天正8年3月(一五八〇)	伊集院忠棟他	日州穂北 5反	武石 胤庸
天正8年3月(一五八〇)	?	福山牧別当	山下 伊豫
天正8年3月(一五八〇)	島津 相模	福山牧駒見廻	山下藤太左衛門
天正8年3月(一五八〇)	島津 相模	福山駒見廻	松元甚之丞
天正8年3月(一五八〇)	伊集院忠棟他	日向高城1町7反	赤崎平馬丸
天正16年3月(一五八八)	上井 秀秋	?	和田 義政
文禄5年1月(一五九六)	伊集院幸侃	吉松川添49石5斗	赤崎 丹後
文禄5年1月(一五九六)	伊集院幸侃	分米8石9斗	山下伊左衛門
文禄5年1月(一五九六)	伊集院幸侃	分米8石9升	谷山市之丞
慶長4年 (一五九九)	山田有信地頭	福山牧駒見廻	松元甚之丞
慶長4年 (一五九九)	山田有信地頭	福山牧駒見廻	山下 伊豫
慶長6年8月(一六〇一)	山田 理安他	高8石3勺	永田與右衛門
慶長6年8月(一六〇一)	山田 理安他	高5石	武石 胤庸
慶長6年8月(一六〇一)	伊集院抱節他	高5石	関屋四郎兵衛
慶長6年8月(一六〇一)	山田 理安他	高5石	池田大蔵助
慶長6年8月(一六〇一)	伊集院抱節他	高5石	轟木 嶽佐
慶長6年8月(一六〇一)	山田 理安他	高2石	岩崎甚左衛門
慶長6年8月(一六〇一)	伊集院抱節他	高18石	八重尾宗清
慶長6年8月(一六〇一)	伊集院抱節他	高5石	井之口帯刀

慶長6年8月(一六〇一)	山田　理安他	高21石	前田七兵衛
慶長6年8月(一六〇一)	山田　理安他	高5石	赤崎　丹後
慶長6年8月(一六〇一)	山田　理安他	高200石	武石　胤用
慶長6年8月(一六〇一)	伊勢　兵部他	高150石	指宿清左衛門
慶長6年8月(一六〇一)	伊集院抱節他	高50石	黒木左近衛
慶長6年8月(一六〇一)	山田　理安他	高50石	荒田助三郎
慶長6年8月(一六〇一)	三原諸右衛門他	高2石	岩崎甚左衛門
慶長6年8月(一六〇一)	伊集院抱節他	高5石7勺	篠原伝内左衛門
慶長6年8月(一六〇一)	山田　理安他	高15石	八重尾因幡
慶長15年8月(一六一〇)	比志島国貞他	高75石3升	赤崎万千代
慶長19年8月(一六一四)	比志島国貞他	高60石	和田小兵衛
慶長19年8月(一六一四)	町田　久幸他	高？石	橋口三右衛門
慶長19年8月(一六一四)	山田　有栄他	高20石	前田孫左衛門
慶長19年8月(一六一四)	比志島国隆他	高10石	永田與右衛門
慶長19年8月(一六一四)	町田　久幸他	高2石	橋口　左助
慶長19年8月(一六一四)	町田　久幸他	高16石	中島　市祐
慶長19年8月(一六一四)	伊勢　兵部他	高20石	八重尾重兵衛
慶長19年8月(一六一四)	町田　久幸他	高8石	溝口　織部
慶長19年8月(一六一四)	三原　重種他	高2石	古川　壱岐
慶長19年8月(一六一四)	伊勢　兵部他	高2石	井之口次五右衛門
慶長19年8月(一六一四)	伊勢　兵部他	高8石	山下伊左衛門
慶長19年8月(一六一四)	伊勢　兵部他	高18石	池田六兵衛
慶長19年8月(一六一四)	比志島紀伊守	高6石	谷山市之丞
慶長19年8月(一六一四)	三原　重種他	高19石	武石　胤用
慶長19年8月(一六一四)	伊勢　兵部他	高10石	松下内膳正
元和2年2月(一六一六)	御支配所	高8石	谷山戸左衛門

「可成三註」に「系図ハ只本領ノ為ニ宝トスルニハアラズ。人々ソノ先祖ヲ知リ、祖先ニハジテ卑怯ノフルマイアルマジキ為ナリ。商売ハ系図ヲ云ズ」とある。福山町に現存する諸家系譜（附録）の加増目録・知行目録を集計すると、その時代の趨勢をよく把握できる。

天正八年（一五八〇）御加増は「豊後大友氏攻略戦」のものである。

天正五年（一五七七）まで領国が南九州に限定されていた島津氏が遅ればせながら領国拡大策を断行、日向進攻作戦を開始した。日向の野尻城（宮崎県西諸県郡）（天正五年）・高原

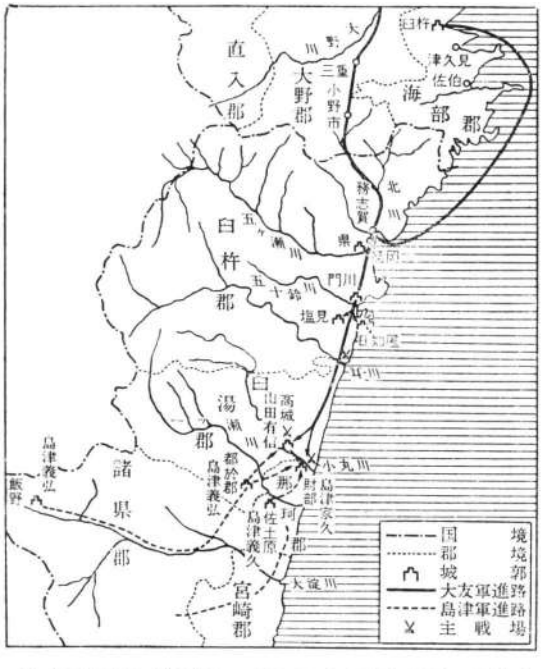

日向耳川合戦要図　渡辺澄夫氏『大分県の歴史』

城（天正四年）を攻略、伊東義祐は敗走、父子ともに大友宗麟を頼って豊後に逃れた（木崎原の戦）。義祐の子義益は宗麟の甥であり、婿でもある。

新領国主大友義統は天正六年（一五七八）春、六万の兵を率いて南下日向に進撃、日向の十七城を降伏させた。大友に叛した延岡の領主土持親成も敗れた。後続の大友宗麟は海路日向延岡をめざし、軍船には十字架の旗をあげ、修道士二人を伴い、一つの理想郷建設を夢みていた（ルイス＝フロイス書簡）。児湯郡木城村高城を包囲攻撃、小丸川に沿った要害の地を島津義久の将山田新介（有信）が必守していた。さきに北上してきた義久・家久・義弘（飯野城主）の軍に挟撃され大敗を喫した。対大友戦進発にあたり、隼人町鹿児島神宮・日秀上人（三光院）に戦勝を祈願した。とき天正六年（一五七八）十一月で「耳川の合戦」といい、戦死者二万人大友軍は壊滅した（ロレンソ＝メシア書簡）。それから九年後の天正十五年（一五八七）豊臣秀吉は九州征伐を決意、弟秀長を先発させた。秀長の先鋒隊である毛利輝元・宇喜田秀家の軍によって一蹴・奪取された。四月十八日義久・義弘は都於郡（児湯郡）に、家久は佐土原（宮崎郡佐土原町）に逃げ帰った。島津氏に秀吉の強大な軍事力をまざまざと思い知らせた一戦であった。

和田甚十郎、武石清兵衛、赤崎丹後、橋口民部左衛門（戦死）、松元甚之丞、山下伊左衛門、谷山和泉、武石胤潢、松下刑部少輔久孝（戦死）が御加増になっている。

天正十五年（一五八七）四月十七日、日州高城根白坂で島津軍敗退、そのとき戦死した鎌田豊前守政武（日向本城地頭）と和田義政が御加増になっている。豊臣秀吉の島津征伐時のことである。

天正二十年は文禄元年（一五九二）であり、「朝鮮陣立」の年であった。三州の社寺領三分一を徴発（勘落）し、「水手」を徴発している。この年に赤崎矢市郎、武石清太、武石清太衛、山下伊左衛門が御加増になっている。

慶長二年（一五九七）、朝鮮の役の御加増が翌四年にあり、山下伊豫・松元甚之丞・武石清兵衛・武石大蔵介・和田小兵衛・松下清左衛門が拝領している。山下・松元は「福山牧見廻」として転住している。

慶長六年（一六〇一）八月の御加増、知行目録、切紙が十六通ある。慶長五年九月、「関ケ原の戦」の論功行賞である。山田民部少輔有栄（昌巌）二百石、指宿清左衛門百石、黒木左近衛五十石、荒田助三郎五十石、それぞれ御加増、感状を受けている。武石清太十九石八斗、赤崎丹後が十九石五斗、八重尾宗清十八石、八重尾因幡十五石、平原佐渡五石、永田與右衛門八石三勺、松下善蔵五石二勺、篠原市太郎五石、関屋四郎兵衛五石、池田六郎左衛門六石、轟木袈裟次郎五石、

井之口治五右衛門五石、溝口織部二石、古川壱岐二石、岩崎八郎左衛門二石、それぞれ御加増があった。

慶長十九年（一六一四）十月、「大阪冬の陣」の御加増は赤崎万千代、武石清太胤用他十二名である。

関ヶ原の戦でも山田有栄率いる福山衆（二十六名）、一番備えは島津豊久の率いる浜之市衆（三十二名）で、島津の秘法鉾矢形の陣をしいた。山田有栄は右の備え、島津豊久（義弘公の甥）が中央先鋒隊である。一町半うしろに高隈衆と福山衆、その一町うしろに義弘公と馬廻備二百人・軽卒五百人で、本陣の旗一本杉の馬験を立て、その左翼に阿多長寿院（蒲生）と入来重助（出水湯ノ尾）の軍団を配し後詰めとした。

先手の大将山田昌巌は福山衆を率い昼夜兼行九月十三日、美濃大垣の陣に着到、義弘を感激させた。九月十六日午前六時頃より合戦がはじまり、井伊直政・松平忠吉の精鋭を昌巌・豊久の協力で一蹴、正午まで戦況は混頓としていた。小早川秀秋の裏切りで、宇喜田・石田軍が敗走、義弘公は六十六歳の老軀を押して敵中突破を決意す。福山衆中の指宿が太刀初の役を、つづいて赤崎・黒木・荒田・八重尾が徳川本陣に突入した。三日三晩の敵中突破、義弘の身代りになった島津豊久・阿多長寿院の悲劇もあった。

福山牧の産である「小紫」という名馬が関ヶ原戦で義弘の乗馬となり、舟で帰国する義弘のあとを追って泳いできた小紫が諦めて陸に引返し、神社の柱に頭をうちつけて死んだと伝える。

惨敗した関が原の戦の中で福山地頭以下福山衆中そして福山牧馬まで勲功があった。「旧記雑録」天保十二年十一月九日の項に松齢公関が原役より退却泉州堺浦今井（田那辺屋）に潜入、道与懇篤に厚遇危急を免る。公肖像を賜う。道与曽孫某僧となり、京都相国寺内林光寺に住し、遺影の回向格護にあたる。今度薩摩国への返還奉遷を承諾す。伊集院妙圓寺に安置するのが本筋であるが一応鹿府大乗院に奉遷せり、この文書でわかるように義弘公の脱出に堺の商人が介在し、その者の船で日向細島まで送って貰った。同時に大阪城内に人質として留め置かれた夫人達も一緒に脱出同行したことは勿論である。（堺の商人は船問屋塩屋孫右衛門である）

第二節　戦国無惨

「世界は一つ」という言葉がある。日本の統一・征覇をかけて戦国大名の激闘が繰り広げられた。

島津の南薩（西目）統一、そして日州・大隅（東目）攻略、その緒戦で惨死した島津忠将、総勢五百（一説三百五十）で一挙に雌雄を決しようとした。海岸線に百五十、中央部竹原山に遊撃軍として百五十を配置、自らは馬立塁に七十余騎を

率いて対陣した。

大塚陣に布陣する兄貴久、正八幡宮別当寺三光院の日秀上人、忠将の義兄にあたる樺山善久の諫止に対し、「君命により賊を討つの日をえらぶ暇あらんや」と云い、又家老の町田加賀守忠林の諫止を振り切り、敗戦経験皆無の忠将は出撃を強行した。永禄四年（一五七一）七月十二日、忠将四十二歳であった。

兄貴久は大塚（のちの惣陣）に本営を置き、左翼（ツツジガ丘）に川上上野守信久、大塚の東、鳥越の線に敷根兵を配備、その総数壱千騎であった。廻城の野頸に市成・恒吉道路があり、島津勢はこれを遮断し、肝付勢の退路を断つ、御前水の水脈を抑へ、城中への給水を断つ、岩川・財部の道路を遮断・退路を断ち、援軍を近づけない、海路よりの増援軍・物資を波打際で破砕する。貴久の包囲網は完璧であった。城中ではこの重圧に対して次第に動揺が見えはじめた。城を死守する肝付治部左衛門の急報に、肝付兼続以下子良兼・兼定・兼輔・兼則を始め、大崎・松山・志布志・安楽・串良・恒吉の同族に檄をとばし、日向の伊東氏にも来援を要請した。

貴久の姉婿である肝付兼続、同じく姉婿である樺山幸久の義兄弟は宿命の対決になる。兼続も禰寝重長、（妻は兼続の妹）、伊地知周防守重興に急援を求む。島津では当時兼続（省釣）・重長・重興を「三逆賊」と呼んだ。重長はのち党を離れ、義久公に降り、忠節を尽す。まさに骨肉の争乱であった。伊地知・禰寝の水軍は大廻古城を一蹴、既に磯脇を占拠、全大隅同盟軍の前哨基地が構築され、廻城にも援軍が投入され、両軍激突の機は熟しつつあった。

七月十二日払暁、霧流れる大塚本陣に「竹原塁危し」の報がはいった。馬立塁の忠将は独断、竹原塁へ出撃し敵中に孤立してしまった。眼下の溪谷より陸続と突撃する肝付軍に竹原塁・馬立塁とも陥落した。一瞬の静寂、戦闘は終息した。

肝付兼続以下市成・恒吉方面に総退却の血路をひらくことに成功し、宿敵島津に一矢報いた戦闘であった。退却する肝付勢を福地（合戦野）まで追撃して戦闘は完了した。戦闘は僅か数時、満を持した只一瞬の激突であった。

天正元年（一五七三）禰寝重長が島津に降伏したことを怒り、肝付氏は禰寝氏を攻撃。島津忠将の遺子以久は義久の命により、父忠将の弔合戦で肝付氏を敗走させた。

天正二年（一五七四）、肝付兼続・嫡子良兼既に他界し、良兼の弟である兼亮が相続していた。兼亮の親族に当る兼純の母・新納忠元の母・浄光明寺其阿は同腹（姉妹）なる故を以て、忠元は肝付氏に降を勧めた。最初伊地知重興ついで肝付兼亮降服し、島津は一大敵国であった肝付氏を降し、三州を平定した。肝付降伏で廻・市成は島津の采邑に編入された。

天正六年（一五七八）秋、日州高城を死守した城代山田有

信は手兵五百で、豊・肥・筑の前後六州の兵八万を擁する大友宗麟軍を釘付けし、防禦した。用兵の適・不適が明暗をわけ、そのことが勝敗に直結している戦闘例である。いみじくも島津忠良（日新斉）の訓戒がある。義久公は「三州総大将の器量」、義弘公は「勇武英略」、歳久公は「慧（英）智に富む」、家久公は「兵法戦術の才」と評し、義久には「戦陣に望み妄動しないこと」、義弘には「たとえ敗戦の場合でも、あとの閉じ目が大事」と戒めている。日新公の慧眼はまさに的中している。

義弘公の生いたちは九歳のとき鉄砲、十六歳のときキリスト教が伝来、えびの市「木崎原の一戦」（元亀三年（一五七〇）、三十七歳）で伊東軍の主力に潰滅的打撃を与えた。伊東加賀守、同新次郎、同又次郎、同右衛門佐、同杢右衛門など伊東一族以下五百人の将兵を倒し、島津軍も戦死者三百人に及ぶ犠牲者を出した。この戦いで義弘の愛馬「竜白」（栗毛のめす馬、栗野町木場竹牟礼の産）が伊東方柚木崎丹後との一騎討ちで活躍した。「ひざつき栗毛」と呼ぶ。「馬頭観世音、名馬膝突栗毛生産之地、田原竹牟礼部落中、大正十五年五月八日」の記念碑がある。義弘はこの愛馬を帖佐の鍋倉亀泉院に葬った。

松齢公は栗野願成寺（文禄元年（一五九二）を朝鮮出征の折創建、四年後帰国し、帖佐餅田村に願成寺を移築し、供養碑も寺と倶に移転している。一説では加治木西別府村、牧馬苑の産ともいう。慶長五年、近衛信輔が富隈城（隼人町）で大守の居館として貧弱であると島津義久にいった。神谷宗湛宛の秀吉の下知状に「博多の町屋は分限者は瓦葺、その他は板屋竹瓦」とある。

関が原の戦いが六十六歳で、それは堺、田那辺屋道与宅潜伏後、主従僅か七人で脱出というみじめな敗走であった。義弘公が「細島に着岸」（慶長五年九月二十九日）との知らせを聞いた新納忠元（武蔵守、拙斉為舟）は鹿児島から早速祝賀の書簡を送っている。二男彌太右衛門忠増（のち山田地頭）、外孫伊勢平左衛門貞成の無事帰還に喜悦している。戦乱の中に生きた武将の一面をみることができる。秀吉が一目おいた勇将もやはり人の子である。慶長十五年（一六一〇）十二月三日、八十五歳で没、大口興禅院に祀る。義弘公は大阪夏の陣が八十一歳であった。戦乱を生き抜いた武将の波瀾にとむ春秋である。「高麗へ罷渡人数九軍総計十五万八千七百人、城主三十二名」義弘公は四番で計一万四千人中、「大隅栗野城主、羽柴薩摩侍従一万一千人」であった。

義弘・久保公既に渡海せるも「義久（龍伯）の渡海せざる」を太閤難詰、家康の斡旋によって許さる。「宿痾（持病）もあり、その上耳順（六十歳）をすぎ、龍伯も又朝鮮に赴けば国空虚ならん」と家康が進言してくれた。然し義久も病をおして

名護屋まで出仕、秀吉の営に参陣し、忠誠を披瀝している。皮肉なことに梅北宮内左衛門国兼・島津歳久を中心とする非秀吉恭順党が外征に乗じて空虚な国許で騒乱を起こしている。

秀吉の怒り心頭に発す。詰問状の其の罪の一、「殿下九州征伐で義久一族降服したるに歳久のみ病気と称し、伺候しなかったこと」。罪の二、「殿下帰途祁答院通過の折、嶮岨な径路に嚮導したこと」。罪の三、「今に至っても朝勤の礼を欠ぐこと」。罪の四、「命に背き朝鮮に赴かず」。罪の五、「梅北国兼の党に歳久の臣多きこと」。であった。

「義弘（松齢）公・久保、栗野発ツ、募ル兵未ル至、従者ワズカニ二十三騎、……其他之船一圓不」参、拙者一人遅陣に罷成」と実にしんどい外征であった。

秀吉九州征伐時、十六万の大軍と艨艟数千艘で肥後佐敷そして薩州出水に入津す、威風三州を震動せり。この決定的物量戦に抵抗し、かたくなに信念をまげなかった島津歳久、結局家臣に介錯（痿痺、手のしびれで、自刃不能）を命じて果てた。太守の骨肉同胞非業の死であった。

慶長四年（一五九九）三月九日、島津家久（忠恒）公、伊集院右衛門太夫忠棟入道幸侃を誅す。幸侃の子源次郎忠真は庄内都城で謀叛を起す。石田三成は「故太閤の寵愛した程の臣を殺した」と難詰、家康は「其の叛臣を誅するは、擅に殺したとはいえない」と忠恒を弁護してくれた。家康の深謀遠慮（ポスト秀吉）に驚歎する。

太閤の九州征伐以来、入国の嚮導、薩隅日検地、文禄の役、慶長の役と島津宗家に対し、感情を逆撫でする行為が多くみられ、忠棟に対する憎悪は頂点に達した。

文禄二年（一五九三）、「細川幽斉未ダ薩州ニアリ、秀吉命ジテ薩隅日ノ田地ノ経界貢税等ヲ正スユエニ帰ルコトヲエズ、翌三年三月、黒川左近将監、大音新助、中小路伝五、大橋某薩州に入り、大口ヨリ田地ノ経界穀禄ノ平均ヲ計リ正ス」。

文禄四年春二月、太閤殿下義弘を召す。軍事を家久公に委ね、朝鮮より一時帰国、名護屋を経由して伏見に伺候、薩摩・大隅及び日向諸県郡の目録及朱印の證書を賜い、又朝鮮の労を賞す。

按ニ朱印書及目録畧ニ云フ薩摩国大隅国及日向国諸縣郡總計五十七萬八千七百三十三斛内一萬（加治木ノ内）秀吉領代官石田治部少輔三千斛（肝付郡岩屋村高隈村）細川幽齋領六千三百二十八斛四升八合（清水敷根ノ内）石田三成領十萬斛（隅州會於都桑原郡下大隅肝付麦刈ノ内薩州伊作薩摩向郡ノウチ）龍伯公領十萬斛（薩州鹿児島吉田市来伊集院串木野伊作揖宿頴娃谷山ノ内中村山田薩摩郡羽島山田隈ノ城内西手村隅川蒲生ノウチ帖佐向島）義弘公八萬斛余（日州諸縣郡宮古城梶山々田安永野々美谷高城財部恒吉大崎廻市成百引内之浦平房）伊集院幸侃領一萬石（種子島屋久島永良部島）島津左馬頭征久領二十六萬六千五百三十三石薩隅二州諸縣郡給入領三千斛同寺社領ト云（傳云此外三州ノ領地悉ク改封セラル日州都ノ城ハ北郷氏祖尾張守資忠文和四年十二月尊氏将軍ニ賜テヨリ二百四十年宮城ニ改封セラル種子島ハ其祖行基頼朝公ニ封ヲ受テヨリ三百九十年知覧ニ更封セラル彌寝ハ（沙彌行西清重ヨリ十七世）四百年ニシテ初テ小根占ヲ去テ吉利ニ移ル入来ハ入来院氏世々コレヲ領ス初テ湯之尾ニ封セラル（慶長中入来院伯耆重國復入来ニ封セラル）加治木ハ大永年間肝付越前入道以安ヨリ三世領ス今ヤ彈正兼寛喜入ニ封セラル敷根ハ土岐彌太郎安

基ヨリ領シ敷根ヲ以テ氏トス（敷根筑前守頼喜家久公ノ女ヲ尚シ島津氏ト久宇ヲ賜ハリ島津筑前守久頼ト稱ス宗家免サレテ庶子ヲシテ土岐氏ヲ冒サシム久頼ノ裔島津右膳是ナリ）今ヤ敷根中務太輔頼賀下大隅田上（垂水ノ内）ニ封セラル高山ハ伊集院幸侃カ領ナリ都城ニ移ル清水ハ右馬頭征久領ス封ヲ種子島ニ受ケテ移ル慶長四年垂水ヲ封セラル此外累世傳領ノ地悉ク改封セラル）或説云伊集院幸侃密ニ反テ謀リ秀吉及ヒ執政ニ諂ヒシテ寵テ求メヒソカニ以為事ノ挙ハ地ノ利ニアリト撰テ都城ヲ欲ス故ニ三州ノ経界穀禄ヲ正ヲ名トシテ領土ヲ轉移シテ己カ欲ヲ充ントスユヘニ殿下及ヒ執政ノ臣ニ因テ経界ヲ正シ封ヲ改メシメン事ヲ請フ是ヲ龍伯公ニ命メ封ヲ改シムト云

○伊集院忠棟（幸侃）知行の分

合八万三石八斗四升

日向諸県郡の内　都城村　八千八百三十九石四斗七合
〃　三ヶ村　四千百九石一斗七升六合
〃　梶山村　三千百二石六合
〃　山田村　二千二百三十九石七斗六升九合
〃　五ヶ村　一万三百二十五石八斗五合
〃　安永　六千八百三十石七斗一升九合
〃　野々美谷　千五百六十六石二斗四升六合
〃　高城　九千七百二十石二斗八升九合
大隅の内　末吉　一万二千三百七十五石二斗一升
〃　恒吉　二千四百三石八斗一升三合
〃　財部　四千三百三十七石一斗一升九合
〃　**廻**　**千四百七十三石四斗七升九合**
〃　市成　千二百五十九石二斗七升七合
〃　百引　千七百五十六石五斗一升八合
〃　平房の内　八十石
〃　内の浦　二千三百二十石七斗九升七合
日向諸県の内　大崎　七千二百六十四石一斗一升

○島津以久知行分　（注、市成はのち私領となる）

合一万石

○給人領

二十六万六千五百三十三石　薩・隅・日諸県郡内

○社寺領

三千石　右三ヶ国内

総計五十七万八千七百三十三石

○秀吉の直轄地　出水郡二万九千七百二十八石六斗九升九合

小早川隆景（毛利元就の第3子で小早川氏を継ぎ、五大老の一）の養子秀秋（豊臣委吉の養子でのち隆景の養子になる（中納言）。慶長の役の総大将で渡海、関が原の戦いで西軍に属し、東軍に内通す）は慶長三年秀吉から帰国（領内政治や出征中の行動に対する評判が悪く）を命ぜられ、越前北荘に移封された。秀秋の旧領筑前は太閤の蔵入地（直轄地）として石田三成がその代官を兼務した。三成は以前の堺奉行（天正十四年から天正十六年まで）の経験を買われたものである。博多が堺と対抗できるぐらい繁栄した時代であった。諸将への賞罰が後日裏目にでてくる可能性が大きいということであり、後世に禍根を遺す場合がある。

転封の諸将の悲哀は想像に余るものがある。権力者は盆栽同様に諸将を鉢替えして移し替える。

公家の危急存亡をかけての一大事をようやくの思いで克服しつづけてきた。まさに「国歩艱難」・「累卵の危き」の連続であった。斬り盗り御免、黄金の戦国時代は終った。

藩主交代時に一々当該領地を幕府から冊封される始末ではサラリーマン武士同然の態たらくである。戦国大名の豪雄さは消え、有能な宮仕え人として幕府の権勢に阿諛追従し、富国・殖産興業が最重要な課題となり、経済人が登用され、算用（算盤）が重視される時代に移行して行く。

第二章　江戸時代

第一節　葵一色

加賀百万石につぐとは名ばかり、貧乏所帯の薩摩藩台所である。弘化年間（一八四四）になって薩摩藩の財政再建が実を結びはじめた。三萬石の備蓄米が実現し、金蔵の封印は藩主自ら立合い・検分する有様であった。

「旧記雑録」の歴代藩主年頭の吉書（正月十一日）すなわち本年度施政方針や御諭告に一番多く見られる文章は、「所帯向連々差迫り、此節別而難渋成立既に勤向も調兼候程相成り候段、誠不容易時節に候」。である。

幕府に対する儀礼・挨拶も参勤交代に匹敵した。将軍家の慶弔は勿論、年頭・開講（正月六日）・若菜（正月七日）・吉書（正月十一日）・釋菜（二月）・端午（五月五日）・生見玉（七月六日）・八朔（八月一日）・釋菜（八月）・重陽（十月二十日）・停講（十二月二十日）・歳暮のつけ届けがある。将軍家からの贈答品（鶴など）に対して、多額の金品を算段して御礼言上をしいられ、僻遠の外様雄藩は窮地にたたされた。

屈辱に耐え戦々兢々と、夢にだに江戸に足を向けては寝れない有様であった。武辺一辺倒から「日本永代蔵」（元禄元年（一六八八）刊、井原西鶴作）に描写される世相に変る。「近来、江戸は泰平で、京の呉服商の出店が軒を並べ、番頭や手代がそれぞれ得意の屋敷に出入して、商売に油断なく、口上手で、知恵・才覚にすぐれ、算用も達者……」とある。これと対照的なのは武士の貧相である。西鶴の「世間胸算用」（元禄五年刊）の「長刀はむかしの鞘」では、「大晦日にへんくつ貧乏浪人が長刀の鞘を女房に渡し、入質して越年資金にしょうとして質屋に断られ、「これは私の祖先が関が原の乱で勲功を立てたときに使われた長刀、役に立たぬとは先祖の恥」とゆすりをかけて、銭三〇〇文と玄米三升をせしめた」とある。

福山町大廻の黒丸市助（曽於郡選出、第一回県会議員（明治十三年二月当選）の「書留め」がある。「壱生記」という小冊子が和紙二十四枚からなっている。黒丸家は福山衆中の名

門である。その中から抜粋してみよう。（難解の箇所は現代文に、〈　〉は原文の傍注）

予九歳の春より墨習に参り、十三歳の春元服、今年はな火の催しあり、その人数に加わり手習次に相成、野行一辺倒になり、十五歳の冬より夜手習（雨天の日など）いたし、十六歳になりしが野行、冬は夜手習にて、はや二十歳ばかりに相なりし、其頃花武士にて牧野某という人、取締方横目として差越され、鉄砲の師として稽古有しに、其人数に加り候え共、予は塩硝取入の手筈相調へ難く余り出会いたさず候。

勿論弓稽古伊集院善右衛門殿と云う人の門人として出精致候。出来は心に不〻任、取り企て勝負に加り、必ず心いやしく成立つ癖相付故取止め候。

二十二歳にて妻を迎え、三十歳まで部屋住みにてありしに、そのうち在本地五畝を六貫文に買入、煙草作職いたし候処、其年煙草凶作にて其極月（十二月）十貫文、すべて種子大豆買入、三十歳迄年々種子大豆にして五・六升ずつ取締召置候処、都合十二石余に相成、翌春大豆大いにあがり壱石代銭九貫五百ずつ、〆て八石相払、残りを又貸付置候処、大豆不作にて、目立つ程残る者無〻之候。一生之内是程益筋無〻之候。諸事念を可〻入儀と今更後悔至極残念之事也。然るに三十歳の九月、親に先立たれ、それまでは何事も親子対談する事もなく、日々野行にて、誠に家事其外不〻知、心配難筆舌に尽し難し。〈文政十一年子八月、辺戸川附石垣普請銭弐貫文にて伊集院の者共へ請に出し相調也。此弐貫文此処に蜜柑三本仕立てる考有〻之、後年蜜柑代にて前行料物相返る筈にて候。拙者生年五十八歳、今年たばこ一反植、料物三十六貫八百文に見切り相払（売渡）い、兎角人は押え詰りてから跡先をよく〳〵考えるものなり、無心筋杯申承り、調達致候へ共、返済方不埒之人多く、長く世話致し候え共、一門之人々も相調わずとの返答、我が心に任せてすれば仕損じる事多し。女郎買いと灰吹きは青い中と近松が云う。愚身五十歳にして漸く悟りを開けり、色欲の二つの道は常に嗜儀也。

予は二歳の時分より身弱にて素用のみいたし、五十歳余り、作職いたすこと家内に手本にいたし見せたき事は山々なれども、仕事に草臥て病気いたし候はば詮なし。先祖より代々所帯相応に次渡し、代々田畠買入れ来り、余り不自由無〻之様に相暮し、有難事身に余り存候。親心に子をひたすら愛し、珍味呉服を飾り、朝夕の食物までおごり、子としてはいつも父の代の時の如くあるものの様に相考え居り候。

扨風来仙人が言に曰く、井戸で育った蛙学者が唐鼎屑になりて、我が日本を東夷、天照大神は呉の大物主命なりと不尊の説を流布し、文武の道を表面に飾り、ちんぷんかんの屁をひっても、知行の実を周の枡ではかり切って渡さなければ、其時却って聖人を恨むべし。制札の多き国は国の治らざるを

知るべしと云うが如く、乱れて後に教訓はなし。

折角是迄貸し置かれ候、銭取揃置度相考候え共、急々に取揚げむつかしくなり候に付、存生之内貸銭万一相（層）残り候はば、追々模合も相始り、其模合江加わり候様に申し置き、模合相請取り候節は借銭の返分仕りべくと、借主より書物に證拠人相立てて認をなし、相請取置き候わざれば、色々の申し断り、言消し候て難渋仕候。

人壱人に付、田畠上中下押ならして五畦宛、人十人家内で五反にて大概飯料有」之、残余を以て、小遣銭、こやしほね銭有」之候様心掛て出精可」致候。

拙者五十歳にて此儀を思案し候。其時分地畦高は模合掛行き、其外諸道具・板畳調又は衣服上下袴類又は六年目には作調、二者、病気物入り等積り外の有」之物にて、心頭に積り罷るべく候。土面に何程出来候に付、一か月粟何俵入、籾何俵入り、四月から九月まで麦何十俵入ると心に覚え、仕銭何程、模合掛行何程、諸道具調方何程、薬代・染代・酒・焼酎代壱か月分何程、年中何十貫と我心に得心いたし、委く帳留めいたし置き、算用の事要用也。往古より人は己より下を見よといえり。

文政五年午六月、地頭所田原喜左衛門殿より拙者儀を当春の頃より内密に御聞合せある由にて、六月大安寺にて厚地直左衛門へ隠目附仰附られ候旨、右に付直左衛門より去年より当年迄当役御断申出られ勤不」仕候由、依」之市助趣意を得承届申上候様にとの儀にて、内々承り候には、是迄の役替り書面を直左衛門に相渡候処、七月朔日、生酒八盃并そうめん三百文進上仕り候旨大安寺和尚より承り候。

文政六年未

一、雇人壱人身代銭三十五貫文、利銭一割六分〆て壱か年に七貫文（注、一年に十二日は賦役あり）

一、扶持一か年に銭八貫文、又隙一か年に十二日、一日三百文にて、一か年に三貫六百文、又こだなし壱ツ合銭十八貫六百文、又病気休み日、間々の雨天も相こだなし。※こだなしは剣道防具の下につける襦袢ににたもので仕事着。譬に「難儀ばっかいし、け死ねば尻きれこだなしを着せらるばっかしよ。」

一、小二才弐人身代銭二十六貫文、利銭五貫二百文、一か年扶持、単物帷子にて一貫文ずつ、弐つ代二貫文、わた入れ弐つ代銭四貫文、両人分合銭十一貫二百文。

予五十四歳、田地一反九畦二十四歩有」之、籾二十俵ならして半籾すりにして（八俵）真米二石八斗、一日七合宛積にして、一か月に二斗一升、十二か月分二石五斗二升、残り二斗八升有」之、是は細公（工）人・客来るに見当、又取納米之内二十貫文物に相払い、残り神祭り講・家内病人等有」之ものに残し置き、法事其外の入用も出来る者にて有」之、且籾二十俵の内十六俵積、四俵残仕用に相済筈と相考候。且又利銭二

十五貫文程極月に引入れ、又二十五貫文煙草代入、人夫に入銭六十五貫文有之内より年中雇者扶持十四貫文引き、残り五十貫文存、紺屋へ四貫文、薬代四貫文、酒焼酎代六貫文、〆て十四貫文引き、残り三十七貫文有り、模合掛行十四貫文差引き、残り二十貫文余も有之事に候えば、作職こやしもとで銭、間には人数賃銭、其外にも小仕銭、間には買入候品も有之、時々心配を以て少しく田畠買入候。現銭決て員数難しく申置付、追而隠居いたし候節相記可置と存じ候。

一、予死後四・五年間入銭・出銭等帳面に委く相記置、作人之儀に候へば、夜具類は不自由無之様不致候ては不相成事に候。権左衛門にも人に当ると云う事を不相考事間々有之、是は大切成儀と相心得候ては人中にて迷惑する事あるべし。

一、文政八年酉正月、御伊勢講出会人数、山下藤太夫殿、武石良八殿、松下七左衛門殿、細山田直之進殿四人、外に松下清蔵殿、山口次郎殿、都合六人、生酒十三盃半六十文、酒三盃都合十六盃半四十八文、焼酎四盃、右に付、肴代、ふし代、す壱盃代、ふで代。包丁人川常右衛門礼物たばこ壱ツ、給仕人礼物三百文并中紙壱束四人にて、其外豆腐代、都合入目料座前之所へ三貫文不足にて、不相済様にて、下戸には難儀に相成り候え共、後日世事人口にのせられんことを思案してなり、下女下人雇は一年宛の雇切りにて候間、悪敷人置合候はば一年之事にて、折角慎みよく云う。

文政八年酉二月、すらが谷抱地杉山を鹿児島木屋上堀之内甚右衛門と云える人に百三十貫文相払い、内百貫文一割の部付けを以て、閏五月松下五郎左衛殿に借付、二十六貫文前田上畠二畦十歩買取り、跡残銭四貫文有之事。

一、右に付拙者目当、酉五月より同十二月迄八か月分利八貫文、前件四貫文相加え、十二貫文に考え置き候。拙者家督内一か年利十二貫文宛取揃え、隠居いたし候節次渡す考え也。此筋不相調候はば拙者には家督不相勤道理に相当り候間、其節者此書付を以て可有推量事也。本銭百貫文は有之候え共、致隠居候はば仕銭・利銭之分年々召仕事。

一、高五十石に不買揚る内は可相済長々者可成宛成之暮にて相済され候はば、おのずから子孫三代に相渡り候へば、凡右の様に長き者相求めるにても候事と遠察致し候。

一、秩父上下一具致調文候、是者拙者着用にても無之士たる者嗜造調置、

一、かや壱張同断、

一、冬夏袴造調置、

一、夜著一着同断、

一、紬紺染め綿入定紋造調置、

一、晒帷子一着同断、〈文政十一年子三月〉

一、紬草物一着同断、

右の時服、分限にすぎたる品にて候得共、嗜計り心の内なくせざるために造置くもの也。たまさか造調置候に付、正月元朝に右調文の上下着て、氏神様・御先祖様え参拝、そ

れが終れば着替いたし分限相応に出すぎざるように　身の回りいたすべき事要用也。

一、孫の代には抱地杉山をも相払い、頭木四尺回り以上に相成候。木数等多有レ之、余程の銀高にも及び候筈と遠察致候。

一、たとえば金銀借用、質物附等を以て、約定通り言すべりなどする人もあるべし。二才之時分に手強く催促いたし候はば世間の人の口にのることあるべし。銭の儀はなるべく不レ貸方が宜敷と存じ候。

一、拙者事、文政八年酉五十五歳に相成、食物は是迄何品が宜しいと言わず相済来候。是より先、食物の望間敷候。兎角、飯と汁ばかり、肴かって家内中食べ用に買入候儀無レ之、別帳面之通り銭次渡候。誰人に貴き人あり又賤しきの尊卑者別して有りかね案ずるに、所帯高五十石にも買揚り候はば、勤方等所帯に順じて相応の勤方可レ致と存じ候。必ず取違えの儀共無レ之様可レ致事専一也。

一、刀柄に付、新調赤銅地金上通り壱貫百文がへ中道六十黒伝。

一、渕頭十貫積　　一、手間代五百文上納公（工）人定り。

一、鍔三十目、一、手間代壱貫文定り、　　一、銀地金壱貫二百四十貫文上通り、手間代赤銅同断、　　一、金地金壱弐貫文、残金の通り　　一、銭十二貫文すらが谷抱地杉山代利銭年々相屯、　　一、同二十貫文にて相払、年々相屯召置考也。　　一、同弐十貫文年に三度、三・五・九月并毎月模合掛行、

右壱行利銭を以て掛け出来候。其残り長を以て、仕銭・諸道具・何歟に作調え参り候。然者文政八年酉極月分三十二貫文相残り候、半と存じ候に付為二後年一見合せ記す。

迫田八歩　廿三歩六畦八歩　　籾五俵壱斗四升　畝町四つ割合

一、上　田　三畝廿九歩　籾三俵壱斗九合壱夕七才

同所廿一歩　四十歩壱反五畦十五分　籾十五表三斗　畝町十六つ割合

一、上　田　八畦廿九歩　籾八表三升四夕壱才

この弐行松下五左衛門殿へ代弐百三貫五枚で相払い。

宇都中間九歩　廿九歩半八畦廿六歩　籾六表弐斗弐升　畝町四つ割合

一、中　田　五畦十二歩　籾四表壱升壱合五勺三才

一、山畑七歩　廿七歩六畦九歩　大豆八升八合此弐行代銭百文に相払

一、下　田　四畦十七歩　籾三表壱升七合五勺八才代銭四十五貫文相払

一、下畠八歩　十七歩四畦十六歩　大豆弐斗七合代三十五貫文

右者文政九年戌二月、中島助右衛門に借銀致し返済相払、所帯暮方大概成所より不レ残売払候に付、家内中諸事気を付け出精致さざれば、相成らざる事也。一か年分を三か年分にならし、又五か年分にならし例見る事要用也。予愚にして氏神

様・先祖様御蔭を以て、わずかながらも高屋敷弐か所買入候儀者誠に有難く過たることに存じ奉り候。大概高弐十五石余に相成有難く可レ奉レ存候。家内中倹約者頭取人麁（粗）食表相成る衣服を用ること第一之事成りと存じ候。

〈予も一生の内、晒帷子着破て見す布帷子弐枚宛洗替え相済候。冬着類是又人のようには無之、春秋単物支になぞらえ知るべし。諸色に粗末にて相済し、高五十石の主とならんことを始終忘るべからず。

一、萬一諸事入念の上、何事欠に付引負、他借五・六十貫文出来、三か年の内に返済難レ叶儀到来いたし候はば、武具類売払い、家迄も相払い、銀主へは堅固に首尾いたすべく、左候て加やの木屋掛にて相済、精々作職出精可レ致事要用、右品者雖レ宝他借有レ之上者宝にあらず、土地者末代萬代の為レ宝故に売払うこと決して差留置、屋敷并に持高さえ有レ之候はば永く家相立候。武具相払節者銀高におよび候。大小・馬具・鎧・鉄砲・家売払い、残銭者親類の内慥なる人之相殺の事、若随為二一事一存二曲折一合違者梵天帝釈四大天有惣日本国中六十余州大小神祇殊伊豆箱根両所権現、三島大明神八幡大菩薩天満大自在天神部類眷属神罰冥罰各可レ罷レ蒙者也。

于時、文政九年戌十月日、当家督　維仁、黒丸家元祖より代々御先祖様。

極ニ、日雇者不置書付作人に出呉様

前田
一、上　畠　弐畦十歩　粟三斗五升
大田
一、上　畠　弐畦十一歩　粟三斗五升
大田
一、上　畠　壱畦四歩　粟壱斗五升
一、屋　敷　四畦四歩　粟六斗大野畠
一、屋　敷　五畦　粟七斗五升
小河原ひらが下
一、下　畠　四畦十六歩　粟四斗五升
田方
一、中　畠　四畦　粟五斗
古城平
一、下下畠　三畦廿九歩　粟三斗

合粟　三石四斗

利銭五十貫文内拾貫文模合掛行残而四十貫文

取納金六石相払（※売却の意味）

右之通に而作人に取、又外に一屋敷七畝廿七歩并いつく島畠五畦餘自作にいたし、前畠狩集木綿植、其分者不レ置レ出候共作職可レ然、然者粟四石ばかりも出来候はば仕用相済筈也。両所一反三畦ばかりを三年出来して四石七・八人家内迄者随分有レ之。

田方
一、中　畠　四畦　粟五斗
一、下々畠　三畦廿九歩　粟三斗

合粟三石四斗

利銭五十貫文内十貫文模合掛行残而四十貫文

小仕用、取納金六石相払

右之通にて作人に取、又外に一、屋敷、七畦廿七歩并いつく

島畠五畦余自作にいたし、前畠狩集木綿植、其分者雇者不置出候共作職可」然、然者粟四石計りも出来候はば仕用相済筈也、両所一反三畦ばかり三斗出来して四石、七・八人家内迄者随分有」之。

一、人者兎も角も朝起いたし、家内見締雇者仕毎申付け、日新に諸事行届候儀要用に候、自分にも中年相過候。野行等第一に不」致候て不二相成一事也。

一、分限とは人々所帯高、有」之所帯におふせず衣服身の回り、其外ものすき有」之候はば不二引入一候而、不二相成一道理有と知るべく、上下袴破損いたし候はば、手織木綿にて相調、

一、よく〳〵世間の有様を思案するに一代之内立身する者加じゃと思う子也。二男にて作職を以て、立身思いたよらん事は其故者田畠等壱反五畦も我物と云い、それに作人相成候はばとて上納并こやしもとで差引候はば、左程残りも無」之、一代立身不二相見得一、加じはもとで銭有」之、炭・地金買入置細公（工）いたし候はば宜きもの也。以上

この「壱生記」を読了して感慨無量である。親の子を思う心がせつせつと伝わる。一方福山郷士の上級階層の生活と意識の全貌を知ることができる。

「島津斉彬譜中」に、一、弘化之度、宰相様より分て被二仰渡一候奥出入並に酒会之儀……。この訓諭は調所笑左衛門（弘化三年（一八四六）、琉球の使者池城を使って十萬両の大規模密貿易が幕府に露見し、嘉永元年（一八四八）十二月、江戸藩邸で引責自殺）、厚地家三代目政倚、四代目政純の文書にも同文の記録がある。一、天明之度、被二仰出一候弓・鉄砲稽古之節勝負を取り企て候。一、衣裳之品折角節倹可二相用一、縮緬・羽二重は無用、紬・太織・西洋布・木綿類の内なるだけ麁（粗）服可二相用一。とある。

江戸時代の日本列島改造（田畠の乱開発）・高度成長に相当する時代のあとにくる混迷・頽廃ムードが看取される。

嘉永五年（一八五二）午正月「常平倉大意并偶考」がある。斉彬公の布告である。常年の法は前漢の宣帝の時、耿壽昌といえる人、建議せしにより始りし事にて、其仕向は穀賤時は増価して糴、穀貴時は減価して糶すとて、豊熟の年、米価下値なれば、諸士農民の米穀を以て渡世する者、不勝手なる時、値段をまして倉に入置、また高値ある時は、無禄の諸士、或は職人、市中浦々の面々困窮をなす。

上の米価を一石にて十貫文と定めたる賦にて、納米十石代銭百貫文、同百石同千貫文、右之通に中年ならば少しの割を加え、中年の価相応に買置き、納米十石代銭八十貫文、同百石同八百貫文、右之通下値になりては渡世する者共難渋するものあらば、中年買入の石数は勿論、別段相嵩め買入すべし。納米十石代銭八十五貫文より九十貫文迄、同百石同八百五十

貫之より九百貫文位迄、引つゞき豊熟にて米価下落し、諸人困窮の節は買入の石数を増し、上下よき程の米価に相成候。納米十石、代銭百二十貫文、同百石同千二百貫文。右之通り高値にして諸人困窮するときは、貯え置きたる米穀を下値にて売出し、窮民を救うべし。納米十石代銭九十貫文より百貫文くらい迄、同百石同九百貫文より千貫文くらい迄。などの内容である。当平倉の企画には西郷隆盛らの献策もあった。

また「近年諸士の風俗よろしからず、聯なる事より争論に及び、竹木を以て打合い、郷中集会等も不行届の向も有」之」という有様で諸士の貧窮・没落・頽廃ぶりが推察できる。

真宗本願寺法主蓮如の「譲與大谷本願寺御影堂御留守職事」（応仁二年（一四六八）三月二十八日）の文書に、「兄弟中器用の者を住持とす。兄弟は多勢である故に等閑なく、扶持あるべき者なり」とある。あの戦国時代、織田信長に対抗出来た最大の宗門勢力の本願寺にあって、法主の地位をめぐっての扶持が云々されることを思えば、薩摩藩の貧困・頽廃は当然といえる。

「斉興公御譜中」（文政二年（一八一九）閏四月、「吾国家財政艱難、府庫空乏、加」之以四年前、幕府命諸国河流修築之費、乃借金於三都巨商、或募二国中士民一、右補方五か年之約定候之処、其見当無」之付、領国中重出米（士家世禄ヲ課シ、許多米歳出）之儀再三ニ及ブ」とあり、藩財政は破局にあった。

安政四年丁巳正月廿四日写之

外城附

此主　神田橋半右衛門

一外城附　附郡付之事
一高附　附諸士人数之事
一外城寺数　附名付之事

薩隅日外城郡付之事

一薩州　拾四郡　外城五拾三
一隅州　八郡　外城四拾壱
一日州　壱郡　外城弐拾
一合　薩隅日弐拾三郡
一合　外城数百拾四

一高弐万三千四百九拾八石八斗　村弐拾四ケ名　鹿児嶋郡　鹿児嶋
一同六千五百七拾八石六斗　郷士六拾九人四ケ名　寺数四ケ寺　吉田
一同壱万千八百壱石五斗　郷士弐百拾八人八ケ名　寺拾ケ寺　谷山郡　谷山
一同三千九百六拾八石六斗　寺弐ケ寺　弐ケ名　肝付典膳私領　喜入郡　喜入
一同七千八百拾石六斗　郷士弐百四人　寺六ケ寺　指宿郡　指宿
一同弐千七百拾五石九斗　郷士四拾人　寺弐ケ寺　四ケ名　山川

一同七千八百拾石六斗　郷士弐百拾四人　六ケ名　寺十壱寺　頴娃郡　頴娃
一同四千百八拾石七斗（？）　郷士七人　六ケ名　寺五ケ寺　知覧
一同七千八百拾六石八斗　郷士百拾壱人　拾四ケ名　寺弐拾四ケ寺　川辺郡　川辺
一同九千三百弐拾八石六斗　郷士弐百八拾八人　拾ケ名　寺弐ケ寺　加世田
一同弐千五百四石三斗　郷士弐拾四人　三ケ名　山田
一高弐千四百八拾石　寺弐ケ寺　鹿児　喜入主膳私領
一同弐百七拾二石五斗　郷士拾弐人　弐ケ名　寺五ケ寺　坊泊
一同三百三拾七石四斗　郷士八人　弐ケ名　寺四ケ寺　久志秋目
一同三拾六石五斗　壱ケ名　硫黄嶋
一同弐拾石六斗八升　壱ケ名　竹嶋
一同四拾五石壱斗　壱ケ名　黒嶋
一同八百三拾弐石八升　壱ケ名　七嶋
一同三千六百拾五石九斗　郷士百七人　五ケ名　寺四ケ寺　阿多郡　阿多
一同六千百七拾四石三斗　郷士百弐人四ケ名　寺十九ケ寺　田布施
一同六千九百九拾五石八斗　郷士百九十五人　拾ケ名　寺十九ケ寺　伊作
一同千八百五拾七石弐斗　寺弐ケ寺　壱ケ名　嶋寝仙十郎私領　吉利
一同弐千拾四石九斗　寺弐ケ寺　壱ケ名　嶋津中務私領　永吉
一同壱万七千七百拾八石　郷士百四拾壱人　寺三十ケ寺　伊集院

一同五千四百六拾壱石六斗　郷士六十弐人　六ケ名　寺六ケ寺　郡山
一同九千三百三拾四石壱斗　郷士百六十三人　八ケ名　寺十三ケ寺　市来
一同四千七百七拾六石　郷士百十人　四ケ名　寺八ケ寺
一高千七拾弐石三斗　郷士五拾弐人　弐ケ名　寺弐ケ寺　薩摩郡　百次
一同千三百三拾弐石七斗　郷士六十九人　壱ケ名　寺三ケ寺　山田
一同五千八百弐拾石弐斗　郷士八十五人　三ケ名　寺八ケ寺　隈之城
一同弐千四百八拾六石六斗　寺弐ケ寺　壱ケ名　北郷四郎私領　平佐
一同千八百七拾六石四斗　郷士四拾九人　弐ケ名　寺弐ケ寺　高江
一同千三百六拾石五斗　郷士四拾弐人　寺弐ケ寺　中郷
一同五千九百三拾三石四斗　郷士弐百五拾人　八ケ名　寺弐ケ寺　東郷
一同八千三拾七石六斗　郷士百八拾壱人　六ケ名　寺三ケ寺　樋脇
一同四千六百三拾四石四斗　寺弐ケ寺　入来院主馬私領　入来
一同五千六百九石九斗　郷士百五拾七人　五ケ名　寺拾壱ケ寺　高城郡　高城
一同六千百八拾九石壱斗　郷士九拾六人　五ケ名　寺八ケ寺　水引
一同六千四百拾六石六斗　郷士三十八人　八ケ名　寺九ケ寺　出水郡　阿久根
一同弐千四百八拾四石　郷士百七拾七人　拾ケ名　寺弐ケ寺　長嶋

一高四千六百二拾三石壱斗　郷十百三十弐人　弐ケ名　寺拾ケ寺　野田
一同四千八百三拾壱石四斗　郷十百廿三人　六ケ名　寺九ケ寺　高尾野
一同壱万六千三百四拾五石　郷十八百四拾四人　弐拾四ケ名　寺十六ケ名　出水
一同七千九百八拾七石六斗　郷十三百弐拾九人　拾六ケ名内壱ケ名小川内之内　寺十四ケ寺　大口
一同千八百弐拾八石六斗　郷七十八人　壱ケ名　寺弐ケ寺　山野
一同三千七百三石弐斗　郷十百拾四人　九ケ名　寺五ケ寺　羽月
一同弐千四百六石三斗　寺壱ケ寺　嶋津将監殿私領　佐司
一同千三百七拾石壱斗　壱ケ名　寺弐ケ寺　黒木
一同四千弐拾七石弐斗　郷十六十四人　四ケ名　寺弐ケ寺　鶴田
一同七千百四拾九石四斗　寺弐ケ寺　八ケ名　嶋津図書私領　宮之城
一同八百九拾石九斗　郷十弐十人　五ケ名　寺壱ケ寺　山崎
一同五千四百五拾六石六斗　郷十八拾六人　三ケ名　寺弐ケ寺　大村
一同千三百拾九石弐斗　寺弐ケ寺　壱ケ名　蘭牟田
一同弐千八百七拾六石五斗　郷十百五拾七人　寺四ケ寺　弐ケ名　甑嶋郡　甑嶋
一合高弐拾七万弐百弐拾三石弐斗壱升五合三勺四才

大隅八郡

一高壱万九百四拾九石九斗　郷十百八十八人　十五ケ名　寺拾ケ寺　帖佐　始羅郡

一同八千百四拾四石六斗　郷十三百八人　ママ　寺八ケ名（寺の誤り？）　蒲生
一同四千五百六石壱斗　郷十六十九人　六ケ名　寺三ケ寺　山田
一同八千七百拾六石壱斗　寺六ケ寺　六ケ名　加治木
一同三千六百弐拾壱石三斗　郷十三拾壱人　三ケ名　寺弐ケ寺　溝辺
一同弐千弐百七拾六石五斗　郷十五十人　三ケ名　寺三ケ寺　曽木　姶良郡
一同三千五百五拾七石五斗　郷十九十三人　三ケ名　寺弐ケ寺　馬越
一同三千六百四拾四石四斗　郷十百弐拾三人　四ケ名　寺六ケ寺　本城
一同千七百弐拾七石九斗　郷十三十五人　弐ケ名　寺弐ケ寺　湯之尾
一同三千百四拾壱石六斗　郷十八十八人　ケ名　ムン（六？）　寺三ケ寺　吉松　桑原郡
一同六千五百八拾石弐斗　郷十百四拾弐人　七ケ名　寺七ケ寺　栗野
一高壱万弐百七拾六石四斗　郷十弐百壱人　拾八ケ名　寺三拾ケ寺　國分
一同四千八百六拾石壱斗　郷十五十壱人　三ケ名　寺二ケ寺　敷根
一同四千五百七拾壱石四斗　郷十百八十四人　三ケ名　寺十五ケ寺　財部
一同壱万四千百九拾弐石　郷十弐百五十壱人　七ケ名　寺弐ケ寺　末吉
一同弐千七百拾六石三斗　郷十七拾八人　四ケ名　寺二ケ寺　恒吉
一同千六百九石六斗　寺三ケ寺　弐ケ名　嶋津仁十郎私領　市成

一同弐千百九拾五石四斗　福山
一同千弐百拾五石九斗　牛根
一同千六百七拾四石八斗　櫻嶋
一同五千四石五斗　垂水
一同四千百六拾八石六斗　大根占
一同六千五百六拾六石三斗　小根占
一同三千四百六拾五石四斗　佐多
一同八百九拾石八斗　田代
一高三千八百七拾六石三斗　横川
一同弐千七百四拾七斗　日当山
一同三千七百六拾壱石壱斗　踊
一同五千百九拾七石壱斗　曽於郡
一同四千七百七拾九石弐斗　清水
一高三千六百九十八石四斗　内之浦
一同八千百八石八斗　高山
一同四千七百九十八石　姶良
一同七千三拾石三斗　大姶良
一同壱万三千弐十四石弐斗　串良
一同八千三拾四石六斗四升　鹿屋
一同弐千百六拾九石　高隈
一同五百六拾二石四斗　百引
一同八千七百弐拾五石四斗　種子嶋
一同千三百八拾四石八斗　屋久嶋
一同百七拾八石五斗　壱ケ名　永良嶋
一合高弐拾万三千四百三石五斗六合九勺七才

日向壱郡

一同弐千九百拾三石七斗　吉田
一高弐千百八石三斗　馬関田
一同七千弐百六拾九石弐斗　加久藤
一同七千五拾九石五斗　飯野
一同六千八百弐拾八石弐斗　小林
一同五千五百六拾八石九斗　高原

一同弐千四百六拾五石壱斗　郷士百七拾壱人　寺弐ケ寺　三ケ名　野尻
一同八百五石六斗　郷士三拾三人　□弐ケ□　紙屋
一同千百五拾五石弐斗　郷士百九十四人　寺弐ケ寺　壱ケ名　須木
一同千八百三拾石四斗　郷士百六人　寺弐ケ寺　弐ケ名　倉岡
一同四千四百三拾八石壱斗　郷士弐百拾弐人　寺三ケ寺　穆佐
一同弐万千三拾七石八斗　郷士四百九十四人　寺拾壱ケ寺　拾壱ケ名　高岡
一同七千八百八拾三石七斗　郷士百四十五人　寺十ケ寺　七ケ名　高城
一同三千三百六拾四石　郷士六拾五人　寺五ケ寺　三ケ名　山之口
一同弐千八百四拾八石四斗　郷士三拾八人　寺一ケ寺　勝岡
一高弐万八千三百拾五石　寺弐十ケ寺　弐十六ケ名　嶋津筑後私領　都之城
一同千八百三拾四石壱斗　郷士六十四人　寺弐ケ寺　三ケ名　松山
一同壱万弐千弐百五拾石六斗　郷士弐百六十四人　寺五ケ寺　壱ケ名　志布志
一同八千三百拾四石八斗　郷士百弐拾五人　寺三ケ寺　拾壱ケ名　大崎
一同四千六百拾七石七斗　郷士百五拾六人　寺四ケ寺　弐ケ名　綾
一合高拾三万五千六百九拾弐石五升五合弐勺

本琉球拾嶋

一高頭九万八百八十三石九斗壱合弐勺七才

道之嶋

一高頭四万六千九百三拾七石五斗七升八合八勺

惣合高頭

合　七拾四万千弐百石三斗四升四合八勺壱才
万治年より延宝三巳年相極也

惣合

七拾八万弐千七百七拾弐石

内高四拾九万三千百三石三斗　諸士領地
内三拾壱万七千拾三石　鹿児嶋士高
内九万八百八拾三石九斗　琉球持
内八万五千弐百六石　外城郷士
内拾弐万石　御蔵入
内壱万五千五百五拾六石　国分御蔵入
内四万弐百三拾石六斗　弐丸御蔵入

惣合郷士八萬人

鹿児島元屋舗

千七百六拾弐ケ所

内五拾ケ所ハ御城中
内六百拾四ケ所ハ上龍門前迄
内千九拾壱ケ所ハ門前迄

※所有者は姶良郡栗野町、内丸廉氏所蔵である。

徳川家康は、完全な武力的封建制を確立したが、経済の運営については町人に一任した。町人たちはいわゆる経済的封建制度を構えて利益を壟断（ろうだん）した。最も豪奢な生活を享受でき

たのは一連の金融業者であった。

蔵役所の藩米に家臣団に下附された「御蔵米下渡しの手形」を各人毎に割竹に挾んで俵に挿して置く。

彼等に支給された米穀を受取り、売捌いて金貝にかえ、手数料を差引いて家臣たちに渡す。多くの武士たちは米穀を書入れ（担保）して、金銀の貸付を受ける。

一年を三季に、すなわち春（二月）、夏（五月）、冬（十月）、三回にわけて支給される。春と夏を御借米といい、各四分の一、冬は御切米といい、残り四分の二の米を貰う。貰う順序も抽せんで決める。武士たちが全部米穀を受取るのではなくて、三分の二「米」・三分の一「金」またはその逆があり、米と金それぞれ半々もあった。

たとえば米百石、この利息米一か月一歩半（一分五厘・一石五斗）の利息で、一か年の利息米十八石になる。

大名・旗本は金貨、武士たちは銀貨、百姓・町人は銭という慣行で、手当・賞与・褒美もこの形式による。日常生活をするには、それを銭に替えるため両替屋が繁昌する。一文剃（床屋の料金）、一文茶屋（御茶一杯）、薬種砂糖は一斤何匁というように銀目で売買された。職人の手間賃・借屋の店賃は銀目、町人の日傭取りは銭でいくらと呼んだ。武士が君主に献上するときは必ず金銀貨、農工商の者たちは青綱（青い苧縄）に銭貨をつなぐ）何文であった。

小野武雄氏編「札差と両替」に、「知恵才覚があるゆえに、いつか世に現われて大儲けのできるであろうことを目論んで、人をたぶらかしたり、他人の金銭訴訟を買っててで、負けるべき裁判を逆転して勝ち取ったり、他の仲直りなどを取り持って、金銀をすかし取ったり、認可されそうもない大事を目論んで、公儀へ願い出ておいて金持から多額の金を詐取したり、贋物を作って人を欺いて金を騙し取る。すべて身を労しないで、渡世する。そういう輩がたくさん現われる。俗にこれを山師という。「苦労して少額の元手金を得た者も、山師となってボロ儲けをした者も、その金銀を高利で貸して、金銀に金銀を生ませようとするのが、近年の風俗となった。高利貸しの風潮は近ごろ高貴の方々へも感染していったらしい。公然と商売のできない貴族たちは、経済的に社会の発達、経済の拡大、生活の向上についてゆけないので、何らかの方法で利殖をはからねばならない。高貴のお方は、貧賤の者を憐れみ、慈愛を垂るべきであるのに、貧賤者の懐中から奪い取るとは…」（世事見聞録）とある。

薩摩藩では専売制度や屯田制度を実施していたので、封鎖的自給自足経済が進行し、貨幣経済の浸透は江戸末期であったと思われる。

第二節　外城の哀歓

鹿児島市鶴丸城の藩主居館を軸として、百二に及ぶ外城が設定された。

外城とは名ばかりで地頭仮屋があるというにすぎない。それぞれの郷に於ける政治の中心地となっていた。

いわゆる「元和堰武」幕府統帥権の象徴である一国一城の施行に準拠するものである。その権能である諸大名改易・転封策をつうじてその目的が貫徹され、寛永九年（一六三二）には諸大名を含めての軍役制度が確立し、将軍秀忠の武家諸法度・公家諸法度をふまえた徳川将軍家の絶対的優位を完成した。

九州全域を征覇した薩摩藩の膨大な武士人口を扶持していくには、地方に分散させて独自に屯田させ、自活の道をとらせる必要があった。鹿児島城下士として非生産者（戦時以外は単なる月給とり）である武士を丸抱えすることは到底不可能で、諸士以下四万五千余戸の中で城下士が五千三百五十五戸を占めていた（明治四年）。

外城には一所持の私領と地頭の治める直轄地とがあり、寛永年間（一六二四）以降私領主も地頭も鹿児島定府（定住）となった。鹿児島に定住し任地の政務を総括し、一任期中に一回程度の巡視がなされた。

福山の地頭は、①山田越前守有信（慶長十四年（一六〇九）六月十四日没、六十一歳、利安慶哲居士）国分・清水地頭兼任、②山田民部少輔（入道して昌巌、寛文八年（一六六八）九月二日没、九十一歳、慶長四年（一五九九）より就任）、③吉田次郎兵衛（寛永四年（一六二七））、④本田伊與（寛永四年）、⑤本田六左衛門（萬治元年（一六五八））、⑥島津豊前（延宝五年（一六七七）四月二十八日）、⑦島津豊前（天和二年（一六八二））、⑧島津大蔵（元禄五年（一六九二））⑨新納舎人（寛永二年（一六二五）十月）、⑨と⑩の間、約九十年の空白あり、⑩種子島十左衛門（正徳四年（一七一四））、⑪島津内記（享保十一年（一七二六）正月十一日）、⑫蒲生十郎左衛門（享保十六年（一七三一）正月十一日）、⑬北郷助太夫（寛延二年（一七四九）六月十五日）、⑭高橋縫殿（明和七年（一七七〇）正月十五日）、⑮新納織部（天明二年（一七八二）正月十五日）、⑯伊集院六左衛門（寛政六年（一七九四）正月十二日）、⑰高田猛太夫（寛政十一年（一七九九）正月）、⑱森山三十（文化五年（一八〇八）正月十一日）、⑲森十左衛門（文化八年（一八一一）正月）、⑲堀殿衛（文化十三年（一八一六）六月）、⑳田原善左衛門（文政元年（一八一八）八月四日）、㉑島津守右衛（文政九年（一八二六）正月十一日）、㉒東郷半助（天保四年（一八三三）六月二十四日）、㉓頴娃織部（天保九年（一八三八）正月十一日）、㉔島津蔵人（弘化五年（一八四八）正月十一日）㉕島津藤馬（嘉永六年（一八五三）正月十一日）、㉖諏訪数馬（安政六年（一八五九）正月）、㉗三原藤五郎（萬延二年（一八六〇）正月）、㉘二階堂源太夫（元治元年（一八六四）正月）、㉙堀四郎左衛門（元治元年九月）、となっている。二百七十年の間、四十人前後の家老クラスが拝命・交代した

ことになる。

参考までに曽於郡東襲山郷日当山村の島津所管の地頭は、肝付弾正忠兼寛（1）（天正八年（一五八〇）より）、酒匂左衛門（2）（天正年間（一五七三～））、吉田次郎兵衛康清（3）、有馬次右衛門（4）、徳田太兵衛（5）、村田藤兵衛門経固（6）、吉田久兵衛清房（7）（正保年間（一六四四～））種子島為兵衛時寿（8）（明暦二年（一六五六）より）、野村才右衛門昌納（9）（寛文五年（一六六五）より）、碇山源右衛門久包（10）（延宝七年（一六七九）より）、川上左京久辰（11）（延宝八年（一六八〇）より）、新納市右衛門久紀（12）（貞享五年（一六八八）より）、相良源蔵聡香（13）（延宝二年（一六七四））、山口四郎兵衛（14）（享保十一年（一七二六）より）、享保より元治まで不明、元治元年（一八六四）より国分・清水・日当山兼職となる。菱刈杢之介、新納刑部、奈良原幸五郎、築瀬善左衛門、石神万兵衛、上原孫左衛門で廃止になっている。清水郷歴代地頭は山田越前守有信（1）、税所越前入道（2）、鎌田玄蕃政朝（3）、鎌田左京政徳（4）、鎌田源左衛門政有（5）、五代勝左衛門（6）、鎌田源左衛門（7）、島津安芸久雄（8）、桂又十郎忠能（9）、樺山権左衛門（10）、伊集院半兵衛（11）、山田民部有隆（12）、山田新助有従（13）（元禄四年（一六九一）より）、新納主税（14）（元禄十年（一六九七）より）、名越浅右衛門（15）（宝永五年（一七〇八）より）、鎌田十左衛門政常（16）（宝永七年（一七一〇）より）、高橋七郎右衛門（17）（正徳二年（一七一二）より）、島津権左衛門（18）、義岡左京（19）（寛保四年（一七四四）より）、児玉小六実延（20）（宝暦九年（一七五九）より）、中馬源兵衛（21）（宝暦九年より？）、山岡斉宥（22）（宝暦十一年（一七六一）より）、小笠郷左衛門（23）（明和七年（一七七〇）より）、梅田九左衛門（24）（寛政三年（一七九一）より）、桂太郎兵衛（25）（文化二年（一八〇五）より）、有馬礼（26）（文政三年（一八二〇）より）、土岐平太夫（27）、二階堂蔀（28）（天保五年（一八三四）より）、猿渡彦左衛門（29）、小松相馬（30）（嘉永六年（一八五三）より）、島津帯刀（31）（安政三年（一八五六）より）、大久保一蔵（32）（文久四年（一八六四）より）、菱刈杢之助隆徴（33）（元治元年（一八六四）より）、新納刑部（34）（慶応四年（一八六八）より）、奈良原幸五郎（35）（明治元年（一八六八）より）、築瀬善左衛門（36）（明治元年十月より）である。襲山郷は本田中務少輔為親、小島参河守辰綱、財部筑前守平守住、三原遠江守重秋、村田亀丸、上原長門守尚継、税所越前守入道、本田与左衛門公親、税所次郎右衛門篤貞、町田右京忠堯、土持権之助、桂盛杢之助忠保、新納縫殿助忠保、新納縫殿助久宗、別府式部左衛門忠長、市来次郎左衛門、堀四郎左衛門、相良権太夫長規、本田親助、北門権八、種子島宇左衛門、町田源左衛門、佐久間九十九、児玉祝人、北門作左衛門、伊勢新五郎、

国分郷地頭は今井市兵衛入道松関、山田越前入道有信、藤原氏久正作、喜入大炊介入道紹嘉、喜入休右衛門久洪、喜入久右衛門久守、喜入休右衛門、島津又六久峯、島津権七（縫殿）、島津勘解由久当、島津縫殿、島津図書久竹、肝付主殿兼柄（兩）、名越右膳、樺山主計久初、島津仲、山岡斉宥、島津大進、島津杢、赤松造酒、町田監物、川田信濃、菱刈杢之

助、二階堂主計、島津頼母、川上矢五太夫、菱刈杢之助隆徴新納刑部、奈良原幸五郎、築頼善左衛門である。

地頭は最初居地頭であったものが、寛永の頃から城下居住となり、家老以下重役の兼帯、無役でも家格により任命され、所替も頻繁であった。徳田太兵衛の物語（日当山侏儒）、大久保利通の九か月任期、33代以降の国分・清水・日当山三か郷兼務、名越浅右エ門の「但し此の代まで初めて手入これあり」とあるのは、地頭就任の監察であろう。地頭屋形から郷内諸般の政令が発せられたが、その屋形は頗る貧相な建物にすぎなかった。

郷士年寄は地頭の直属として横目、組頭と三役を形成し、郷行政の最高責任者である。郷士年寄は初め曖といい、のち郷士年寄とよんでいる。清水村史には十代の地頭の時代まで「所頼の人」とよんでいる。曖と郷士年寄は時代により転々として呼称している。国分郷では曖役三組とし、一組四人編成である。四人で一年あて勤務するので、月当番一人を充てていたと思われる。「地頭所御給については御祝儀として郷士年寄両人、組頭両人、横目一人、地頭横目両人、郡見廻一人、庄屋一人参上……」（清水村史）とある。

鹿児島県史には郡見廻、竹木見廻、山見廻、行司、普請見廻、道見廻、牧司、溝見廻、高帳方、石切主取、木挽主取、大工主取、庄屋、浦役があり、郷士が任命された。村の百姓から選ばれる役は名主、作與頭、水守、下山見廻、小触、浦には弁指（別当・小別当ともいう）、年行司、小触、野町では別当、年行司があった。その他與頭助、横目助、定横目、郡方、溝見舞、高帳掛、宗門方掛、御軍役方、山方曖、山方掛、御薬園掛、牛馬役、用水掛などの呼称もあり、時代によって多少の異同が見られる。

「島津重豪国分仮屋御止宿の時浜之市まで御供相務め、彼地より御船　、その御供として清水士六十人、組頭、横目、地頭横目、菅笠、羽織、袴。」とある。止上文書に止上社修理の嘆願に対し、寺社奉行より曖衆に建物の坪数を減じて修理すべき旨回答している。寺社奉行から地頭職より社家頭取に文書が発せられる。曖拝命の時、麻袴で刻限を指定され、鹿児島地頭屋形へ出頭任命を受け、礼物を持参し、重役以下挨拶言上の慣習があった。郷士年寄の見習格、郷士年寄の下に郡見廻、組頭（数人）、横目（数人）で構成するが、その選任は門閥によった。藩の下に郷（郷士年寄）、村（庄屋）、方限（名主）、門（名頭）、家部（名子）が直属した。「元家部」（かぶ）「移り家部」、「入り家部」と呼び、名頭は長男筋、次弟が其の門の名子になる。家部を構成する用夫（いぶ）、用女、子があり、用夫は15歳から60歳までの貢租負担者をいう。この門割制度は外城制度と表裏の関係にある。即ち名頭は各門の主長で、名子は各戸の家長である。農民に独立の人権を与えず、

直属関係を一本化し、収奪と土地の均等配分とを目標としている。耕地は錯圃制をとり、経済的平均化・天災地変に対する被害の均等化などが考慮されていた。門は元来血族、姻族で形成されていたが、後にはそれ以外の者も存在した。日当山では嘉例川(27)、東郷(33)、西光寺(17)、飛地の朝日(12)の門がある。二十石以上を門といい、以下を屋敷という。小田では門(50)、浮免(3)となっている。浮免(うきめん)は門地より浮びでた古田畑で、郷士の自作自収する給地(給養源)であり、抱地(かけち)が藩主の許可をえて、自費で開墾した新農地であるのと対象的である。門地は郷士に納める「給地」と「蔵入地」の二本立てで、「重富館へ御蔵入」とある。(国分諸古記)農地の一つに「大山野」(うさんにゃ)がある。原野であるが仕開け、植林をくりかえし、入会地としての便宜を与えた。姫城山野もその名残である。霧島の桂内では最近まで「部一山」の慣行があった。伐採後の配分は仕立人一、領主二の割合を踏襲していた。えぴす、大黒天を祭る福山浦町(浜津脇)や浜之市納屋は浦浜である。浦役、弁指(べんざし)部当(べっとう)の役人を置き支配した。浦では水主役として藩船の乗組、浦々の逓送などの水上における賦役である。小村浦町で「浦浮免四百八十三石余が、享保年間、願いにより夫役米二升に改定されている。清水郷地頭仮屋絵図によれば塩硝(火薬)小屋、大砲小屋、籾倉、門が瓦葺で、定番所、馬屋、玄関、本宅、雪隠は茅葺で、中門で定番詰所と仮屋とを区切っている。築山の庭があるだけで邸宅とはいいがたい建造物であり、大工主頭以下四名、木挽二名で一か年をついやし、「天保二年夏完工」(一八三一)の棟札がある。地頭仮屋を中心に郷士達の麓、その周辺に在(農民)があり、野町がある。正徳元年(一七一一)十月に岡野から野町に改称し、野町は部当(町役)、年行司、小部当が支配した。国分の本町と唐人町がそれにあたり、国分諸古記の「元禄十一年(一六九八)村里改め」で総人数六百十四人、内名頭百二十二人。唐人町は四百六十九人と九十七人である。国分の正八幡の辻ノ角附近を窪町という。「国分野町用夫四百十七人」とあり、諸古記に「本町堅馬場末に高麗町…」島津義久の寵愛をうけた政商林氏が支配している。初代国分地頭喜入大炊入道紹嘉との親交もあった。慶長十七年(一六一二)春、国分外城となり、地頭として国分附家老喜入紹嘉が慶長十六年(一六一一)に就任している。あと喜入吉兵衛久洪、喜入久右衛門、島津又六、島津権七、島津図書、肝付主殿、名越右膳、横山主計、島津仲、山岡斉宥と家老・大目付家老・若年寄級が地頭職についている。寛文七年(一六六七)二月、国分曖衆から老中衆へ御伺いとして「先の地頭の時代、曖衆十二人にて四人替合で一年宛務めているが、今後も替合をして良いか」との上申に対して、「何処の地頭所も替合は認めていない」と回答し、曖の野村源右衛門が城中

御吟味衆野村弥五左衛門から、島津図書老の御指図として、「国分曖役十二人にて相勤め候へ共、此節より四人定役に仰せ付られ…」(国分諸古記)とある。地頭喜入紹嘉は在任二十年余私宅を以て地頭所としていたようで、絵図に「当分地頭所」とあり、舞鶴城西側である。義久の長女於平様、三女亀寿様(お上様)との関係で役宅と兼用したものらしい。お上様(島津家久夫人)逝去の翌年寛永八年(一六三一)島津家久(十九代)が喜入紹嘉宅で、紅葉と題して歌会を催している。

福山の庄屋跡は凡そ次のように推定される。大廻磯脇、原田栄熊宅、南園、南園仲太郎宅、小廻、川畑篤蔵宅、福沢、前田重蔵宅、佳例川前川内、東野三郎宅、比曽木野、福元甚左衛門宅が庄屋跡であろう。

門割として大廻十五門、すなわち本村門、磯脇門、原田門、寺屋敷門、今塩屋門、立和田門、大園門、久田門、木山門、山形門、福岡門、川畑門、田重田門、年田尻門、高田門。南園七門、口之町門、豊平門、重留門、宇都門、鈴木門、福森門、下川門。小廻十五門、すなわち今村門、森園門、二間瀬門、松林門、米沢門、田中門、塩屋園門、広瀬門、福重門、小河原門、中村門、湊門、石原田門、西門、浜田門。佳例川十門、すなわち仮屋門、有村門、小川門、上鍋門、北田門、立元門、牧野門、大玉門、徳満門、宮路門。新原三門、すなわち中村門、松崎門、有村門である。

庄屋は「庄屋浮免」として検地門割の際、庄屋持分として一定の農地を割き、配当自作せしめる「身分権」と、その役職に対する報酬として、検地の際門割より割除き、庄屋に給し自収せしむる「勤務給」とがあった。庄屋の下に名主あり、各門の長である。名主の下に名子がある。

地頭に直属する郷士年寄、組頭、横目、郡見廻、書役、庄屋、竹木見廻等があり、定役と呼び、月三回程度地頭役所に出勤、政務を処理協議した。延宝元年(一六七三)以前は「所頼之人」、そののち「曖」、寛政二年(一七九〇)より「郷士年寄」、元治元年(一八六四)より「曖」と改められている。組頭は家中一般の取締り、子弟の教育、士気の振興を任とした。横目は地頭横目、表横目、本横目あり、地頭横目は警察・人事権を司り・地頭出座の際の警護、本横目は楮・漆の取締り、人事問題、ほかに経済査察(物価・焼酎・醤油・種子油など)業務も担当した。郡見廻は土地勧業、年貢関係、公文書の発送などに当り、書役は諸般の文書を書記した。庄屋は「肝煎」とも呼ばれ郷士から任命され、上意下達、下意上申のパイプ役である。農耕・貢租・夫役・祭礼など諸般の指揮監督に当る。最初は百姓役であった。触役は百姓の小触役に諸般の事項を触れ渡す役である。竹木見廻は山林の業務を司り、これら定役のほかに楮掛もあった。郡見廻のなかに櫨・

楮・竹木・用水・山方・御薗・薬草園の諸掛があった。庄屋の任期は八年であるが、例外として十三年、五年の任期もある。

福山村、福澤村、佳例川村の三村で、高二千七百七十九石六斗六升三合余、士族千三百六十三人内男六百八十九人、女六百七十四人、卒三人内男二人、女一人、旧神官九十五人内、男四十九人、女四十六人、平民三千四百四十二人内、男七百七十六人、女千六百六十六人、人員総計四千九百三人、総合戸数九百九十八人となっている。

士分の階層には「一か所士」とよばれる二石以下の士、「無屋敷士」とよぶ無高の士もあった。二石以上を「高持士」というが、足軽（中間）は番衛を主務とし、家中士と同じく高持中間、一か所中間、無屋敷中間の区別があった。次に穢多・非人は最下級に位置づけられた賤民で、穢多は皮革業、罪人の逮捕、処刑などに従事させられ、非人はこじき、罪人の引回し、死人の片付けにあたる等、一般良民とは区別されたが、良民に復権できる道があり、その点身分的には穢多より上位におかれていた。要夫は各家部の一員で、家部の家長を名子とよぶ。家長たるべき嫡男が十五歳に達したものを新名子とよぶ。六十歳になり要夫外れとなった名子を先名子とよぶ。名頭の家に後継者がないときは門内の名子に名頭家部の後継を命ずることもあった。この場合には新名頭は旧名頭の家部に対し若干の謝礼を提供する風習があり、名頭に対しては名子に対するよりほ広い面積の土地を割り付け、名頭はこれを自作して、余りあるときは門内の名子に小作させる特典があり、名頭にして六十歳に達したものは別に隠居料として、一定の土地を割賦し、一門全体の合力を以て耕作し、その土地に係わる年貢諸役は一切門中で、これを弁務する優遇法もあった。（旧鹿児島藩ノ門割制度）鹿児島大学原口虎雄教授の指摘されるように、「どこも似たような貧乏暮しの百姓ばかり」武士にしても上級士を除いて自給自足、「商人は日々の米薪の代を得ば仕合せと思う」程度の町家である。一年に国分の上小川で二回、向花で三回、真孝で一回、小村で三回、正八幡で一回だけ市が立つ。国分の浦町は浜之市、小村、永浜の三か所である。（薩藩町方の研究）宝暦六年（一七五六）三月二一日佳例川村御検地名寄帳を一覧表にして次頁に掲出する。

租税の賦課法は、田畑の肥瘦に応じて、上、中、下、下下四等級に査定し、一段毎の収穫高を定め、其の高に準じて租額を決定した。そして定免・見取の二法を以て、租税を徴集した。定免とは数年収穫を平均して、その額を定むる法、見取とは毎秋の収穫を検見し、豊凶によって差等をなす二法とがあった。故に前者はその土地耕作の安全にして確実なる所に、定免を適用し、後者は河岸、山麓、原野の開墾地等、定免の租を課し難きものに限りてこれを適用した。但し定免地

門	男	女	馬	田	畠	屋敷	籾	大豆	上木籾	高	茶	桑	柿	小唐竹	紫竹	楮
前田門	一一人	七人	六疋	七町七反七セ六	二町四反三セ二	三町九反一セ三	四三石二斗九升四	三一石二斗九升一合六	七斗四升〇合	二七石六斗六升六合〇勺	三〇斤	四本	三本	〇束	〇束	〇本
堂脇門	九	六	二	一・〇・〇・〇二	二・七・二・〇八	三・七・〇八	五八・二・九・七	三九・一・二・一・六	二・八・四	三五・七・九・四・七・〇	六〇	一	一	六	〇	〇
福元門	六	三	二	八・八・二五	三・二・六・二三	二・一・一・一四	五二・二・〇・〇	三七・三・二・〇・〇	五・〇・〇	三二・八・五・四・一・七	〇〇	四	一	五	五	〇
有島屋敷	一〇	四	二	五・二・二〇	二・〇・九・二二	一・九・一八	三三・〇・一・〇	二一・〇・四・二・三	一・〇・〇・〇	二〇・八・四・三・九・九	〇〇	一	〇	〇	一五	〇
有村屋敷	六	三	四	七・一・一六	二・四・五・二六	二・五・〇三	三九・二・一・五	二八・三・二・五・〇	一・〇・〇・〇	二五・〇・〇・〇・〇・〇	〇〇	一	〇	〇	〇	〇
引地門	七	九	八	一・一・二・二四	三・三・六・一三	四・四・〇五	四九・三・四・〇	三六・三・一・六・〇	一・〇・〇・〇	三一・三・六・四・五・九	〇〇	〇	一	〇	三〇	〇
富田門	八	九	二	八・六・二四	三・〇・四・二九	二・三・一三	三八・九・六・〇	二八・一・六・八・四	一・〇・七・〇	二四・四・九・三・八	五〇	七	二	〇	六	一
上福元門	一六	五	二	一・二・〇・二二	三・九・七・二九	四・二・一二	五三・一・六・六	三九・三・四・九・〇	七・九・三	三四・一・六・七・三・〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
米沢門	八	三	〇	一・二・〇・〇〇	四・六・四・一六	二・〇・〇九	五二・〇・二・〇	三三・三・三・四・〇	一・五・八・四	三三・六・一・七・八・〇	六〇	一	一	四	四	二
米丸門	九	四	二	一・一・七・二三	四・六・七・二八	二・八・一〇	五二・〇・四・七	三九・〇・〇・七・〇	六・四・二	三三・三・〇・四・三・八	五九	五	一	二〇	〇	〇
横井門	四	五	二	六・一・一・二九	二・三・八・〇七	一・六・〇九	二七・〇・一・五	二七・〇・七・五・三	四・四・二	一七・二・七・五・八・三	三〇	二	二	三	〇	〇
福永屋敷	四	一	二	六・三・一〇	二・〇・一・〇六	一・〇・〇三	二五・〇・一・六	一八・一・四・七・〇	一・四・七・〇	六・〇・〇・〇・〇・〇	五〇	二	九	〇	〇	三
徳丸門	一〇	四	二	一・二・三・一八	四・三・六・〇九	三・六・〇六	五一・〇・九・六	三八・〇・九・八・〇	一・〇・〇・〇	三三・七・五・四・一・六	〇	九	〇	〇	三	一
庄屋浮免	—	—	—	六・二・〇七	二・〇・三・一〇	五・〇〇	三〇・一・七・一	二三・三・〇・〇・四	三・一・四	一九・二・〇・九・三・〇	一〇	二	〇	〇	〇	一
水作浮免	—	—	—	五・一三	一・五・二四	—	二五・〇・二・〇	二・二・一・〇	—	九・三・六・五・六・二	—	—	—	—	—	—
総計	一〇八	六三	三六	一二・六・五・一九	四三・六・五・〇三	三・六・九・〇五	六二八・八・三・七	四三九・一・一・六・六	八・三・九・九	三八二・六・六・六・七・八	一・一六九	五〇	二一	三三	五九	八

といえども、風水害、早害等の大損ある時は見取の法により、毛見の上、その幾分かを減除していた。見取法により其の収量を定めるには、毎秋収穫前に係役人が実地検分の上、これを評定して、其年の租額を決定した。今江戸時代の一般的な一段毎の穫米とその租額を示すと次のようになる。

上田穫米　壱石五斗　租米　七斗五升　上畑穫米　壱石一斗　租米　五斗五升
中田穫米　壱石三斗　租米　六斗五升　中畑穫米　九斗　租米　四斗五升
下田穫米　壱石一斗　租米　五斗五升　下畑穫米　七斗　租米　三斗五升
下下田穫米　九斗　租米　四斗五升　下下畑穫米　五斗　租米　二斗五升
屋敷穫米　壱石一斗　租米　五斗五升

右は五公五民の場合の租率である。大体四公六民を踏襲したと思われる。一石につき三斗五升を以て常租とするも、他に一定の附加税があって、計三斗五升八合となる。前掲の宝暦六年三月、隅州桑原郡日当山郷佳例川村御検地名寄帳（旧福留康博蔵・現中央公民館蔵）を見ると、前田門の下屋敷七畝十四歩、大豆一石六斗余、柿一本、籾一升、桑二本、籾二升当二十二束、名頭福助の母、妻にも賦課されている。茶三十匁、籾四合二勺。

上田八畝八歩、籾六石八升、中田一反六歩、籾七石一升、下田八畝二歩、籾五石四升、下下田一反十五歩、赤籾四石二升、中畑六畝二八歩、大豆三石四升七合、下畑一反九畝、大

豆二石二斗五升、山畑一反一畝八歩、大豆二斗八升二合、其他合田方七反七畝二六歩、畑方二町四反三畝二三歩、屋敷三反五畝十三歩、合籾四十三石二斗九升四合、大豆三十一石二斗九升三合八勺、上木籾七升四合二勺、高二十七石六斗六升六合六勺、前田門のものは島津兵庫殿に貢納していた。

郷士優遇策である「浮免」は百姓作職也（貢租対象）である門高より浮び出た高の意味で、土地自体は門割のときに門高と割替えられることはあったが、出米・賦米の外は正租賦課の対象から除外され、郷士間の売買も認められていた。天明四年（一七八四）抱地と改称された「持ち留め」は郷士が藩の許可をえて自費で仕開け（開墾）した浮免と同系統のものである。開墾後三年の免租、四年目より九升二合の割合で貢租する。門割の際にも門高に算定されないで、郷士の永久耕作を認めている。これに似たものに「永作」がある。諸士・百姓が大山野・荒地・原野等を自費開墾した耕地で、門地同様の貢租課税地である。諸士より農民がその開作者であったと思われる。

「溝下見掛」は仮検地、直竿以前の状態の耕作地で、百姓の新開の土地で未検地（検地実施年の中間）の耕地を指し、後日検注後門高に編入される（小野武夫氏）とし、鹿大原口虎雄教授は、自費仕明けで、やや長期間（十年程度）無税後、見掛にする不熟地としている。

大山野は原野・湿沢・藪地で、一定の制限（面積・季節・収量）を付して、百姓に入会を許し、秣料・燃料・肥料下草（刈敷）を採取せしめた。

郷士は知行高である門高・浮免・拘地・永作・溝下見掛・大山野等の土地からの収入、役職からの役高・旅費・日当などの収入、たばこ・みかん・菜種子・茶・製紙・大豆・などの商品作物の作附品目にある程度の目こぼしが認められていた。黒丸文書にこれらの作職について実にくわしく記録されている。

勝目文書では福山郷内の上納米・夫役について次のように記してある。郷内の道路・河川の普請はすべて百姓、藩主への上納米について百姓は高一石に付貢米（真米）三斗九升二合で計四斗二升である。郷士は高一石に付真米八升一合その後、重み米一升一合で計九升二合となった。百姓は郷士年寄三人、郡見廻三人方へ、一か月の中に一日おき、一日は二人、一日は一人宛出勤、一か月十五人で三十人星の割当てがあり、これが状持夫としての労役、労役以外の時間は雑用を命ぜられる。鹿児島から出張してくる地方検者・枦方検者などの地方巡視の際は水夫として宿所へ出仕し、所役宿同様二重の負担をしいられる。福山宿場へ恒吉からも一か月に五日宛、郡見廻が出勤したが、これに随行して恒吉からの状持夫も出勤した。一旦緩急あれば夫卒として、弾薬・食糧の運搬等の軍

役に使役される。調所笑左衛門が島津斉興公（十七歳で、父斉宣公の跡目襲封）に「薩藩の実力十五万石程度」と進言している（「幕末の薩摩」）。当時祖父である重豪公（「高輪下馬将軍」とよばれた開化主義の殿様）が六十五歳で後見役として実権を振っていた。斉宣公は〝近思録派〟の一党を起用し、徹底的な緊縮財政を実施し、父重豪の新規事業を悉く破却した。それに激怒した重豪は斉宣を隠居・譴責した。斉興は日本一の貧乏殿様で、藩財政は倒産寸前であった。

江戸時代の租税は四公六民といわれる。薩摩藩の場合、籾高一石につき、年貢三斗九升八合（約八割）である。実際には他に附加米もあり四斗の年貢になった。逓送中や藩庫内での欠損、目べり迄供出させ、人頭や賦役の代納米（役米）、納物の代納米（代米）、参勤交代の賦役米の代納米（殿役米）などと称して、余分に徴発した。百姓が貢納する時、蔵役、下代と称する役人、横目・庄屋も立合って検収する。枡取役人など〝とかき〟でざっくりと米をかき落してはかる。一斗枡からこぼれ落ちた米を〝きんたま米〟とよんで収賄する。睾丸に当って筵に落ちた米は殿様（藩庫）に貢納できないという意味で、その米を貯えて所帯が良くなるのを、「枡取日和」という。心はあれこぼれで所帯（天気）がよくなるということを皮肉った譬である。枡取役銀大麦二石と粟三石。

三斗五升の俵に二升の込米で、三斗七升になる。旧暦十月廿日より十二月四日までに藩庫に納入する。それ以前に検見（毛見）の見掛が実施される。名子の収穫米が門の名頭宅へ、そして庄屋宅へと運ばれる。滞納米（未進）は各門で、それが不能であれば各村で負担する、その代納米のいわゆる〝つけ〟は未納者に回ってくる。庄屋は藩から特別の手当はないが、検地の時に幾分か割当をふやして貰い、村内の用（要）夫を無償で耕作等に使役できた。

郡見廻は民生勧業の任に当り、諸役中の最劇務とされた。橋梁・道路・田地・山林・河川の一切の保全・維持に当った。地方役人の政治指導、農民への督励などは鹿児島から地方検者が派遣された。いわゆる敏腕の監察使である。本庁役人に対する饗応接待は現在と同じである。「お手つき」と称して、女性を夜伽（同衾）させる場合もあった。苛斂誅求にさいなまれる村人の生活が理解される。

弘化二年（一八四五）三月、島津斉興公の菱刈・真幸・日州諸郷の巡視があり、帰途福山に宿泊している。厚地家の記録にも出ている。そして十二月に御位御系図が島津淡路守（日向佐土原藩主忠寛）に贈っている。英艦鹿児島砲撃事件以後忠寛は斉彬（宗家）と行動を共にした。但しがきに公辺并に他所への書出しのこと、書籍への引用は後代に至る迄堅く禁止している。この時代から御家老衆として猪飼央につづいて調所笑左衛門（茶坊主上り）の名前が多く見られる。門

閥に関係なく無名の新人が台頭していることがわかる。故に次の文書もある。「諸役人幷書役・小役人等の近来の昇進、専ら年功が重視され、勲功の面が軽視されている風潮に警告が出され、奥表への出入り、金品賂（わいろ）は昇進と関係ない」と達示されている。調所家や厚地家の例を見ても、一般にはそらごととしか受けとられない状況であった。厚地家で隠目付を固辞している点を見ても決して快諾ばかりしていなかったふしもある。

華尾山の整備、慶長三年（一五九八）十月、泗川之役戦没者二百五十年回法会、源頼朝公六百五十年回法会など噴き出したように法会を執行（弘化四年（一八四七）している。嘉永四年（一八五一）四月、島津斉彬公が高野山蓮金院及び宿坊の興隆寺に布施その他奉寄進がなされている。中納言家久の代檀家となってより、御手許不如意で心ならずも御無沙汰していたことの御詫びも含めてのことであろう。嘉永五年（一八五二）三月には八十歳以上の老人（下士を含め）、壱家部へ壱両・家族一人に金弐朱宛の救恤があった。

過去農民を対象にした孝子・功労者・独居老人への個々の表彰・救恤は前例があったが、普遍的な下士救済策は珍しい。藩財政備蓄の兆候とみてよい。

島津斉彬公は姶良郡牧園町中津川、和気神社の神号下附についても努力している。

明治三年（一八七〇）十一月、知政所の軍務局通達に、「武甕槌神・経津主神・楠正成卿と島津忠久・忠良・貴久・義久・義弘・斉興・斉彬を皇軍神社祭神十座と相定め候」とある。あらゆる意味で名君とよばれる人々であった。

三井高利の「商買記」（駿河町二丁目越後屋八郎右衛門）享保三年（一七一八）の条に、「願い不」申候儀を御召仕にて御用被二仰付一」、「呉服御用達辞退を希望」、「年来大分の損銀を受けているが、それも大切な御用故」、「付属その他の費用が夥しくかゝり」、「御用高の減少や」とか記してある。薄利多売の現銀掛値なしの呉服稼業でさえ、大名貸しに困り果て、郷貸しなど米・土地を担保にできる商売に転進している。駿河町越後屋の繁昌ぶりの詳細は、元禄元年（一六八八）刊の西鶴「日本永代蔵」（三井九郎右衛門）に描かれてある。江戸は金遣い、上方は銀遣い、為替相場は日々変化する。ここに着目しての両替商の兼業に進出し、巨額の商業・利貸資本の蓄積をはかり、一挙に大阪随一の鴻池を凌駕してゆく。「江戸店持京商人」の宿願を達成する。銀十貫目が金百六十両に交換される。江戸時代中期以降は藩札が発行され、それは幕府の許可を受けるが、一部を除いて不換紙幣である。幕末各藩で発行された藩札は千七百種あった。正規通貨は儀式用・進物用の大判十両、小判一両、一両の四分一の一朱、銀は匁で、匁の十分一が分、分の十分一が厘であった。鋳造発行は幕府

の大権である。一般では銀以下の貨幣に兌換して使用した。

島津斉興公など「三都（江戸・京・難波）の巨商に借金し、国中の士民に募り、五か年の約束で借金したが、返済のめどは無く」とある。

「北窓瑣談」に「日向高岡という所、薩摩領にて、郷士七・八百軒も集り住せる都城にて、頗る繁華の土地なるに、謡というものなくて、婚礼の宴席にて興に乗ずれば、鹿児島の侍躍の唄をうたう、是等にても都鄙の違いを見る」とある。黒丸文書の衣服の項を見ても西陲の経済的後進性を示している。同じく「北窓瑣談」に讃岐国の人森長見著述の忘貝といへる仮名文を見しに、其中に米価の事を載せて、顕宗天皇二年。歳比登稔。百姓殷富。稲一斛銀銭一文とあり。又続日本紀に、元明天皇和銅四年、銭一文に米穀六升とあり。又三代実録に、清和天皇貞観八年二月。太政官処分定。左右京白米壱升直銭四十文。前二文今加二十四文一ヲ。黒米三十文。前八十八文今加二十二文一ヲ。是歳穀価騰踊。東西津頭白米一斛七貫二百文。黒米四貫百文。由レ是増二定京邑沽価一ヲとあり。又百練鈔に、後堀河院寛喜二年六月二十四日甲申。定二米価一ヲ。斛一貫文とあり。又太平記に、元亨元年夏大旱ス。此年銭三百文を以て、粟一斗を価とあり。又重編応仁記に、弘治三年五月廿三日より八月九日迄天下大ニ旱ス。今年金壱両を以て、米五斗を交易す。前代未聞の事と記せり。又秋斎閑語に、室町殿日記を引ける文有。曰、御局衆半下衆切米二十石売払可レ申由、被二仰越一候。此頃兵庫之売買一斛七匁三分五厘之由、吹田屋新左衛門申候。御得心可レ有レ之候との文にて、是は天文五年の事なり。又草蘆雑談を見れば、古田兵部の米を売て請取を書しに、十文目に付壱斛替なりとの文にて、是は慶長四年卯月十五日兵部判とあり。又太平記の評を見れば、楠の米を買ひ、山門に寄附し軍餉にも備ふ。米一千二百余石を黄金百両にて買得られたる事を記せり。又三代実録に、貞観九年四月辛卯。東西始置二常平所一レ出官米一ヲ而シテ糴レ之ヲ。米一升直新銭八文。京邑ノ之人来リ買者如レシ雲ノ。是時穀価騰踊。内外飢饉ス。米一斛値新銭一千四百。由レ是官糴以救二俗弊一ヲ焉。と見えたりとある。

国府士堀切大炊左衛門元禄十丁丑覚書写覚

一、寛永十一年（一六三四）甲戌十一月大鳥七ツ小村洲崎松原下に参り候。それに就き御聴として、中納言様加治木より両日、親、治部左衛門所に御光儀遊ばされ、御機嫌よく御座候て、青銅千疋治部左衛門に拝領仕り候。其時地頭喜入休右衛門殿にて御座候。

一、寛永二十年（一六四三）癸未国分に上使仮屋有之候。其家、最寄り四敷三間三尺に御家出来申し候。治部左衛門所御末に罷成候。左処に御子様、御奥方御同心遊ばされ候に付、御家大きに罷成候。其時の普請見舞衆、鎌田新左衛門存堯坊

にて御座候。有物日記別紙に有之候。

一、慶安二年（一六四九）戊子河豚（ふぐ・とこぶし）一ツ進上申候処に、青銅百疋新納大蔵殿取次にて拝領仕り候。

一、承応二年（一六五三）癸巳二月中将様小村へ遊ばされ青銅百疋拝領仕り候。

一、同年十一月中将様向島（桜島）に御狩遊ばされ三人して鹿三匹打申候。十八日間逗留遊ばされ候。

一、同年木綿羽織一つ木綿衣裳一つ有村市兵衛殿取次にて拝領仕り候。

一、承応三年（一六五四）大きなる河豚進上仕候処、青銅三百疋拝領致し候。

一、明暦三年河豚一つ進上申候処、青銅百疋新納大蔵殿御取次にて拝領仰付けられ候。其節大蔵殿へ申候は、此中は拝領仰付けられ候先比御銀過分に貸し下され候間、此節拝領仕り候儀、曽而罷成りまじき通り申候。大蔵殿拙者申分尤候間、御序の時申上ぐべき通り承り候。

左も御座候哉、其後河豚度々差上げ候へ共拝領仰付けられず候。然し間々に参上仕り候節に度々拝領仕り候。

一、同年酉三月小村へ遊ばされ候、林伊左衛門某に銀十四匁五分づつ拝領仕り候。

一、寛文二年（一六六二）壬寅十月廿八日中将様小村へ、御着遊ばされ、鶴参り候を御聞きにて御打ち遊ばされ候。殊の外御機嫌よく御座候。翌日御祝として国分曖四人、上原惣右衛門、林伊佐衛門、某迄、壱歩金一切宛拝領仕り候。

一、寛文十三年（一六七三）癸丑東目通道の節、口上書を以て御地頭島津縫殿殿に御訴訟申上げ候処、大山主馬御御取次にて高岡に於て上聞に達し、御銀二貫七百六十目拝領仰付けられ候。貨物として特に高九石七斗余有之候を差上げ置き候。毎年所務代銀を以て差引目成候節高返し下さる筋に仰付けられ、借状相調べ御物座に差上げ置き申候処、元禄四年未秋迄に十九年目成候ふて、高幷借状御物座より返し下され候。借状別に有之候。

右御上洛に高岡迄御供仕るべき通り御意候。彼地に於て首尾よく御座候故、山下喜右衛門殿取次にて銀子十二匁五厘拝領仕り候。

一、天和二年（一六八二）中将様（島津光久公）小村へ御着遊ばされ候。御帰城の刻、加治木に遊ばされ、御先儀其の節上方より踊能仕候女召下し候兵庫様御広間にて踊仰付けられ候。野村内蔵助、上原惣右衛門、高野孝右衛門、林伊左衛門、某五人見物に参上申可申通候。御意参上仕り見物申し候。有難き仕合せに存じ候。

一、元禄七年（一六九四）甲戌五月十八日御台所迄御機嫌伺として参上仕候処、芭蕉二端、間世田七兵衛殿御取次にて拝領仕り候。

右条々拝領仕候段子孫の家謹にも成可哉と書記置者也

于時元禄十年（一六九七）丁丑三日吉祥日堀切大炊左衛門

書物

一、真米六百石者

右は大阪仕上米として仕繰に申請候、代銀は大阪立直成にて真米一石に付四拾七匁の直成来年三月限に大阪御蔵に代銀堅固に上納可申候。若後日如何様成出合御座候共口入前より無二異儀一首尾可レ仕候。少も別儀御座有間敷候、為後日書物、此如候以上

万治二年（一六五九）十二月十五日　堀切大炊左衛門㊞

肥後権助、藩主へ拝顔

一、文久元年（一八六一）酉五月二十九日雨降りに浜之市四ツ時分（午前十時）より小船に乗り差越候処、雨も小降に相成り仕合せにて七ツ半時分（午後五時）に着、尤山元休左衛門殿も拙者同様に御用申来候へ共、病人にて、子息山元甚左衛門殿出府に付着船の上、直に高麗橋の元居住用達衆所へ甚左衛門と届に同道致し差越候処用達衆よりこの節、上様より孝養の聞得有之者式武亭に被二召出一被二御覧一の吹聴に付明後朔日朝六ツ半時（午前六時半）に上下（裃）着用にて御殿鷲の間へ罷出此方を相待可レ居旨被二仰付一候、尤同道致し可レ出旨御用人より承知致し候に付其通り二相心得一旨被二仰達一候事

一、六月朔日朝早々起飯共食い甚左衛門殿其の他郡見廻庄屋在郷共御用の百姓共同道に而御殿へ出相待候処五ツ半（午前九時）時分用達衆控所へ被二差越一今日御目通に被二召出一に付ては練礼（多人数目通り）罷被二仰付一筈に付其の心得にて相待可レ居旨被レ仰候事尤四ツ（十時半）時分に御用有レ之罷出候処御練礼の人数御呼出にて名代にて可レ出候者は罷出づるに不レ及故御着列の御役目より被二仰達一候　拙者は罷出候処練礼被二仰付一一先相控居候処、大方九ツ（正午）時分又々御用被二仰渡一罷出候処、重御役方御席詰之由にて左の通り

一、絵図面（略）之通り拙者其外相居り暫く相待居候処、御家老衆其外重役方奥の方より御出の処、制声相掛り候に付、頭を下げ候処、上様の御襖開け上様被レ遊二御覧一候に付少し頭をあげ候処、又々制声被二相掛一候に付、頭をぴったりと下げ候処、御襖相立候に付、次第々々に早々退出致し候事、但脇差は不抜扇子は不持。

一、上様御覧相済控所へ八ツ（午後二時）時分迄相待居候処、用達衆より御用被二仰達一御詰所の入口へ差越候処、銀一枚並御書付被二仰付一候に付、可レ致二拝見一旨被二仰付一拝見致候処御書付も書留致し可二相渡一に付地頭所へ相待居候様尤今日御殿の御用は相済候趣被二仰達一具銀の儀も於二御地頭所一御渡筋に付其心得にて罷居候処銀は爰にて相渡旨被二仰達一候事。

慶安二年（一六四九）光久公小村え御光儀遊ばされ、其後

林重直宅へ御光入、御膳進上仕り候、御湯治のため安楽へ御光越の節昌総父子参上、二種進上仕り候。

父子共御前へ召出され、真鴨一羽、鶉二竿拝領、重直御湯屋の口御番仰付けられ、これを勤む。

慶安四年（一六五一）光久公桜島へ御光儀の節、御旅館御前の儀口外仕り間敷起請文仕り候、且御上洛、且御下向の時者御納戸御番所まで参上御祝儀申上候。重直宅へ光久公七度御光入相つづき、綱久、綱貴公御三代御先入にて有り難。

一、享保五年（一七二〇）七月朔日江戸十人賦御馬廻役被二仰付一、自分馬立にて継豊公御初入部御供候段騎馬十七騎の列也。

享保六年丑三月御参勤の節又自分馬立ニ而御供被二仰付一一詰相勤候とある通り、昌春が馬立で御供をしている。

郷士の参勤・番役として次の記録がある。

島津重豪公御帰国の時清水郷士御先供の記録

太守公古来より代々東目筋御通行については御先御供相勤来候、右御供相勤については、御地頭所へ御願申し上げ御免にて御下国御供御徒目付衆へ得二御差図一国分より手先を清水士六十人、輿頭横目、地頭横目相付、郷士管笠、役目袴、羽織にて明和四年（一七六七）亥六月、薩摩守重豪公国分仮屋御止宿にて、直ちに浜之市まで御供相勤め候処、彼地より御船に召され候事、

以上は明和四年江戸から参勤交代で藩主島津重豪が帰国の時、国分浜之市間を清水郷士が護衛した時の状況である。

御姫様御下ニ付御供日記

国分郷士牧元能庵実応が書き記るした御姫様御下ニ付御供日記がある。文久二年（一八六二）戌十月廿九日から翌文久三年一月廿二日迄、一日の道中行程と御泊宿の宿名、天候、出来事などを記るしたものである。同じ国分郷士の林一郎重武の譜中に「文久二年戌八月廿四日為二守衛一江戸詰被二仰付一、九月四日着レ江(戸)、同年十月滞在候処斉彬公之御女子暐姫様(島津忠義前夫人)、寧姫様(忠義後夫人)、被レ遊二御帰国一候ニ付御供被二仰付一十月廿九日江戸被レ遊二御発駕一東海道、中国、九州路三道中之御供ニて翌年亥正月廿一日（文久三年）被レ遊二御帰殿一候。江戸御発駕以後増二厳寒一趣、雪中雹花八十餘日之御長途ニて守衛方人数江御酒頂戴被二仰付一候儀多々有レ之誠實以難レ有次第ニ候」とある。

牧元能庵は鹿児島到着の一月廿二日の日誌に「御昼飯横井、鹿児島水神坂行七ツ半（午後四時すぎ）至志ばらく御休候。御二ノ丸御入之時は六ツ（午後六時）前ニ罷成候、私共二ノ丸御門入、奥之間御門迄御供、誠ニ難レ有次第」と記るしている。

御上使御巡国御回條書　文政四年（一八二一）写之

高俵盛之事

一、分国中内検地に高壱石籾九斗六升之検地にて有」之由、此段如何様之由御尋候て、前代之御検地以後年月を経、地位（地目・地力の上昇・下落）之様子相替候に付、内検地有」之候処ニ御朱印高に引入候に付九斗六升を以高壱石に仕立、何とそ御朱印高に及候様にと申候得共是にても御朱印高に及び不」申候

一、当国取納米高壱石に付三ツ成半（三斗五升）定代にて干水損之時分者検者差越見分を以三ツ成半之内に相下り相応之物成申付候。豊年之時茂右定代之上に納申儀者無御座候。

役米、口米之儀

一、役米、口米之儀於御見分者蔵入者城内之屏囲諸道具破損之普請夫給地者領主屋敷囲屏普請夫百姓より勤来候得共城下江遠者より勤難」成に付百姓共より所にて前々より高壱石に付米弐升相納普請者雇夫を以相調候。口米者納之米高壱斗に付弐合ヅツにて候。是者取納米中途持運候節落米之足、又者百姓年貢納ニ参候節飯米喰前此両様之見合を以て前代より相掛候由可二申上一候※租米運送中の欠損米・保管時乾燥の目べり等を勘案し、米飯を馳走するためのプラス米である。

殿役米之事

一、殿役米之事御尋候て当国之儀者国端に而他国之通行稀ニ御座候故宿馬幷日傭等ハ無」之候ニ付家中之士往来も百姓伝馬出し申し、通道筋之百姓斗相勤申辺士之百姓伝馬仕儀毎日無」之に付国中平等に申付度者在惣様高に掛二出米一申附伝馬勤之百姓江日用賃取を申候。右米員数之儀者高壱石ニ付て壱升程も申付。

用夫銀之事

一、用夫銀何様之儀にて相掛候哉と於御尋者対領主年中に百姓用夫壱人ニ付日数六日づつ奉公仕来候。是又遠方より勤難」成に付一日一人ニ五分ヅツ之積にて年中三匁ヅツ前々より納来申候尤近方自身奉二相勤一候方勝手次第ニ存候百姓共ハ用夫銀ハ差出不」申用夫相勤事に御座候。依」之蔵入百姓之儀も支配見合次第六日ヅツ召仕事に候故同前之用夫相納候由可二申上一候。

新竿之儀

一、新竿之儀御尋候て新竿無二御座一候。然前々より御朱印高過分ニ不足仕候に付少々にても田畠出来候様にとの心得にて新田申付候。右田字甲乙御座候て百姓共痛に罷成候に付、新竿を入其所之善悪運送遠近より作徳四部又者半納にも百姓家内相続候考を以領々に取納被二申付置一候　右之通新田申付候ても御朱印高ニ者末及び不」申候

一、新田之儀委細御尋罷成候て前中納言之内不足有」之石盛相減ても御朱印高には及び不」申候故新田申付段」之出来申候得共いまた満不」申体ニ御座候

一、新田開候て出来之地有」之候哉と御尋候て当国者百姓不足仕、誠に山国にて新田も出来兼」申候

一、当分新田何程有之候哉　其上にて御尋候ハバ、多年之間漸々之開地大抵三万五千程も御座候得共現高ニ詰候者多無二御座一候。古田之内ニ連々之検地弐万石余御座候に付古田之検地を新田にて塞申体之儀に候故御朱印高之引入には然と満不申候

武士階級は勿論、百姓町人に至るまで藩主の許し、すなわち出先機関地頭役所の許可がなければ自由に行動することは出来なかった。しかし幕末に近くなると無断出稼ぎ（規制無視）も多くなった。正徳年間（一七一一～）京都番屋日誌に、蒸発（行方不明）四四件、町人の他所での係争事件四八件、火事（放火・火の不始末）廿一件、その他ころびキリシタンなどの事件記録がある。

その一例として次の口上覚を見ると他郷へ出稼に行くにも郷の役所の許可を得なければならなかった。

矢野八郎左衛門が生活が苦しく横川え稼方に行くので、三ヵ年間暇を与えられたいと願出たものである。郷士としての責務即ち軍役があったからである。

口上覚

私嫡子　矢野八郎左衛門

右者逼迫者にて渡世難続候ニ付為二稼方一横川之遣度奉レ願候間当亥年より先キ三ケ年所御暇御免被二仰付一被レ下様御中奉レ頼候　以上

旧三月廿日　矢野正蔵㊞

荒田与次左衛門殿

荒　田　兵　蔵殿

上野次五左衛門殿

右御申出趣承届別条無二御座一之間奉レ願通被二仰付一被レ下様御申上奉レ頼候。私共與中之故次書如レ斯に御座候。以上

三月廿日　與中　右　三　人

国分與頭衆中

家部別立

郷士の二、三男は家部別立を願って許可を受け独立して郷士の一家部となった。願出には五人與が次書をして郷の與頭衆中から地頭役所へ提出し許可を得た。次は別立に関する荒田文書である。現在の様に財産を分けて貰って、勝手に一家をたてるようなことは許されず、すべて役所の許可を得なければならなかった。普通には夫婦で僅な所帯道具を持って新しく開発・屯田して生活基盤を拡大して行くものであった。此処にも惣領制の矛盾があり、封建制崩壊への要因があった。

別立願書　私二男　荒田六郎

右者私二男にて御座候処此節為二別立一、所衆幷之御奉公為仕度座候間奉レ願通御免被二仰付一被レ下候様御申奉レ頼候。以上

子三月　荒田與左衛門㊞

海老原喜兵衛殿

上野　四郎太殿

與中次書

右被二申出一趣承届別条無二御座一候間奉レ願通被二仰付一様御申上奉レ頼候。私共與中之衆次書如レ斯に御座候。以上

子三月　上野四郎太㊞

海老原喜兵衛㊞

国分與頭衆中

諸郷の郷士階級の生活を支えていたものは、知行高、抱地高、浮免、永作であった。

知行高とは藩主が武士に給与した土地で、家格、役職等によって差があった。薩藩では籾石であったので、知行百石の場合は実収五十石位であった。この階級の郷士はきわめてすくなかった。藩全体から見ても寛永十六年（一六三九）の外城衆中一万一千三百九十三人の内、知行取は八千二百人で外城高の計は八万八千六百一石で平均十石である。高別に見ると三百石から四百石まで三人、二百石余十人、百石以上六十四人、三十石以上四百四十五人程度が高持ちである。一ケ所士（屋敷のみ）が二千八百八十三人、他は無屋敷の士が多かったことになる。

高は持たない郷士の生活は大工、鍛冶、木挽、左官などによって補うか、浮免、永作、抱地の耕作によって生活を維持した。故に田布施木挽・阿多締桶・日置賃馬・永吉肩担・川辺座頭・知覧瞽女・蒲生紙漉・帖佐蒲筍（叺）などの武士職能集団があった。とくに大工・鍛冶は他よりも収入がよかった。笠沙町黒瀬・金峰町阿多には杜氏集団もいた。

浮免　門高に編入されない自作自収の熟地（田畠）で租米九升三合（石当り）を納める士族給養の田畑であった。

永作　士族、百姓その外一般に作人が大山野、古荒地等を自費仕明し門地同様の納租をするもので、永代耕作の蔵入地である。

抱地　諸士が大山野、古荒地等の内、現在の高に支障のない場所を免許を得て自費仕明し、所有地（高）として認められた土地である。これに対する賦課は浮免と同様のものであった。

（県史、国分郷土誌）

郷士の租税は百姓より軽くしてあった。清水村郷土誌に「武士の禄高に対して貢納方法は高一石に対し九升三合、百姓は一石に対し四斗位であった。この差別は武士は事あるに当り主君を守り、又は戦場に馳駆する重要な務めを有したか

らである」としている。

文政三年（一八二〇）辰正月廿八日

抱地高名寄帳

井ノ口権左衛門

佳例川村

山（東部）畑（六間十間）弐畦　大豆三升四合

合畠方弐畦　権左衛門

合大豆三升四合

高三升五合四勺弐才　同六

郷士年寄所㊞

辰正月廿八日

井ノ口権左衛門殿

浮免の場合は佳例川村　浮免としてあり、「右知行高今度の御郡奉行○○○○殿御検地門割に付御竿被相改大割帳相渡され候に付、本の如く高を支配しむる者也。安政五年（一八五八）午八月廿三日、福山支配所」と書いた知行名寄帳を発給した。

差　出　留

一、高六石壱斗七升五合　上小川村田中門

荒田伝八左衛門殿帳面

出米八斗八升浜之市出物御蔵入

一、高弐石　上小川村西新田門

竪山十郎太殿帳面

出米四斗　浜之市出物御蔵入

一、高三石壱斗八升九合六勺　上小川村上四郎門

竪山十郎太殿帳面

出米四斗八升　浜之市出物御蔵入

一、高拾弐石七斗三升五合　栗野北方村西原門

曽山市右衛門帳面

出米弐石七升　加治木出物御蔵入

右之通高出米之差出高帳面預置衆より渡可ㇾ給候様頼候処右人数より名面之通差出銘々被ㇾ渡候に付、拙者覚之為留置也。

但高帳面頼置候衆江名面之通差出致可ㇾ給相頼候。

差出

持高九拾九石九斗八升七合壱勺八才

出米拾四石六斗三升六合壱勺八才　但座出出米込

右之通自分持高帳面致差出ㇾ候尤門名并に諸村出米割に付出之前紙に委細相改置候間あらまし留也。

荒田與平次㊞

戌五月十七日

国分郷與頭衆中

士族の出米は高壱石について九升三合であった。諸出米は

百姓、町人、郷士をとわず一定の割合い（人頭割で現在の市・町民税にもみられる）で出米した。平均して高の十五％前後である。

野田家の覚書に、

一、我が家は平氏経盛の子孫なりと。壇之浦に敗れた後、薩摩・肥後・肥前を領掌するの志あり。建久三年壬子（一一九二）薩州出水郡野田院に落成し、始めて野田と称し此処を領分せり。

一、紋は陰陽蝶、後醍醐天皇の御宇摂州中島合戦で勲功をたて、冥加（茗荷）の紋を拝領す。

一、南北朝の戦い酣の際、肥後菊池氏に干渉せられ、南朝に奉公す。正平三年（一三四八）正月五日四条畷合戦無き人の数の棟梁となり、野田五郎の息二人打死す。

一、爾後数年を経て、伊集院野田村市成永里村を領せしが、それより隅州曽於郡清水へ移住し、亦肝属郡鹿屋へ移住せり。

一、永禄四年（一五六一）七月十二日、隅州福山坂中廻の陣、島津右馬頭忠将公に御供戦死左脇第一番野田中納言（重幸律師）法名正清租年地蔵禅師。

一、元亀三年（一五七二）五月四日、飯野木崎原合戦の時、島津兵庫頭義弘公先陣にて打死す。同所真隅田の上に石塔あり。野田越中房と云。子孫今に同所にありて、明治維新迄は代々山伏なる由。

一、我家の身分は代々士の筋目にて続き成れり、野田家の宗廟が野田家の氏神にて一代に一度ずつ必ず参詣致すべきものと云い伝えなり。前述のように「日本九峰修行日記」著者である野田成亮坊（修験野田泉光院・佐土原藩主島津家に仕える）の記述と一致する。佐土原城下安宮寺（宮崎県佐土原町上田島）の初祖は福泉院重清で、藩祖島津以久の母の甥で、佐多庄右衛門である。島津義弘に勤仕した修験僧米良一族に似ている。

一、稲留流炮術和田乗助殿より伝授

来る十日には日当山（現在の隼人町）之川原江和田先生被成差越鉄砲の門弟寄の一會有之筈候間、貴様與（組）とも無残可被罷出候。頓首

文久二年戌（一八六二）戌四月八日　　宮田氏

この廻文は鉄砲組は残り無く参加するよう達したものである。御供、警衛などの特別任務については次の記録がある。

郷士の任務

天保八年（一八三七）酉十一月穀旦。和田重助奥書の長正氏宛の免許状がある。その稲留流砲術奥儀書に、第一、身構え之事、立物（目標）に対し我が身を三角形になるようにする、左臂を筒の下に、右臂を先付、體をすえて放すなり。第二、四寸の金之事、左右の手は其ままにてあげ、さげ、左回しも、右回しも腰にて仕る事つり合の金の要なり。第三、一

尺二寸の金之事、此の金前目当ての事を云なり。先前目当を真直に指当てる。第四、軆之台之事。身の金と筒のつり相をしかと当る事を云う。第五、心の台之事、心を鎮め気を重く構え、身をすえて放すを云うなり。第六、四雙一遠離之事、星と筒と身の加禰と目と一つに合うを云う也。一、稲留引金之事、物あひのほどかげん迄之事也。一、後之位之事、後之位とは放て後にすのいきを云うなり。右者先祖より和田讃岐守代々伝来之秘伝事也雖然執心依」嘱此度令二伝授一之条、聯他言有」之間敷者也とある。

亦文久元年（一八六一）西七月八日、清水の田中盛兵衛時員より福山の指宿市左衛門にあてた「調合覚」がある。火薬として、一、白塩硝十匁、一、硫黄三匁、一、麻灰二匁八分五厘ヨリ道薬、一、塩硝（エ）七匁、一、硫黄（イ）二匁、一、（ハ）二匁五分、一、モグサ少々。花火として落葉、郡鳥、紅白龍、白煙玉、星下り、流れ星、白煙柳、黄煙柳、布引、桃花星、前光星、白玉、柳火、大風、金法子などの名称と調合量がかいてある。末尾に右者此節御流儀打揚相図御入門被仰候に付合薬等令免許候条聊他言有之間敷者也とある。昔は黒色火薬（混成火薬）が主体で爆発力より兵器用・発射用として用いられた点が現在と異る。木炭・樟脳なども添加剤として併用していた。佳例川地区には間伏段（まぶし・待伏）・込の段（たま込め）の小字名があり、鳥銃による狩猟からきた地名である。

幕末維新の原動力となった薩摩藩の軍事力（洋学を含めて）は強大な経済力がその基底にあった。その強大な実力は藩の天保改革にあった。五百万両の借財をかかえた薩摩藩には従来の銀主も継続貸付を拒絶した。改革中心人物、調所笑左衛門に好意を示し、貸付に協調してくれたのが侠商出雲屋孫兵衛の肝煎りで成立した新興銀主たちであった。平野屋五兵衛、平野屋彦兵衛、炭屋彦五郎、炭屋安兵衛、近江屋半左衛門の五人である。

「薩陽往返記事」の著書である高木善助庸之は大阪天満の人で屋号を「平野屋」と称し、古河藩御用達で嘉永七年（一八五四）七月二十四日没、六十九歳であった。十人両替の平屋五兵衛の分家筋で、分家四代目当主に当る。

他国人の近づけなかった鎖国薩摩に前後六回も入国できたのは融資メインバンクの分家筋に当り、倒産寸前の薩摩にとっては最上級の賓客であった。

「薩摩人いかにやいかに刈萱の関もとざさぬ御代と知らずや」の高山彦九郎、「わが胸のもゆる思いにくらぶれば煙はうすし桜島山」の平野国臣、農政学の佐藤信渕、蛮社の獄で終身刑となった高野長英、伊能忠敬、頼山陽（日本外史）、古河古松軒（西遊雑記）、橘南谿（西遊記）などの短期滞在と比較すればその接遇ぶりが理解できる。

品目＼年月	明治二年二月	明治三年二月	明治四年正月	明治五年二月
蔵米壱俵に附	二両一分	四両一分	五両三分	二両三分二朱
白麦　〃	三両二分二朱	八両	四両三分二朱	一両三分
大豆　〃	五両二分	七両	四両三分	四両二分
小豆　〃	六両二分	七両	四両二分三朱	五両
金壱両に付				銀七十二匁 金札六十三匁 松札二百廿四匁

安政元年（一八五四）一月の斉彬公の吉書に、一、神社仏閣修造興業の事、一、専勧農の事、一、徴納国々年貢の事とある。室町時代迄は一、仏神事の勤行、一、井戸・溝・堤の修理維持、一、苧・桑・漆の殖加（増産）、（正宮政所下、吉田佐多浦）とあり、第三項の徴税云云は近世の象徴（スローガン）であろう。

斉彬は「海防・調練云々を厳命、大砲・軍舶の製造に莫大の入費相成申候」とある。嘉永五年（一八五二）八月、勧農之事として、「農は国の根本なり、百姓不」及二困窮一、追々戸口相増え候、取箇、夫役、打起、収納之時節は雑事など入念に考慮して濫りに使役しないように」と命じている。「徴税」すると云うことは藩の最大の努力目標であり、農民にしては徴税といかに戦うか（脱税）、必死の攻防戦であった。

文化・文政迄が薩藩開田の略下限であった。文化の爛熟と列島改造が併存し、社会風俗の頽廃・綱紀の紊乱が見られた。「諸郷出旅前に誓詞を出し、無證文にて出郷することを禁じ貨財を貪り、酒食に耽り、富家に近寄ること、締方に限らず寺社方、山奉行、郡奉行、其他の諸役も同様に心得」と諭達されている。

「徴税」について、その課税のシステムについて資料を引用しながら検討してみよう。「鹿児島県史」、「鹿児島県の歴史」原口虎雄著、国分郷士誌からの資料である。

「御検地門割聞書」（文政八年（一八二五）四月六日秋山氏）、これは矢野公隆の「盲杖記」と聞書によって、検地門割の次第と、検地門割の技術的内容を細く記したものであり、藩政時代の検地門割制の実務必携とも言うべきものである。

検地門割付の次第

壱 地踏　内改人　諸手当　弐 帳引合　三 印肉格護　四 例札押　五 俵汰札切　六 紙釘作
七 支配札切　八 十露盤銘書　九 紙とち　十 札拂　十一 古高拂　十二 御竿作　十三 誓詞
十四 御検地帳作　十五 御検地　十六 書入　十七 御検地帳首尾　十八 印紙書　十九 一紙
廿 落作　廿一 俵汰申渡　廿二 俵汰再見　廿三 近郷誠竿　廿四 坪除
廿五 竿次帳首尾例坪落之　廿六 人配帳　廿七 名寄之口作　廿八 勺引　廿九 割下
押札
卅 位究　卅一 差付書入　卅二 名寄之口閉糺合　卅三 門賦　卅四 返高賦　卅六 卦作
卅七 闍賦　卅八 高拂　卅九 門究下地　四十 竿次番挙写　四十一 闍帳作　四十二 闍究
四十三 割闍　四十四 つばめ　四十五 浮免割上　四十六 打分　四十七 名寄作　四十八 門付糺合
四十九 竿次清書　五十 門付清書　五十一 支配　五十二 御蔵入門寄　五十三 高究　五十四 地頭申渡

五十五 名寄清書　五十六 支配札清書　五十七 支配札押　五十八 清書札拂　五十九 封合印
六十 帳面始末　六十一 帳入付

江戸時代の享保十一年（一七二六）関東、大和の検地が行われ、新検地条目が作られ、享保以前を古検、以後を新検と称した。これ等は一歩を六尺平方に改めるなどの差はあったが、大体大閣検地の方式を受ついだものであった。検地役人を検地奉行と言った。検地には居検地、廻検地、地押、時期によって春検地、秋検地があった。居検地は古検の場所で精密な再検をし増歩が出るから、何反増と本高に組入れる。廻検地は一定区割の外廻りを測り、その中に含む耕地を図面上で確定し、反別を算出する。地押は品等（等級）石盛は従前のままとして反別のみを改めることを言うので地詰とも言った。

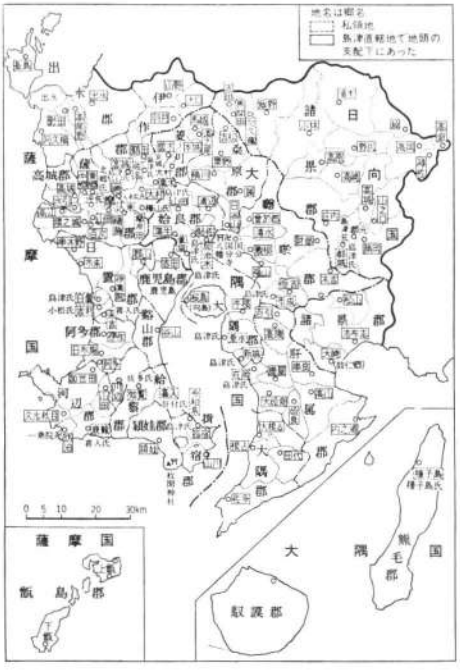

江戸時代郡郷図（外城配置）

検地を行うには初期に差出のみを徴する場合もあったが、普通はあらかじめ村方から地引帳、地引絵図を差出させ、検地奉行ほか竿取一行が現地におもむき測量した。

まづ周囲の土地の状況を検した、一筆ごとに四隅に細見竹をたてて目標とし、さらにその中間に梵天竹を立てて水縄を張る。水縄は麻製で、間竿をもって一間ごとに間札を付けておく。このほか耕地の周囲を測る小方儀、交叉した水縄の角度を測る十字、六尺以下の端尺を測る尺杖などをもって凸凹を正して反歩を測量する。

このようにして畔際引、蔭引（こさびき）、四壁引（屋敷周辺に与える余地）した結果を野帳に記入し、縄心（実測間数から割引した間数）をそれぞれ朱記する。野帳にもとづいて清野帳、検地帳が作成された。

門と屋敷　むかし三拾石以上を門と唱、それ以下を屋敷と定、という説もあり、御支配の節むかしよりの門を其儘にして新門立たるに屋敷と号（なづけ）ケしをいうもあり、今は弐拾石已（以）下にても門というあり、三拾石をこすも屋敷というもあり、とかく本のとおりして置てよし、又門屋敷入変りては何ぞに付帳面調方面倒なればすべて門と直したしと所より願人は其通しても支なし、門屋敷のおこり段々聞合すれとさだかならず。

古高拂　惣高を帳口に立て内書に竿次帳内其外漸々御竿入

を記、奥に給地御歳入拂分ル。給地高籾ツ（大豆）過不足付あらは此帳面に籾ツ高之過不足付を記、頭さし引して過なれば帖佐與に入れ不足なれば帖佐與より足ス見合する也。

○古高拂は札拂よりの書抜なれば人によりては門々分らぬもあり給地高籾ツ過不足付も札拂に仕付てよし此帳には高志るして籾ツ志るさねばなり。

御竿作　○是は蒔見の仕事也。いわひに焼酒壱盃、所より差出規之由也、手拭掛、衣紋竿ならし竿此時出来也。

（註）検地竿作りのことが記るされており、蒔見の仕事であるとしている。村々から祝に焼酒を出す規則のようになっており、手拭掛や衣紋竿なども同時に作成される。

御検地　○〇〇より例竿に取付相志らべ置候上田より差入御竿相究、当年掛相究夫より最寄後戻り無」之様功才共江案内申付尤例坪々作は真赤之地面相糺直に例帳に赤物（籾）之訳相記筋筋蒔見方江可二申達一畠方之訳も最寄最寄に面倒方可」有」之候事

石高の推移

	文禄3（1594）	慶長17（1612）	寛永10（1633）	万治2（1659）	享保10（1725）
	石	石	石	石	石
薩摩	313,253				308,294
大隅	175,057				255,086
日向諸県郡	120,606				157,662
琉球		113,102	123,713	137,821※	145,987※
総高	608,916	732,158	696,322	747,193	867,029

うち471,700石給地高（現米 130,191石）

（「大御支配次第帳」による。※は道之島を含む。石高以下は四捨五入）

原口虎雄著「鹿児島県の歴史」より

○俵汰に付ては名中地面間々廣狭可」有」之候間左様成は畦直帳一冊損地改帳一冊調置為方行廻候最寄にて直に御竿相改置可」申事。

○例竿之序ニ最寄〳〵村居之様子差廻栄方見分可」有」之候高居申上にては本高又は下り高之訳後と村々栄労に付て労レ口之次第共委ク吟味之上高居御申上候事。

○其村本高門割にても方限有」之候所は古方限之通、札ヲ以押分本高相究直竿にても俵汰にても当検地之籾ツ取分増減相究方限之内善悪有」之高之上ケ下ケ無」之候て不」叶候てもの方限〳〵之内にて高之上ケ下ケ吟味之上にて可二相究一候、方限之内惣給地にて候へば高相下り候ては本高に不二相達一筈之故御蔵入有」之候段方限江地方取入候て給地高結ヒ候竿内へ可」有」之事。

○竿次帳漸々御竿入帳糺合例札押方へすめバ其外之仕事ハ検地中雨天之折に調るなれば直に御検地に取付有てよし。

○方限多有」之候所は例帳内に何方限〳〵と座を定置一方限ツツ例田畠取分置にてさん用可二相究一候例落之訳は方限別々に不」致其村中一ツ落にて幾方限も可二相究一候左候て方限毎強弱可二見合一候。

○庄屋屋敷之訳は五畦ヅツ御免被二仰付一御法に候附大ツ其訳ハ本々之通にて俵盛不二相替一召置候儀は然儀に候、俵盛相替候儀は御證文にて無」之候へば不二相済一屋敷決有」之、別

場所へ相替候ても本石勺之通致置方可レ然候盛相替事六ケ敷次第に候。

○例済たる坪々は葉の付たるしるしの竹立るやうにと所に達する。此竹俵汰（俵つくり）の見当になるなり。例済たる坪々は押札ひねるやうにと本渡の所に達する。

○例坪一か所に寄たるは札押替もあり又除てもよきは札に迦と記しひねる也。

○例坪門尺（間尺）を貳所は見合を以間配よく札押重ねる也。是等は奉行衆掛印に及ばず。

○大坪は能比に打分置けば入付之時作坪にて入るによろし、尤打分坪ハ竿次糺しくり込めた坪の上に壱貳付ヲ記し置。

○例竿帳ハ片面に一坪ヅツ記す、本畦にて本籾を割本畦の腰に志るし又当畦にて本籾をわり初め記したる割の下に当畦にてのわりを記し置けば後の見合になるなり。

○打立て直竿門割は例もいれず坪々相付掛の事もあり然共俵盛并之差もあれば門配よく例を入れ置、畦方ハ惣損直し掛

薩摩藩の人口の推移　（　）内は増減

	薩　摩	大　隅	日　向	計
宝永3年（1706）				213,169
明和9年（1772）	204,256	129,714	38,792*	372,762（+159,593）
寛政12年（1800）	179,947（−24,309）	98,905（−30,809）	37,335（−1,457）	316,187（−56,575）
文政9年（1826）	191,038（+11,091）	92,170（−6,735）	36,234（−1,101）	319,442（+3,255）

＊　都城を含まず。

原口虎雄著「鹿児島県の歴史」より

なしにして所々俵汰させ蒔見再見の方よろし、御検地取付にまつ例をいれ、畦の廣狭ならはぬ所より惣直竿に申加への村は右次第とはかわれは所に俵汰さする事勿論也。

○畦直之村は例序に新竿通畠田成荒起等万御竿するもあり。畠屋敷例の出来粟は俵に作らす何石何斗何升と記す、蒔見のはきやう竿取のうちやうに気を付延迫之考を以て、畦作りの事算者に傳、年の内之仕事也。先は壱反に七八部ゆるミをくれ置也、口傳御憐憫（れんびん）の方なり畦迫は作人気落になる。

○畠田成其外之御検地済たる坪は願帳に丸を掛るようにと本渡シ人江達する。

○屋敷はすべて畦直あり近頃之門割にても上木を植れば上木あり伐ればすたる四壁を開けば延畦と成、山をたて堀をわれば畦迫るとかく、すべて畦直しよし。

○上木ハ屋敷添の山野地に桑柿なと仕立たるを盛をおわせ其屋敷之上木に付てよし切者之人の物語を聞置しなり屋敷の内に有を上木に取は二重の盛なりとそ。

○打立門割は竿次本坪肩に取るなり然共本坪割崩し借地などに出たる坪餘多ありて本を取がたき事あり時に随ふてよろし。

○検地はすべて改之筋御證文に成て之上新古すべて改方もあり、又左もなくてもすべて改之事もあり前々損に間畦相違之坪々多しすべて改之上高居伺出に前々損何程此節損何程

と御申入時もあり又すべて壱行に損地とばかり入の時もあり、いづれにしても済よし也。

○検地の畦方并にすれば俵汰不同あり、俵汰り強弱あれば入付親疎之基也、くし取已後門々親疎立ては追御救下り高ありても門割の詮なし。

俵汰再見　直竿御検地にても俵汰（俵作り）にても起目坪々甲乙無之様俵盛相算候様功才共心掛可申候。俵盛不相并候而ハ入付不相寄候門割付にてハ入付可成、相并候様入念随分可精出く御検地門割ニ付てハ検地之俵盛門割入付故両条肝要之事に候。右両条仕損しくし取仕廻我物に相成候て萬善悪之取沙汰後悔千萬致候ても其證無之、後年百姓先入候者有之事にて御検地門割候て数十日をすてん相應之物入も有之、大難之儀に候へハ名中切は老功之者共寄置至極吟味をいたし志ら

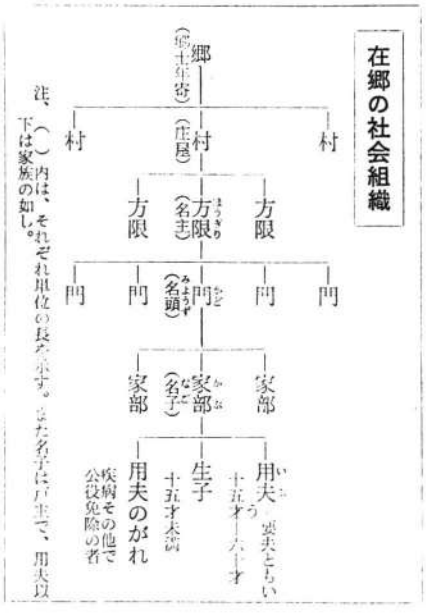

原口虎雄著「鹿児島の歴史」より

へ方第一に候、假令御救として下り高をも被ニ仰付一候ても入付親疎有之門々平等不レ致候ては本より不勝手に相成漸々禿入候

百姓出来合及迷惑事候間かへすかへすも右両条至極可入念事に相見えるに付功才共大形不レ及様に所役々より夜日不油断入念候様可ニ申付一事候。

○俵汰相済候由申出候て蒔見も差遣俵汰相并候哉之間再見可レ有レ之候、就中百姓屋敷之儀ハ百姓差付之地方之故一入致吟味甲乙無レ之様に蒔見より入念候様申可レ達候、尤再見之節筆さん壱人可差遣帳面之取扱可レ有レ之事候。

○俵汰再見相済候て蒔見より少々ても甲乙有レ之坪ハ相直シ差出候故御物方留帳坪々押札いたし置、再見之掛々、門々算用相究、惣様籾ツ何程と相究高居申被レ出候高員数ニ質合籾ツ過不足之員数見合へく事候。

○「盲杖記」を考るに百姓屋敷も所に俵汰さする筋のやう也。今ハ百姓屋敷又ハ門さし付なとハ所俵汰なしにて再見之時蒔見名主対談之上究る也時によるへし。

○敷根湊村門割ハ屋しきも門わり付も所に俵汰させ再見あり。

人配帳　名中人馬帳札改帳を本にして落人、二重人、手違等男女違少も無レ之様にして他出死人相除、生子可ニ取入一他出他入人之儀は直ニ出入之證文取りかハし尤門々用夫遊門高過不足無レ之様人配有レ之候様所役人方へ可ニ申渡一候事、左候

て人馬帳一冊、人配帳壱冊、都合弐冊相調御物ニ差出事ニ候。

○名中名頭成幷名子成之儀ハ入念相糺與中親類書物ニ郡見廻、曖、次書を以申出候様可申渡候、其外何々門ニよらす門割ニ付名中願之儀ハ都而書物ヲ以申出筋ニ可申渡事。

○壱冊ハ人配帳壱冊ハ人馬帳といふ、人馬帳ハ何門と立て門名替りたるハ肩に本何門と記し当門之肩当と記して男幾人、女幾人、牛幾疋、馬幾疋、名頭屋敷ハ位幷出勺なしに記し名寄之口同前ニ誌して所書に当幾歳何かし何かしと札改帳同前ニ記シ入人ハ右書を入れ現人数本行に立て一門〳〵挙をして外に相年幾歳何かし何門に名子に入等又は縁與死人等除く。

○出入證文ハ帳なりに貫きて所より出ス。

○人配方用夫ハ名子之者拾三歳より五十七歳まで屋しき渡る。名子成願ハ幾人も一帳にのせ右幾人此節御検地門割ニ付名子成ル之願と記す。名替りハ当名の脇に本名何かしと細字に記す。

○生子ハ年付之下に生子と記す、右書なし。

○人配之右書門名替りたるも本門名右書にして、くり出しくり込。名子入に付家内召列も餘多あり、親兄弟ハ惣領に付てよし。

○系図に気を付当分之通直ス。

○養子成又ハ名子出入に付出ル方ハ相除申候、入ル方ハ相直り申候。と記す。

○人配帳に元之妻に子供出生巳後離別又ハ死失後妻入来たるは年輩不相應に見ゆる子供の右書に其いわれを記してよし。

○人配に付前方仕落有りて奉行衆差控に及たるや随分入念にすべし。

○名子屋しき勘定して願の坪々名寄ニ引合せしらぶる。

○附属先名頭直に名子に願時は人配帳に右書、くはしく分るやうにする。

○名頭より兄弟伯叔父母従弟をのせ奥に親祖父母を記す、併従弟に父母あれば名頭父母之次に従弟家内を立ててよし。

○名頭男子なく養子年少にて名頭女子年増なれ共女子よりも養子を帳口に立ててよし。

○附属名頭は当門名頭何かし年々上納方、差迫何かしより仕廻置候処返済不ニ相調一、此節御検地門割に付附属名頭成ル

行政と支配関係

行政の種類	支配役職	住民		
	武士(長)	平民(補佐)	身分	職業	負植
麓	組頭	小組頭(但し武士)	郷士	行政作職	一般に軍役・軍役模合米の義務作職をなす者には軽い年貢
在郷	庄屋	名主	百姓	農業	年貢・賦役
浦浜	浦役	弁指又は部当	浦人	漁猟	水主賦役・運上銀(一部)帆銀(船持)運上銀(一部)
町	部当	年行司	野町人 浦町人 門前者	商業	宿次・送人馬 水主賦役 運上銀(一部)

原口虎雄著「鹿児島県の歴史」より

之願と記す方よろし。

○札改方御條目をよくよく見届筋違なきやうに返す返す念入すべし。人配名子に生子あれば、出たる門は本人頼ㇾ之通くり入れたる門に生子を記す。

○成名頭には労名子又労名頭ハよき名子入てよし。

○年季者も現人数と見て人配りする万願出印形等年季者の沙汰ニ不及。

○孫譲名頭も名子譲同断、願に不ㇾ及、此節御検地門割に付名頭に相直り候と右書入る。

○附属名頭は生子にても済なり。

御蔵入門寄　支配済て一與一與一所にたて札拂のやうに下地して其與の門に籾、大豆、赤籾書入挙之所高究になる。是を御蔵入門寄という。

同じ高の門ハ十門も十五門も合せてたて下ニ門名記もあり見合すべし。

高　究　○門々に御蔵入は高究帳相調候。

○門地之儀近年何程上納之御法不㆓相究㆒候、此間御検地門割に付門地之しらへ無ㇾ之候。代官所問合之高究にも門地之儀ハ定免之割を以て上納被㆓仰渡㆒筋に問合有ㇾ之候事。

地渡申渡　○水帳を銘々名頭ニわたし置、竿次より呼出し水帳引合相違なき様受取らせ門付の違あらば申出るようにと達す、此節御検地門割に付、くし取相済地渡被㆓仰渡㆒候間名頭不ㇾ残召列差廻候處落坪二重坪無㆓御座㆒堅固に引渡事相済候故此段申上候。巳上月日郡見廻郷士年寄連印門割方御郡奉行何かし殿。

生産量（石盛）のきめ方　藩薩では度々実施した各郷村の検地（内検）では、地積を確認して、一筆毎の生産量を決定した。反当収量を定める場合一定の基準をもとにし付籾、付落、検見、蒔見等の方法を併用して適正を期し、上木についても桑、茶など、それぞれ基準を定めて貢租額を決定した。このような細かい配慮のもとに課税対象額となる生産量（石盛）を決定している。

付籾（つけもみ）の標準　上田一段に対する付籾（生産量の査定額のようなもの）の標準は三斗五升一俵として慶長内検では十二～三俵、寛永内検では十俵内外、萬治内検では十俵～俵九俵、上畠一段に対する付大豆の標準は毎回同じく二俵一、二斗～二俵とした下位の田畠は之より逓減した。享保七年（一七二二）十月十三日郡奉行の御検地之次第によれば田畠一歩の豊年の出来籾、粟より二割程引き上田は出来籾から、次の割合となるように付籾する。

近所納六　作得四
中途納五、五　作得四、五
遠方半納五、　作得五
上畠は出来粟より

近所納　三、五
中途納　三、四
遠方納　三、三

となる様付大豆し中田、下田、下々田及び中畠、下々畠、山畠は、これに準ずるとある。

付籾、付大豆から石高を算出するが、慶長内検では付籾、付大豆一石五升即三俵を高一石とし、寛永内検以後は付籾、付大豆九斗六升を高一石とした。（京竿高作り慶長竿以降）

出来籾及び場所による付籾

貢米、津下し距離	一畝出生籾査定三斗六升	〃	〃	〃	〃	〃	〃
近所付籾	八掛 二、八八	三斗一升 七、五掛	二斗六升 七掛 一、八二	二斗二升 六、六掛 一、四五	二斗一升 六、五掛 一、三七	一斗七升 六、一掛 一、〇四	一斗六升 六掛 〇、九六
中速付籾	七、五掛 二、七〇	七掛 二、一七	六、五掛 一、六九	六、一掛 一、三四	六掛 一、二六	五、六掛 〇、九五	五、五掛 〇、八八
遠方付籾	七掛 二、五二	六、五掛 二、〇二	六掛 一、五六	五、六掛 一、三三	五、五掛 一、一六	五、一掛 〇、八七	五掛 〇、八〇

石盛と付落　田畠の石盛は籾、大豆の産出量を査定し、これを付籾、付大豆という。その際付落し（控除額のようなもの）を附し実際の産出量より軽目とすることを常とした。付落しの程度は土地の状態により差があり、即ち蒔付（種子）を除いた上、貢米、津下しの距離五里以内を近所、十里以内を中途、十里以上を遠方として差を附け、其の他作人、夫仕の多少、畠方、大山野の多少、耕作外稼職の有無、水量、獣害（猪害、馬食）の有無、村の盛衰等も酌酌したと思われる。

慶長内検以来の付落しについて、田の産出米が残らず三ケ二（三分の二）上納となっては百姓が疲弊するだろうと考えた故であろう。慶長内検では三斗五升代、寛永内検では三斗二升代に当る様付籾したと見えると言っている。（県史）

萬治以後の高掛納米は定代正租、口米、賦米、役米、代米を合せて三斗九升八合となり、更に三合米及び起枡による加重がある。

田高一石の次に記してある付籾九斗六升其儘が産米量とすれば、米にして四斗八升で作人の手に残される余地はほとんどなく、付落しによって幾分緩和したようである。

（註）寛永、萬治、享保京竿高で籾九斗六升で高一石とある。

検見（毛見）　江戸時代の年貢収納法の一つで高、反別、平均収穫高を基準とする厘取、反取、定免などを定租法に対して、豊凶に従って租額を決定する方法を「検見取」という。

この方法は村役人、百姓立会の上で田の品位、反別、耕作人などについて内見（うちみ）をし、その結果を記した内見帳、耕作絵図を検見役人に提出する。

代官の手代が二人ずつ数組に分れて立毛の坪刈と村の実情を調査する。これを小検見という。坪刈は中位の田三～四ケ所を選び内法六尺一分の枠内の稲を刈りて籾の量を調べる。この結果を坪刈帳に記入する。

内見・小検見・大検見の順で行われるが、大検見は代官み

ずから検見を行って小検見と比較考量の上租額を決定する。

蒔見　地積は間竿ではかり町反畝歩を表わし、播種量を査定して補正を加える。これを蒔見といっている。

福山では「何升何合蒔」と言って面積を表しているが、これは蒔高の名残りで、江戸中期の「地方根元記」によると、後進地帯に残存しているとある。現在では一升蒔は五〇歩で一反歩六升蒔、即ち三百歩である。

寛永内検では一段の蒔は田方籾一斗二升、畠方麦一斗四升と定めている。同内検後の検地名寄帳の巻末に検地役職人名があり、筆算何某、蒔見何某と記るされているのを見ると蒔見の制度があったことがわかる。

慶長十八年乃至元和二年の此種文書に一段には蒔田方籾七升八合強、ないし九升強畠方大豆七升七合弱、ないし一斗一升弱、屋敷大豆一斗とある。地品の上下による差はない様である。

塚（束）　福山では「ツカ」で面積を表しているところもある。ツカまたはチカは即ち塚で畑作や麦作など堆肥、砂の類を面積に見合せて盛り立て、これに肥料と種子を混入して圃地に播種するが、これが塚の形に似ているので、この言葉が出たものと解される。西目（薩摩半島）では塚より頓丘が多く使われている。

一塚と言うのは大体播種面積にして五〇歩即ち一升蒔をさしているが、一畝（三〇歩）を一塚としているところもある。

県史補説によると、大抵田方一畝を一升蒔或は一升二合蒔、畠方一畝を一升二合蒔、或は一升四合蒔としたという。これは麦をもってきめたので田方は畔を立て畠方は畔を立てず、直蒔する故かく差等があるとしている。また旧記雑録等に次の記事がある。

猶ほ民間には束なる地積単位の称呼があり、麦七合蒔を一束としたともいい廿一歩一束もありまた所により相違し、阿久根では三十歩、踊（牧園）では四十歩、真幸では五十歩を一束としたという。

明治十一年の薩隅煙草録によると、

国分本田恬兵衛云う（中略）国分に於ては大抵地面一塚四十二歩に煙草五百本を培養す又清水弟子丸古川権助云う清水にては一塚四十二歩に六百本を栽培す垂水（垂水市）川崎忠八云う〃垂水にては畦幅を二尺七八寸として八寸間に植付、壱升蒔即弐拾五歩に、とあり。

以上の記録によると国分、清水では一塚は四十二歩で、垂水では壱升蒔の面積は弐拾五歩とされている。国分地方では貳拾五歩は大体に於て五合蒔とされている。このように地方によって蒔の面積には差違があったことが分る。これは煙草作の場合であって、所謂煙草反別という煙草作付を基準としたものであるかもわからない。

上木高　文禄検地、慶長内検から以後桑、漆、柿、茶、楮等に貢租を賦課している。草木の立木数、作付面積或は収穫につき一定の付籾、石盛をした。慶長内検後の同十九年（一六一四）、元和三年の知行名寄帳、屋敷名寄等によると、

桑、漆各一本の付籾一升
茶一升（二百五十匁）の付籾　二升五合
苧作地一歩の付籾一升

向花村の名寄帳を見ると

柿一一本　籾二升
茶貳拾目　籾二合八勺
茶拾匁目　籾一合四勺

敷根麓村文化六年己巳（一八〇九）正月御検地竿次帳によると

茶拾五匁　籾貳合壱勺
柿三本　籾三升

享保内検では上木高の規定が明示されている。（国分郷土誌）

福山の郷士高

次の表は、宝暦六年十月（一七五六）の各郷の士高・士人数等を調べたものであるが、平均石高には差異がある。これは土地の面積、士人数の多少、あるいは高禄者の多少によるなどの原因であろう。

福山郷の平均石高から考えると、他郷の郷士数の割合には案外高禄の士があったようで、古記録を見ると、一般的には二～三石の士が多かったようである。この表には農民の数がないが、今かりに農民十人に対して一人の士と考えると、当時の福山郷全体の人口はおよそ二千人程度と推定できよう。

紙面の都合上隣接町村だけを抜萃する。

宝暦六年の曽於郡桑原郡内郷士高

郡名	郷名	士高	士人数	平均石高
		石	人	石
曽於郡	恒吉	610	118	5.17
〃	末吉	2,535	416	6.09
〃	財部	1,344	420	3.29
〃	**福山**	**746**	**206**	**3.62**
〃	敷根	299	117	2.56
〃	国分	4,913	385	12.76
〃	清水	641	266	2.41
〃	曽於郡	592	269	2.20
桑原郡	踊	364	127	2.87
〃	日当山	327	90	3.63
〃	横川	462	148	3.12
〃	栗野	777	234	3.32
〃	吉松	504	222	2.27

宝暦六年（1756）丙子十月改薩州分限帳より

麓とは、中世末期の南九州では豪族の居住地をそのように称えたようで、後に麓を府本又は府下とも書いた。

麓は普通城山に接続しており、交通上の要所で、しかも河や海の船着場を控えていた。福山や敷根・国分・加治木などはそれらの条件を備えた典形的な場所といえる。

福山の麓も当時の地形をそのままに残している。なお麓の外周には、村（在）と町・浦浜が続き、それぞれ百姓・町人浦浜人の居住地となり、これらを包含して福山郷としたので

ある。福山の麓を地形的にながめると、後の廻城を半月形に包むようにして部落が形成され、その下に南は宮浦神社から、北は角士田入り口までほぼ一直線に近い巾四㍍の馬場が設けられている。この道路は昔から「上人馬場」といっているが、麓に住む武士の練武の場所であった。

大隅国の外城

外城あるいは郷の数は私領を除いて、八十七所であったが、その後も分合廃置がしばしば行われ、延享元年（一七四四）に重富・今和泉の私領を置いてからは、その数も一定し、領内百十三ヵ所となった。

郷名	外城（地頭所）	一所（私領）
曽於郡	国分、清水・曽於郡・敷根・福山財部・末吉・恒吉	市成
姶良郡	帖佐・蒲生・山田・溝辺	加治木・重富
桑原郡	日当山・踊・横川・栗野・吉松	
菱刈郡	本城・曽木・湯之尾・馬越	
大隅郡	桜島・牛根・小根占・大根占田代・佐多	垂水
肝付郡	百引・高隈・鹿屋・串良・高山姶良・大姶良・内之浦	新城・花岡
熊毛郡（以上大隅国）	計三十五所	種子島 計七所

これを当時の大隅国だけを郡別に挙げると右の表のようになる。

福山の地頭仮屋

福山の地頭仮屋は、今は福山小学校敷地となっているが、普通、地頭仮屋には仮屋本宅を奥に置き、門をくぐると、そこに籾倉や土蔵があり、香所・馬屋等があった。仮屋本宅は三十坪内外の茅葺であったらしく、ここで郷内役人の郷士年寄・與頭・横目・所取締などが出入りして、郷内の軍事行政を指揮したのである。番所では、いちいち出入りをチェックもした。籾倉や土蔵には御囲米の一部や行政上の重要書類、検地や門割帳・戸籍・宗門改帳等が保管されていた。

地頭の任務

藩主から任命された地頭は、それぞれの郷の軍事・行政の

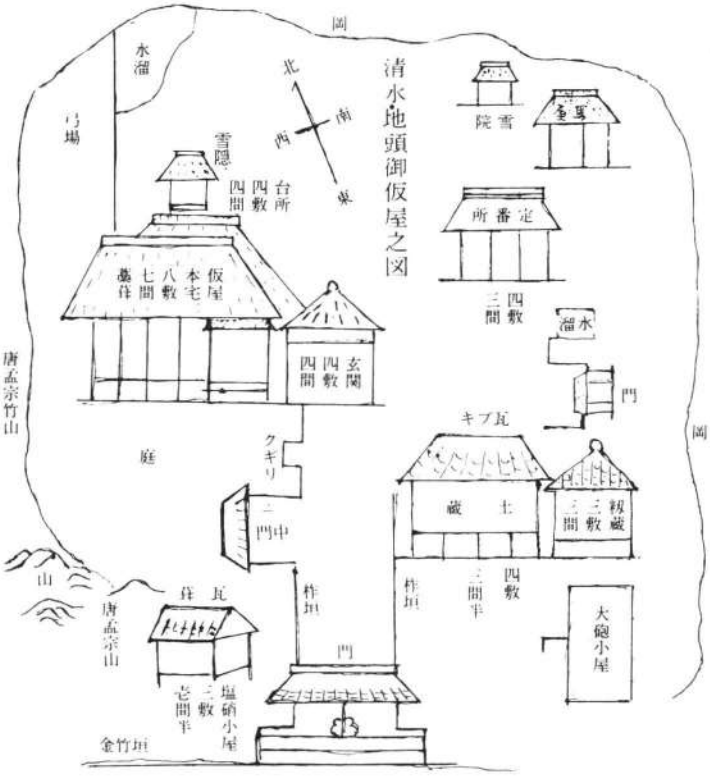

最高の責任者であった。開設当初は、その地に居住するいわゆる居地頭（牧之原の山田有栄屋敷）であったが、寛永ごろから大部分は鹿児島城下居住となった。また藩の要職にありながら地方の地頭を兼ねた者もあったが、これには任期等の定めもなく、しばしば所替もなされた。このような地頭を掛持地頭とよんだ。いわゆる遙任である。

第三節　九州一の牧場

島津藩の馬政機関は厩で、これに馬預の役を置いた。その前身として、天正年間に馬屋奉行を置き、家久の時代に馬之役があり、その後厩別当に変り、これが享保二十年（一七三五）に馬方、安永七年（一七七八）に馬預と改称し、文化十一年（一八一四）には小納戸頭取の内から兼務とした。

馬預は藩主乗馬を管理し、別に領内の牛馬や、領内馬牧の統轄、福山・吉野両牧の馬追差引等についても管掌した。

牧は所によって一様ではないが、牧内には山野林川を囲い、高さ九尺（約一・七米）程の土手を築き、林は夏季の日蔭とし、冬季の風雪を防ぐのに使う。馬の自然繁殖の場合、大敵は日射病である。林のない平野には茅葦の屋根を所々に設け、駒走りという四、五町から七、八町程の平地を必ず設けた。従って牧内には馬の飼料とする竹木の植栽に努め、牧内の草葦の採取も固く禁じられていた。馬牧には、牧司を置いて馬預の指揮の下に管理せしめた。

福山馬牧開設当初鹿屋高牧野から福山牧へ移された牧司・駒見廻役は次の四人で、その後代々牧の役人として関係している。それらの人々は、松元甚之丞・山下宗徳・谷山和泉（衆）黒岩四郎等四人、別に福山衆中之内、八重尾宗清・八重尾因幡・平原佐渡・中村喜之助なども惣陣御仮屋番として転任して来た。この外多くの牧夫がいたが、それらは、皆近郊の農夫から選んで、それら役人の監視下に働いた。

馬追

各牧とも毎年四月か八月に馬追の行事があり、二歳馬を選び出すのである。これは戦陣の演習に類する行事で、初めの頃は、見物かたがた参加の騎馬等数千にのぼった。馬をかり立てる串目立という役夫が出たが、享保年より実際に必要な人数にとどめたと伝える。

中でも、福山牧は八月にこの行事を行い、串目立（勢子）は松山・恒吉・財部・百引・市成・高隈・曽於郡・清水・国分・都城・串良・踊・横川・溝辺・鹿屋・桜島・垂水・牛根・敷根・日当山の二十郷に及び、夫数一万千余に及んだという。当日は鹿児島城下から町奉行所書役・馬預・福山歴代地頭等が観覧し、時として藩主以下この地に臨み観閲したと記

録されている。太平になれすぎた武士たちが血湧き肉おどる行事は馬追い・関狩りぐらいであった。

これらの夫役は各郷の責任者に統率され、各郷名を記した旗を立てて、それぞれ一定の部署を守って、一大喚声を上げて諸所谷間から林から馬を追い立てて一定の苙（凹地）に追いこむのである。苙は原野中に地を掘って、周囲を高くし、入口を狭く内側を広くして馬を駆り集める所とし、馬を苙の中に入れて後、カウボーイよろしくベテランが中に入って二歳馬を選り出して一方の苙に入れるのである。

このようにうまく馬を追い立てて捕えるには相当な技術が必要であったし、またそれだけに各郷間の功名争いの観があり一つの誇りともなっていた。

ここ福山野の馬追は九州第一の牧だけに、その馬追はまさに一大戦場を思わせる風景であったという。

福山牧の馬追の苙は、自然の地形をそのまま利用できた。今でも国師の苙字と牧之原の総津丘の谷に苙字を残しているが、その広さ規模において総津越の苙は最大で、丘の上に立つと当時の勇壮な馬追いが想起される。

享保八年（一七二三）六月、藩より幕府への答申によると、福山牧の総馬数大抵千七、八百、父馬百疋、例年の取駒凡そ百疋とある。藩内の全牧の捕駒数は合計三百余疋であるから、その三分の一はわが福山牧の取駒であった。馬の目印しとしての焼印は三つ星で、牧場が磯崖三つ山に設置された故である。また血出しと云う蹄葉炎防止の治療も行われていた。明治以降は県統一マーク⊕の焼印であった。

私領に馬牧を置くものも多く、入来の長野牧、宮之城の丸尾野牧、重富の高牧野、喜入の牧馬苑、垂水の牧馬野、都城の牟礼牧、種子島の蘆野・大町野・本増野・大峯野・中村野などがあった。しかし、牛牧の制は全くなく、牛は各戸の飼育に一任された。

牛馬改

民間の牛馬に対しては、寛永十二年（一六三五）二月に牛馬改を行い、それぞれ牛馬札を交付し、無札の牛馬は没収することとなった。それ以来牛馬札の制度は引続き実施され、それとともに牛馬出銀（税）もこの時から行われた。その額は、初め牛馬一頭について銀二分五厘で、享保三年には四分に増額している。大島では出銀のかわりに莚を納め、後に砂糖で納めたらしい。

牧馬神

牧之原の小陣が丘（俗称牧神様）に牧神の石室があり、福山牧の歴史を知る資料として貴重である。

移牧馬神祠記

夫海内産レ馬以奥為レ最西以ニ我藩一為レ最我牧馬野大小二十有余而我福山郷之野為ニ最盛一初天正八年庚辰四月先公始放ニ馬ニ

於此地築土因険成之封界周廻凡十三里及其盛也牡牡蓋二千五百匹矣其南原粕水丘有大石巌巌特立表之為牧馬神毎歳以春三月十八日祭祀焉及安永八年桜峰地烽飛砂雨灰于時西風以故南原砂灰最深野無水草本府令下隣邑大給葛草上然数日不止水皆為之濁当此時馬病死者殆千匹也其明年以南原終為不毛東自釜脇西至黒石峡之封界而以南周廻七里許削之爾後牧之周廻為十一里三十三町牝牡無慮千五百匹也於是神巌為界外因代以石室安之於総津丘寛政六年(一七九四)創建華表焉是僻在於東辺祭祀又不便今茲吾輩相議曰本府卜其吉地移石室於小陣之丘是牧野之中而臨眺四易祭祀禱賽示為甚便神其尚安斯地永賜景福令下馬無疥癬夭札之疾又無豺狼之患而駒々蕃息速復其旧是祈且傍建石記其事令後人知其始末云爾

于時享和三年(一八〇二)壬戌春三月十八日也

福山牧司　松本平太左衛門兼備

移牧馬神祠記(左)　小陣丘

仝　松下吉左衛門兼年

福山駒見廻

谷山貞右衛門良陳

河原藤次兵衛定利

松下五郎太兼香

長政市之進尚香

。右の碑文を要約すると、天正八年(一五八〇)四月に今の福地(合戦野)を中心とした周囲十三里の馬牧を設けた。

。最盛時には牝牡馬二千五百匹に及んだ。

。南の粕水丘に大石巌有りとは、福地の「元牧神」の丘の大石巌を指す。

。安永八年に桜島大噴火があった。(一七七九)。

。福地方面の降砂降灰が最深かったこと、そのため病馬千匹に及んだ。

。福地・南原以南周囲約七里ばかりを廃牧とした。

。総津が丘に牧馬神の石室を建てた。(寛政六年・一七九四)

。祭祀不便によって本府(藩)の許可を得て再び小陣が丘に移した。(享和二年・一八〇二)

。その後牧場は旧に復した。

。当時は牧場内に山犬や狼の出没があって馬の被害が多かった等当時の牧の由来やその状況をうかがい知ることができる。

島津藩の設置した馬牧は次の諸所である。（県史第二巻）

牧名	周囲（薩摩例規雑集巻二による）	馬数 上使答書	馬数 宝暦五年	馬数 安永六年	馬数 寛政元年 上使答書	馬数 文政九年	馬数 天保九年 上使答書	馬数 三国名勝図会
吉野（鹿児島）	五、一九、二一 町間	四八三	二四五	三三四	四四〇	二三九	二六五	凡四〇〇
比志島野（〃）	二、一五、三〇	—	一九	九三	八八	四二	三六	—
高牧野（吉田）	—	三八	—	—	—	—	—	—
笠山野（東郷）	五、一九、六	一七五	一四八	一六八	二〇二	一六〇	一六六	凡一七〇
寄田野（高江）	六、一九四〇	三三三	二四八	三三〇	三六二	二七六	二四九	凡三〇〇
頴娃野（頴娃）	二、三四四四	二六一	二三九	二二二	二〇八	一八二	一六五	—
唐松野（〃）	三、〇二二	二〇四	一三〇	（明和二年廃止）	—	—	—	—
野間野（加世田）	四、〇、〇	一六七	二八	四七	四九	三三	二七	—
下甑野（下甑島）	一、〇三三	一二一	一二二	（明和二年廃止）	—	—	—	—
市山野（上甑島）	二、四四七	八六	七五	六五カ	九七	六七	五〇	凡一〇〇
瀬崎野（出水）	五、一六五二	四二五	二八五	五八二	五九二	三七〇	三九六	凡五〇〇
長島野（長島）	七、三二〇	七八五	五五六	（七一六カ）	八六九	六九三	七五四	凡九〇〇
市来野（市来）	六、二八二五	三一五	二五六	二二三	二七五	二五〇	二四八	凡三〇〇
伊作野（伊作）	五、〇、一八	一九二	二四四	一八九	一八三	二五〇	一八二	凡一五〇
青色野（浦生）	三、一、三九	四〇	三九	四二	六三	三七	三六	凡六〇
春山野（曽於郡）	二、〇、一八	四五六	二一三	三〇六	三九二	一五九	一四〇	—
末吉野（末野）	三、〇、一一	五〇〇	三八三	三二七	二三四	二四五	二五七	凡三五〇
福山野（福山）	**一〇、三四、二三**	**二、二六三**	**一、七九七**	**一、八五九**	**一、〇三四**	**一、一四〇**	**九五一**	**凡一、二〇〇**
高牧野（鹿屋）	四、五一〇	三八五	三一五	三五九	三六二	二四七	二八二	—
立目野（佐多）	三、七三六	—	八九	一二四	一八〇	一三九	一五四	凡一三一
計	—	—	—	五九七六	—	四五二九	—	—

福山馬牧の歩み

薩隅日の三州は古来有名な産馬の地で、福山牧は藩政時代にも九州第一の定評があった。このように著名の名産地となったのは、この地が高原地帯で霧が多く、その上牧草の繁茂に適し、四季の気候に恵まれた自然環境と藩主の優れた施策があったからであろう。

福山牧図（中央に宮浦神社）島津忠重氏所蔵

藩内産馬は他領に出すのもあったが、雑小荷駄馬に限って許され、母駄を出すことは禁じられていた。

ここの表が示すように薩隅内二十ヵ所の馬牧中、その規模においても、また頭数においても第一を占めており、いかに藩主がこの地に力を注いだかをうかがい知ることができよう。

この表が示すように、寛政元年から急激に頭数が減っているが、これは安永八年（一七七九）の桜発爆発がいか大きく、降灰による被害が大きく、被害区域の廃牧が原因したものと思われる。

その後文久三年の福山牧廃止までは依然として千頭を上下する頭数を維持し、天正八年（一五八〇）以来、名実ともに藩内随一を誇ってきた福山牧は数多くの名馬を産み、二百八十三年の輝やかしい歴史を閉じたのである。このような史実に照らして、明治以降も郷土人の強い認識の下に盛んに牧畜を営み、今でも県下屈指の地として有名である。しかし、かつての馬は姿を消し、昭和に入って牛の畜産へと変っている。

山下駒右衛門殺狼

駒右衛門の先祖宗徳は、天正八年（一五八〇）馬牧創設と

ともに、島津義久の命でこの地へ召し移された士である。

その子孫駒右衛門は初め名を藤太左衛門といった。この頃、牧の周辺は一面うっ蒼とした森林と峡谷が続き、昼夜を問わず野獣の横行する時代であった。藤太左衛門は昼となく、夜となく牧の見廻りに忠実であった。ある晩、彼が牧を見廻っていると狼の大群が駒に襲いかかって来た。駒右衛門は持ち前の勇敢さと腕前を振るい、たちまち一夜のうちに狼数十匹を取り得て、これを宮浦神社に啓上した。時の福山地頭新納治部久致その功を賞して名を駒右衛門と改めさせた。宝永五年（一七〇八）頃のことである。

その後一時狼の被害は絶えたが、又多く出て牧の駒を喰い殺すようになった。駒右衛門は弓で三十匹を射殺したが後を絶たず、今度は多くの犬をかり集めてこれを狩った。ところが、中の大狼一匹が立ち戻って駒右衛門に襲いかかって来た。

山下藤太左衛門寄進碑　小陣丘

駒右衛門は直ちに短刀を引き抜いて大きく開けた狼の口を刺して殺し、又穴の中にもぐって、中の狼子を生捕りにした。その功を賞せられて藩主より米二石を与えられた。駒右衛門は晩年に至り、寛延元年（一七四八）九月、自ら駒の蕃息を祈願して福地牧神丘に石室を寄進している。その後、安永の爆発に遭って、この石室は総津丘へ、そして更に牧之原小陣丘へと時代とともに移された。

黒岩玄蕃四郎と早馬神社

福沢池之谷の灰塚（へっか丘）の頂上に黒岩玄蕃四郎の碑が建っている。この人も山下駒右衛門と同じく鹿屋の高牧野から馬とともに召移された一人であるが、黒岩玄蕃が駒見廻時代のできごとである。

彼は生まれつき馬の世話が大変うまく、牧場を通るとおちこちに遊んでいる馬が直ちに駈け寄ってきて彼の後をついて離れなかったという。

ある日、黒岩が柵外にはぐれている一匹の馬を引いて牧の中に帰ろうとするところを、たまたま附近の農夫がこれを見て、馬盗みと勘違いしたのであろう。

またこの頃、時々牧内の良馬を廃馬と称して農家に売りさばく悪役人もいたので、直ちにこのことが上役人に聞こえ、ついに捕えられてしまった。

彼はむごい拷問にかけられたが、死ぬまでその無実を訴え

続けた。しかし余りの拷問に耐えかねて、ついに彼は自害したかあるいは討首になってしまった。

ところが、その後、牧内の仔馬がうまく育たなくなった。駒見廻りや牧夫たちは、これはきっと黒岩玄蕃のたたりであるにちがいない。人々は彼を馬の神であったというようになり、その後早速牧の中に牧神として祭り、碑を建て、彼の供養を始めた。するとその後牧の仔馬はまた元のように繁殖していった。池之谷の灰塚にある早馬神社は即ち黒岩入道その人である。灰塚といわれるのは安永の桜島爆発でできた丘であろう。

黒岩は初め駒見廻として他の役人と福地附近に居住した。福地と国師の分岐点から二百米下った県道下に「四郎討ち殺し」という小字が残っているが、彼はこの地で殺されたのではないか。切り立ったシラス層の岩下を小川が音を立てて流れ、附近一帯には今は稲穂が重く垂れている。

牧場の木戸番

牧場は南は恒吉二重堀から川路原・福地を結ぶ線を境とし西に上之茶屋、北は国分市塚脇から牧之原学園、東に佳例川堂が尾を境界とした広範囲なものであった。しかもこれらの牧場を横切る幹線道路や主要路があったため、昼間は人々の通行のチェックも心要であったし、馬に飲料水を与える場所も必要であった。そこでこの両者を備えた場所には必ず武士を置いて木戸番又は街道番を置いた。これらの番人は、昼間は通行人の看視や又一日に何回かの馬の水飲みを谷間へ透導したりした。

今それらの木戸番を勤めた家を調べると次のとおりである。

方位	場所	人名
東	佳例川堂が尾	古川種盛家（佳例川より移さる）
西	福山上之茶屋	鈴木政幸跡（上之茶屋の士）
南	？	？
北	国分市塚脇	石塚武彦家（国分より移さる）

一向宗の禁圧

慶長年間に入り、幕府は切支丹禁制令を全国に発してこれが取締りを一層強化した。これと同時に薩藩では、これと並行して藩内の一向宗禁制を厳重にしている。

一向宗とは真宗のことで、いうまでもなく親鸞の教えである。浄土真宗であり、信者はこれを「本願寺さあ」と呼び、薩藩では一向宗と呼んだ。

一向宗とは、一向即ちひた向きに阿弥陀仏を念ずるからこのように言った。

封建時代の農民は、どんなに努力しても泥沼から這い出すことができなかった。現世で安楽が得られない代わりに、唯一の安楽を死んだ後の「極楽浄土」にそれを求めたのである。そのためには、一心に「南無阿弥陀仏」を唱え、弥陀の慈悲

にすがることである。そして弥陀の前には、だれもが貴賤を問わず人間であるという平等主義が教義であった。

ところがこの時代の政治理念は独裁主義者の下に従属関係を要求し、またこれを維持することにあったので、政治上全く相反する宗教としてこれを禁圧したのである。

薩藩においては、これが宗教政策の柱としてすえられ、長く明治初期まで弾圧は継続され、すべての寺院廃止にまで発展していったのである。

即ち、領内にこれを信ずる者があれば、百姓、武士・寺社の被官を問わず、死罪や笞刑や遠島、士禄の剝奪等の迫害をおしみなく加えた。

県史によると、寛永九年（一六三二）島津家久は、これらの宗門改めを行って、門徒に対しては容赦なく処分させている。日向の高原その他諸所に門徒があり、武士・百姓を問わ処分された。

札（文化14年）
子熊所蔵
氏岩戸岩
佳例川岩

一向宗本尊を出した士は知行をも召し上げられて寺入りさせたり、百姓など下々の者は財産を没収して、これを神社修理料にあてたりした。

その後宗門手札の制度が実施され、領内士民に、木札に名前、宗旨等を記してこれを持たせ、札改めも五年毎にこれを実施した。所属する寺院が檀那寺である。

各郷内では、五人与という組織を利用して、若しその中の一人でも不審者があると、直ちに役々に密告させ、密告した者には、幕府や藩主からの褒美を与えるという褒賞制度まで施いた程である。

このようにして禁制取締は励行されたが、信徒の撲滅を期することはできず、しばしば検挙は続出している。

しかし、これら一向宗を信仰する者は、恰かも燎原の火のように広がり、下は百姓から、上は薩藩の家老職にまで及び、中でも島津久慶は家老を免ぜられ、彼の死後、その野心が発覚して、系図からも削られたことでもその一端を知ることができる。

万治元年（一六五八）国分衆中山口四郎兵衛なる者も検断にあって誅殺され、その子仲助は種子島へ流罪に処せられたという。

同二年には、加久藤衆中糺明された者多数が鹿児島に送られ、同四年、栗野・財部・中郷・福山・踊・霧島等の衆中、百姓多数検挙され、士は士籍を外され、百姓は土地屋敷の没収等に遇った者多数に上った。

宝永五年（一七〇八）十二月、翌六年七月の二回に亘って

は、それぞれ自首を勧め、自首者にはこれを限って誓詞に止めて科を免じたりしたが、その時の数は数千に及んだといわれる。

安永七年（一七七八）二月には、各郷の曖・役人・与頭・横目に宗門方加役を各二人に増員し、郷見廻・浦役にもこの役を加えている。

同九年十二月の達示では、各郷の庄屋も毎年五月・十二月の二回村内を見廻り、取締りの令達を読み聞かせ、また口達し、右の月内にその結果を直接宗門改所へ届出ることとしている。

。一向宗布教の伝承

一向宗禁圧の網の目をくぐり、尚もこれに抵抗しつつ信仰に生き続けた伝承が福山のあちこちに残っている。

即ち、各部落（方限）には表面は禅宗の門徒頭（大番）ともいうべき古老の番役がいて、番役は如来を祀る組合仏壇のある内寺を管理していた。普通は番役が読経・説教にあたり、時々地方巡回の布教者を密かに招いて法座を開いたという。これら在家の人々を沙彌とか××房とよんだ。このように一向宗に関する行事は極秘に行い、集会は主にして山中の洞穴を選んだ。比曽木野の旧岩戸岩熊氏の裏山や国師の国師親之氏の家の裏手に残る洞穴も当時の名残りをしのばせてくれる。これら二人の話を総合すると、いずれも集会には村の入り口、要所要所に二才（青年）を見張り役として配置し、礼拝や説教の集会は必ず毎月暗夜や風雨の強い晩を選んで執行し、露見防止につとめたと言う。

また、この近郷には、報恩講や仏飯講などがあり、毎年十一月頃にその土地の産物を京の西本願寺へ総代が寄進していたらしい。中でも仏飯講はその組織も大きく、広い区域に亘っていた。一番組みは日向の野尻、高原、高崎新田の区域、二番組みは末吉、三股、山之口区域、三番組みが福山、嘉例川、牛根、末吉を含む地域で番組ごとに講を開いて仏を拝み、年に一回は組合同の講がもたれたという。このような庶民の宗教であったが、藩内の取り締りは厳しく、その都度多くの犠牲者を出したのである。中でも天保十年（一八三九）の検挙は大がかりなもので、その時の「見聞記」によって事件の概略を知ることができる。それによると、「数百人に及び男女、獄屋へ召しこめられ、其内には既に出産・臨月にせまり居候者もこれあり候に、獄屋へ行くと直ちに出産したるもあり、もっとも三歳までを限り、それより上、母子引離し獄屋へ召籠められ候由、依て幼児の獄屋に有て泣き叫ぶ者も多く在と。また獄屋狭きに依て、一畳を七・八人のあてがいにて立居も甚難儀なる由、夫に熱病流行し、日を追て死ぬる者多くあるよし。其為死者を眼前に置ては中々忍び難く、よって獄屋預の者にかかぐり、俵に入て外に出置に、方々より犬共集り来

て俵をあせる有様、此世の地獄とやいふべき、目も当てられずといふ人ありしとなり」と天保の一向宗一件大崩れを伝えている。明和元年（一七六四）井ノ口久右衛門祐訓、文化十四年（一八一七）前田金次郎清規、天保二年（一八三一）井ノ口喜左衛門祐陳、天保十三年（一八四二）井ノ口喜左衛門祐締、安政三年（一八五六）橋口次郎太兼方が横目・小頭・行司役勤番である。

享保・天明・天保は江戸時代の三大飢饉の年でもある。とくに天保飢饉は有名で仙台藩で14万余人、津軽藩で20万人の飢餓死人を数えた。当時東北では匂い米（赤米）を囲りに植え、中央に改良（良質米）種を植え、早稲・晩稲・産児制限・冬期の出稼ぎ奨励などして凶作に対応した。原種に近い程冷害に強いからである。上杉鷹山公（名は治憲・日向高鍋藩主秋月種美の二男、秋田藩主佐竹義和、白河藩主松平定信と三名君とよばれる）は凶作対策として種々の治績がある。昭和四十七年（一九七二）のソ連冷害時、日本ではアメリカ輸入大豆が一挙五倍（屯当り25万円）に上昇した。日本では大豆の用途は実に多彩だが、ヨーロッパでは大半家畜飼料である。現在日本の米価は屯当り四十万円であるが外国では六万円相当である。日本の米は軟質米で外国産米は硬質米である。外国の米はおたがい嗜好にあわない。秋田藩の天保大飢饉を記録した「飢歳懐覚録」によると、「巳年のけかち」（飢饉）とよばれ東北地方全体を襲った。九月になると藩でも飢饉必至と見、各地に施行小屋を設け、家口米仕法（米の配給制）をとり、諸国米の買入れをはかった。冬季に向って西回り航路も欠航し、仙北地方の百姓囲い米に依存しなければならない。しかし藩の買入価格が百姓流通米より低かったので、米の売り惜みがはじまり、藩は強制摘発にふみきる。農民の抑圧された不満が一挙に爆発する。藩主佐竹義厚が領内を巡行し、鎮撫につとめた。出来が五分以下が凶作、十分以上が豊作、平均六・七分の普通作の場合でも出来秋の米価一貫文が翌夏には一貫三百文（三斗）に上昇する。天保四年は秋米三斗二貫七百文の相場の触達が初夏には三十貫三十九文に上昇した。

天保十年（一八三九）蛮社の獄で渡辺華山・高野長英が自殺している。高野長英の創作になる日時計は玉里邸（鹿児島女子高校内）・塩竈神社（宮城県塩釜市）にもある。天保十二年は江戸三座が浅草猿若町へ移転。三座は市村座（羽左衛門）中村座（勘三郎）、森田屋（勘彌）であり、当代随一の人気者市川団十郎がいた。正徳四年（一七一四）の絵島・生島事件で山村座とりつぶしの余波のひっこし騒ぎであった。

天保十四年（一八四三）から弘化二年（一八四五）の天保改革で江戸市中の火は消え恐怖政治にかわった。「潮風喰ったねじれた浜松（老中水野忠邦・浜松藩主）せっかんばかりじゃいけねへ」とか「余り無慈悲な改革よばはり下の難儀に一

寸も構わぬ」の落書がある。

一方九州では豊後三賢とよばれる学者たちが地方文化を確立していた。杵築藩の三浦梅園、日田（天領）の広瀬淡窓、日出藩の帆足萬里である。淡窓の咸宜園の門人四千人であったといわれる。天保八年七月末はアメリカ船モリソン号が浦賀沖を砲撃している。

弘化四年（一八四七）十二月、家老島津豊後・調所笑左衛門の書簡に「当国之儀、諸士株不相応に給地高相少く、近来高上げ等之儀御格式相弛み、諸士追疲労……」と窮状を具申している。

安永八年の桜島爆発の記　※読み易くするため句読点を打ち、難解の所は註釈を加えた。

安永八年（一七七八）己亥十月朔日未の刻過ぐる頃、昼飯を終へ居宅表の縁側に休み居候處、櫻島の半腹より少し西の方に、白く打綿の様に煙見得候に付不思議に存家内之者共江茂申聞候處、無程燃出し白烟忽ち絶頂の高さに上り候、欤と見得候處又南の方の嶽より急に燃出し煙細く太く舞茸の頭を見る様に有之候処次第に火勢強く成り稲光の夥敷見江又雷の鳴事甚敷打上る石と下る石と互に打合模様に飛び其勢ひに火焔を出し、其すさましき事中々筆に難レ及候。晝は黒烟打覆ひ夜は火焔顕れて只晝夜動止時なく立付置し戸障子をも、自然とゆり明け候事幾日とも不二相知一候。然處、三・四日も相過候てより、牛根郷役により戸板一枚宛相携彼方へ相續候様との掛合有レ之、何れも駈付候。我等も其通に候。左候處鹿府吉井金五郎様并に御内儀御子下人下女五人被召到桜島江祭禮に付御越の由に候處、右通大変に付船より牛根の様に御逃被レ成候得共、軽石過分に海上をつき留め候故急に御通船不二相調一候に付船近より小さきよまを投付候て、段々と繰越にして大綱を以て陸江引付候。而漸御上被列而危事にて候由、右の外にて鹿府より島江御越の方多人数にて為二御迎一御續被レ成候。衆御果被レ為成も有之由に風聞致候。此時牛根麓邊は砂灰六尺餘降積り、居宅をも埋み隠し候故家の棟を穿破り、夫より出入為レ致由。二川村より境村 爰許大廻邊は次第に砂浅く然ども二川境迄は田地も都而相先候。大廻に於ては少々の砂上等にて相済候。

瀬戸村塩早く砂の深く積みし處は歩渡りたるも有、又浅き處にては底に踏入候而死たる人も多く有レ之たる由右大変に付島中死亡の人数百貳拾人餘に相及候由承候。

一、右燃出候て四・五日を過候而より爰許濱邊に軽石多く流寄小漁のひれ尾弐万杯相損候死魚亦生魚も餘多寄来別候より日数も立候而よりは鮪又はたち等云ふ大魚も至極痛み候而流れ寄せ候故、人々手取り致し候得共別而硫黄の気強く喰ひ候儀は不二相成一候。尚小廻之儀者風並宜敷故欤、小石少く降り来り候迄にて垂水、高隈、百引、市成、恒吉、杯の諸

在は砂上の場所多分に有之候處、地面別て位落に相成候由、尤御郡奉行其外御役に被差越御見合の上畑作は都て見掛にて上納被仰付候由。

一、燃出候翌晩より島の渚より海中へ火相見得候に付不思議と申合候處五・七日も相立候てより西の方に石島壱つ致涌出南の方にも同断涌出致し夫より次第に西南に石島都合八つ涌出致し候。然るに追々小島の分は洗崩し当分は大小の島五つ残居候。我等一生中島涌出之儀眼前に見て届置候事稀成珍事と相考候。

一、御牧之内下原方限砂降灰埋み青竹毛頭無之、いげ藪杯相見得候迄而候故、馬竹用として国分より長葉藁御置入に相成、船にて爰許浦へ積廻夫より馬にて牧江附越候へば、飢に及居候馬共餘多集来り、争ひはて候、母駄八百匹餘死馬に相成候由、産子は数不相知候。右大燃之節は我等事貳拾八歳にて候。當子年迄に五十ケ年に相成候。

右櫻島震火の次第我等一生中慥に見及候事共にて後の人の口碑にも残さまして拙き筆をも不顧斯く記し置くもの也。

年齢七十七歳　喜左衛門

當分は御地頭様へ相支へ儀左衛と改名致居候得共本名相記し置き候事

文政十一年（一八二八）戊子八月記し置

此記文は拙者草稿にて川崎四郎左衛門様御添削有之後世に残し置くもの也。

（福山小廻・湊愛之助氏所蔵）

櫻島炎上記

安永八年己亥九月廿九日夜より十月朔日に至り、本府城下及東南北数十里の間、地の震こと頻なり、已に當日の未刻を過て、城下東方對岸櫻島の上に火を發し大に炎上り、火炎れば地愈震、地震へば火愈炎、或は相應するに似たり、或ハ相激するに似たり、而其烟の出や結て萬朶となる、蔟て數隊となる、沸騰すること驚濤怒浪の如し、競起すること畳障層巒の如し、愈升り愈高、幾丈を限るべからす、愈漫愈遠幾里を限るべからす、其光の耀や烈〻焼天をは、則九重の上へ盡紅なり、煌〻照海をハ、則千尋の底悉明なり、星斗為之に色を失て出こと不能、魚龍為之に形を現て遁こと不能、疾電縦横するは焔を閃なり、流星上下するハ石を飛すなり、迅雷動山をは其聲の振なり、烈風蕩海をは其響の轟なり、應是千巌崩て無底の谷に墜、萬壑陥て不測の穴に淪べし、大凡一晝一夜所観奇〻怪〻にして難名け難状、變〻幻〻にして難認難指、見之を者は乍目の眩を恐、聞之を者ハ頓に耳の塞を覚、若是なること五日を經て而して後稍徴なり、然共其火勢未遠已なり、或は三・四時を過て炎、或は一・二日を隔て炎、其烟已に伏せり、而復起、其聲已に止れり、而復鳴、又東北五・六里の海底より炎上る、其響日夜隠〻として不已、既にして海上頓に中洲を現す、水を出ること高サ貳丈餘、周半

里許なるへし、蓋一月を既て全く無事なり、是に於て櫻嶋の形、突然として出る者は平となれり、隆然として起者ハ凹となれり、復舊日の面目にあらず、如其城下の人民初て火の作を見るや、家〻周章し、人〻倉皇し、座して席を不レ安、食して味を不レ甘、荷擔して立、包袱して出、互に相驚して或は餘焔将レ及といふ、或は飛石将レ落といふ、或ハ海嘯将レ至といふ、訛言區〻にして人情洶〻たり、既にして而して城下に灰を雨す、飄飄として風に随ひ、繽紛として地に満、碧瓦朱甍俄に素を積、青松緑竹頓に花を著、至若簾戸に入り筵席に集り、器皿に落、飲食に糝、而して道を行く者は張レ傘を戴レ笠をといへとも撲レ面を昧レ目に、頗る患をなせり、然而時方に三冬に向、日夜西北風多し、東南風少し、是を以て城下灰を雨すこと猶差少しとす、垂水・牛根・福山等の諸邑、下風に在者ハ、則灰を雨すこと簸レ沙をに似たり、石を飛すこと投レ礫をに似たり、隴畝を没、溝渠を埋、菜蔬を殺、草木を傷に至る、而峡内十餘里の間には往〻浮石屯聚す、厚六尺許、周半里許なる者あり、以て舟楫の往来を絶といふ、若及櫻嶋に至ては、則地の震こと他所に十倍せり、室に入れハ恰も軟轝に乗に似たり、庭に出れは却て江海に漂に似たり、臥ときは則轉、立ときハ則顛、行ときハ則倒、其患既に不レ可レ言者あり、而其火の作るに及てや盤石の落こと霰の如し、俄頃の間に積て五六丈に至る、灰燼の降こと雨の如し、須〇の際に深さ二・三十尋に至る、飛鳥も翼を折、走獣も蹄を傷り、軽猿も枝を墜、老馬も道を失ふ、加之黒烟湧出上下に充、四方に塞る、冥〻濛〻陰〻漠〻たり、是に於て其民座者は起に不レ及、立者は走に不レ及、或は抑圧せられて死す、或は乱撲せられて死す、或ハ掩埋せられて死す、不レ然は則或は舟を争て江海に溺れ、或ハ方を失ふて溝壑に陥り、或は路上に羸頓し、或は巌間に飢餓す、數日の後に及て戸口を點檢するに嶋民死者總て百四十餘人なり、鶏犬牛馬の死者に至てハ枚挙すへからす、而して東北海上七・八里の間には、則魚の死する者無數なり、蓋海底の炎の為に傷らる〻と云、是に於て都鄙傳言、某處に屍あり焦レ頭を爛レ額なり、某處に屍あり折レ脅を摺レ歯をなり、某處に屍あり已に〇粉となれり、某處に屍あり殆と臭腐となれり、某岸に漂到の屍は小児なり、某色の綵を着たり、某岸に漂到の屍は婦人なり、某色の帯を帯せり、惨毒の甚聞に不レ忍なり、嗚呼是日如何なる日哉、無レ辜の民をして如此の極に至しむるなり、然とも櫻嶋の地に十八村あり、而火の作ことや適に古里村・有村・脇村・瀬戸村・黒神村・高面村の上に當れり、是を以て六村の民死者多し、其外十二村の民は則免者多し、乃麋鹿の屬の如は、海を泗て北のかた吉野に至者あり、而火作の日

公命して速に舟舩數百隻を出し、軸轤相接して嶋民を濟す、是を以て老を扶、幼を携て免者二千餘人なり、又於城下菅舎

數十間を作て以て之を置、倉實數百斛を出て以て之を飼、是を以て其初て到や、則露處飢死の患に免るゝことを得たり、既にして又庫錢二千〇を出して以て之を賜ふ、是を以て其反に比てや則以て居處を繕、産業を治ことを得たり、嗚呼我公の嶋民に徳あることや大なりといふべし、抑又聞レ之、櫻嶋の絶頂に権現社あり、號して是山の主と稱す、世俗相傳て其神兎を愛すといふ、是に由て嶋民若兎を見る者あれは、〇拜レ之、平生其名を諱て不二敢言一に至る、其之を尊信すること如レ此、而毎年是の日を以て祀レ之、未嘗て懈さるなり、則為二之神一者亦宜く禦レ災靂レ難を以て祚レ之へし、而に今日反て是山をして是禍を發せしめて以て害レ之する者は何哉、豈民の自ら其咎を招欤、將神怒る所ある欤、抑禍福の數は神といえとも奈レ之何ともすることなきなり、然共神自尊こと不レ能、必す人に依て而後に尊なり、故に曰、民者神の主也、若一嶋の民をして摩レ有二了遺一しめは、則神も亦當に其祀を廢べし、今や幸に我

公の徳に頼て餘の黎民性命を保、郷土に歸、復神の主となることを得たり、則神も亦巍然として斯土に廟食すること初の如し、是に由て観レ之、我

公の徳は唯民に被のミにあらす、亦神にも及なり、蓋

公素より愛レ民の心あり、一たひ其災を被を聞、愍(賑)然として而之を憐む、是を以て倉廩を發、府庫を啓て之を振救すること如レ此其速なり、則一嶋の民其徳を感すること宜く如何とすへきや、唯一嶋の民感レ之のミにあらす、一國の民も亦感レ之すへし、一國の民感するときハ則鬼神感すへし、鬼神感するときハ則天地感すへし、是に於てや必す將に和氣降て五穀熟し、嘉瑞見て百禄〇んとす、則我公も亦宜く以て千秋萬歳の福を享へし、於戲休哉、既にして而

公以為、非常の災不レ可レ不レ記なり、因臣山本正誼に命して書レ之せしむ、謹て按に、續日本紀に廃帝寶字八年十二月似レ雷非レ雷、時に當二大隅・薩摩之堺一烟雲晦冥、七日之後天晴、於二鹿児嶋信爾村之海一沙石自聚化成二三嶋一、望に似二四阿之屋一とあり、此説嶋の名を不レ著といへども其地と形とを以て之を考れば、則其櫻嶋たること疑なかるべし、其後文明八年櫻嶋炎たり、其事福昌寺所藏舊記に見へたり、今所謂炎崎は其遺跡なり、其後是年復炎えたり、蓋土中に硫黄の氣あり、故に有レ時而炎と云、然共寶字八年より是年に至り千有餘年なり、而其間炎こと二に過されは、則絶て無くして而僅有の事なり、非常の災といふへし、然ども天災流行國家代有、適に其に至るときは則固に人の豫防くところにあらさるなり、但し非常の災に當て而非常の徳を施す、是我

公の之を濟ゆゑんなり、其事宜く傳ふへきなり、故に臣謹て詳に之を書すること如レ此、

公又畫工をして櫻嶋炎上の圖二枚を寫さしむ、一ハ畫の所レ観

を寫す、一は夜の所レ観を寫す、所謂難レ名難レ狀難レ認難レ指と云者をして眼目の下にあらしむ、則畫も亦巧なり、而して一たび其巻を開く者各自ら観レ之へし、故に不二復言一と云、

安永八年歳次己亥十月知学事臣山本正誼謹記

公命既に倉庫を開て嶋民を救へり、是に於て城下の富商大〇先を争て之を救者あり、或ハ銭若干〇を以衣服を買て之を與者あり、或は米若干斛を以饘粥を為て之を飼者あり、或ハ粟若干斛を官に納て振貸の用を資者あり、其尤者を曰レ某と曰レ某と曰レ某となり、嗚呼上好レ仁則下好レ義こと固に如レ此なる者あり、下の義を観ときハ則益〳〵以て上の仁を知べし、故に附二録す之一を、

福山郷内の庄屋の跡として判明した所は次のとおりである。

方限	氏名及び跡地
大廻	原田栄熊屋敷
南園	南園義郎屋敷
小廻	川畑篤蔵屋敷
佳例川	東野三郎屋敷
比曽木野	福元甚左衛門屋敷・指宿直之丞
福地・池之谷・砂走	前田重蔵屋敷
新原・川路原	橋口兼治屋敷

福山町太廻寺山に安永六年（一七七七）二月二十八日、奉寄進の石室あり。行司武石清太（盛右衛門・明和元年（一七六四）二月二十一日誕生）、竹木見廻松下正勝、鹿倉山見廻二宮権九（六）郎等城山見廻黒丸覚左衛門、仝久留彌三兵衛、仝有馬喜左衛門、仝竹（行）之下才藤次、仝山元喜三太、下山次郎右衛門、六右衛門、善右衛、千太良等十二名の刻銘がみられる。

永禄四年（一五六一）七月十二日（廻の合戦）から百十七年たっている。安永八年桜島爆発より二年前である。島津重豪の浪費による藩赤字財政の補塡用としての木材の伐採か、風水害後の境界明示のためか理由は判然としない。

福山の歴代地頭

代	期間	氏名
1代	慶長五・六年より（一六〇〇）十四年（一六〇九）まで	山田越前守有信
2代	寛永六年（一六二九）まで	山田民部少輔有栄
3代	寛永九年（一六三二）まで	吉田次郎兵衛康清
4代	承応二年（一六五三）死去	本田伊豫守親正
5代	寛文六年（一六六六）まで	本田六左衛門親武
6代	寛文七年（一六六七）まで	桂杢之助忠保
7代	寛文八年（一六六八）より	平田藤右衛門宗徳
8代	寛文十一年（一六七一）より	本田六左衛門
9代	延宝五年（一六七七）より	島津豊後守久邦
10代	元禄六年（一六九三）より	島津大蔵久明
11代	宝永三年（一七〇六）より	新納治部久致

12代	正徳 四年（一七一四）より	種子島十左衛門
13代	享保十一年（一七二六）より	島津内記
14代	享保十六年（一七三一）より	蒲生十郎左衛門
15代	寛延 七年（一七五四）より	北郷助太夫
16代	明和 七年（一七七一）より	高橋縫殿
17代	天明 二年（一七八二）より	新納織部
18代	寛政 六年（一七九四）より	伊集院六左衛門
19代	寛政十一年（一七九九）より	高田猛太夫
20代	文化 五年（一八〇八）より	森山三十
21代	文化 八年（一八一一）より	森十左衛門
22代	文化十三年（一八一六）より	堀 殿衛
23代	文政 元年（一八一八）	田原喜左衛門
24代	文政 九年（一八二六）	島津守右衛門
25代	天保 四年（一八三三）	東郷 半助
26代	天保 九年（一八三八）	頴娃 織部
27代	弘化 五年（一八四八）	島津 蔵人
28代	嘉永 六年（一八五三）	島津 藤馬
29代	安政 六年（一八五九）	諏訪 数馬
30代	万延 二年（一八六一）	三原藤五郎
31代	元治 元年（一八六四）	二階堂源太夫
32代	元治 元年（一八六四）	堀四郎左衛門

○伝統と政治的社会的必要性

薩摩の郷中教育の成立には、それが興るべくして興るいくつかの要素があったことを見逃すことはできない。

即ち戦国時代の薩隅の学問は儒学を主流としたもので、この地方の道徳は、天文八年（一五三九）島津忠良・貴久父子が連署して発した掟書の第一条に「諸士衆中、忠孝の道第一に相守るべきこと」を明示し、島津忠良（日新斉）が天文十四年に作ったといわれる「いろは歌」の冒頭に、「いにしえの道を聞きても唱えても、わがおこないにせずばかひなし」（集会・講義の終りに必ず斉唱させた）と詠んでいるように、わが国古来の伝統であった「忠孝の道」を中心とした実践道徳の向上につとめてきた。

島津義弘が示した「二才咄格式定目」という掟書が、その後の薩摩青少年教育の指針として広く使われ、城下ではそのまま、明治の初期まで踏襲されたようである。「二才咄格式定目」は、初め島津の家老新納忠元が作ったといわれている。

一、第一武道を嗜むべき事

二、兼て士の格式油断なく穿議致すべき事

三、万一用事に付きて咄外の人に参会致し候はゞ用事相済み次第早速罷帰り長座致す間敷事

四、咄相中何色によらず入魂に申し合せ候儀肝要たる事

五、朋輩中無作法の過言互に申懸けず、専ら古風を守るべ

き事

六、咄相中誰人にても他所に差越候節、その場に於いて相分ち難き儀到来致候節は、幾度も相中得と穿儀致し、越度無レ之様相働くべき事

七、第一は虚言など申さゞる儀士道の本意に候条、専らその旨を相守るべき事

八、忠孝之道大形無レ之様心懸くべく候、然しながら逃れざる儀到来候節は、其場をくれを取らざる様相働くべき事

武士の本意たるべき事

九、山坂の達者は心懸くべき事

一〇、二才と申者は落鬢を斬り大りはをとり候事にては無レ之候、諸事武辺を心懸け、心底忠孝之道に背かざる事、第一の二才と申者にて候、此儀は咄外の人絶えて知らざる事にて候事

右条々堅固に相守るべし、もし此の旨に相背き候はゞ、二才と云ふべからず、軍神摩利支天・八幡大菩薩武運の冥加尽き果つべき儀疑なき者也

慶長元年正月　二才頭

この簡潔で要を得た条目は、青少年の心を射て、日常の実践項目となったのである。

○福山の郷中教育

福山の郷中教育は、鹿児島内城とのつながりが特に深く、島津の日向下向の際の要津となり、絶えず藩主その他要人の往来する場所であったため、この種青少年教育にも大きな影響を与えたことは言うまでもない。

武士の子弟教育は早くから主として大安寺の僧のもとで教育が施されたらしい。

福山の郷中教育を言う前に、山田昌巌に触れなければならない。昌巌は島津の三州統一後、北辺の要衝である出水の地頭となり、「出水丘児」を育てた猛将である。その彼が福山の地頭を勤めているのだから、福山の武士の子弟も大きく感化を受けたにちがいない。

福山でも十五歳になると、二才附き合いに加わり、兵児または小二才と唱え、先輩は新しく二才となった小二才を厳しい規則のもとで訓練したといわれる。関が原の戦いに、この山田昌巌に率いられて行った福山の士二十数名の武勲もここから生まれたものであろう。

稚児たちの遊びには念打・破魔投・澄打合・鬼引・ギッチョウ打・凧上げ（正月）、柱待（七月）、水泳（夏）、綱引（十五夜）、宝取り（冬）、馬追い遊び、猪狩り遊び、軍の真似、大将取り、降参言わせ、旗取りなど軍事色のある遊びなどがあった。

軍書読みも盛んで、毎月一・三・六・八の日に行う。稚児たちは復習座之が済んだら後九ツ（正午）から八ツ（午後二

時）迄二才の処で軍書を習い、八ツから軍書読みの座元に集り、大鐘（午後四時の御出鐘）で終る。四時から撃剣場に行き、暮六ツの「もどれ」で自宅に帰る。軍書は「武田三代記」「赤城（穂）義士伝」・「曽我物語」が好まれ、輪読して学習した。

小稚児は七歳～十歳、長稚子は十歳～十四・五歳、十五・六歳で前髪をとり廿四・五歳までを二才と呼ぶ。

頼山陽の「前兵児謡」に「衣は骨に至り袖は腕に至る、腰間の秋水鉄断つべし…」とあり、文政五年（一八二二）には、山陽自身鹿児島を訪れている。「後兵児謡」にその変貌を慨嘆している。「長袖緩帯都人に好ぶ、唱優は巧に鉄剣は鈍る、馬を以て妄に換う髀に肉を生ず」。島津重豪の開化政策の名残である。

文学面では「四書」・「五経」・「近思録」・「神皇正統記」・「薩藩旧伝集」・「史記」などが必須の教養書であった。若者の集会する特定な建物はなく、輪番制や有志の座敷を借りて集会した。その座元には「星帳」があって厳重にチェックした。「往きて教うるは師に非ず」が当時の教師の心意気であった。

○庶民の教育

福山には明治五年までは郷校などもなく、武士の子弟の一部が地頭仮屋の別室で読み書きを習っていたと伝えているが、農家や町人の子弟も一部の者だけが稽古所といわれる塾で寺子屋教育を受けたといわれる。

江戸末期になると、交通・経済の発達が著しくなり、同時に新しい物資や文化が村にはいり初めた。一方出国の制も弛み、村人が遠く他国へ行くようになると、寺子屋・塾のような文字による庶民教育がぼつぼつ現われて来た。佳例川の住民立元善太郎氏は他郷から師を招いて、この地で学問を普及し、また明治初年には佳例川の自宅に塾を開き、自ら郷里の子弟を集めて読書、筆算の道を教えたことが記録されている。また、小廻の田中省三氏も七歳から寺子屋に学び、明治五年福山小学校設立と同時に編入を許可されたとある。このように古くから福山にも寺子屋や塾が設けられ、早くから農民や商人の子弟の目覚めがあり、長じては村民の発展に大きく寄与されたことを忘れてはならない。

郷校の歴史

所在地	校名	創立年代	創立者
垂水	文行館	安永五年(一七七六)	島津貴澄
種子島	大園学校	安永七年(一七七八)	種子島久道
都城	稽古館	安永七年(一七七八)	島津久倫
串木野	学問所	安永～寛政ごろ	郷士年寄加藤孫左衛門
加治木	毎恵英館	天明四年(一七八四)	島津久徴
宮之城	盈進館	安政五年(一八五八)	島津久治
出水	揆奮館	文久元年(一八六一)	地頭代野村源一郎
川辺	学問所	慶応二年(一八六六)	地頭高崎兵部

庶民の郷中教育

明治にはいって学校制度ができると、福山でもそれぞれの部落に夜学舎ができた。そこでは青少年を主にした夜の会合（研修）の場となり、初めは武家の二才頭が主となって、縦の強い結びつきのもとに、舎のきまりを守り、夜学、すもう、剣道、などを行い、また早起会、神社参拝、清掃、夜の火の用心など奉仕教育を行い、又別に年間行事に傘焼き、義士伝輪読、肝だめし、ハマ投げなど武に関する遊びをとおして心身を鍛錬し、有事に備える男の誇りとしていた。このような教育は西郷隆盛が征韓論に敗れて帰郷すると、私学校を右へならいとして全県下を風靡し、ここで育った多くの若者が、後の西南の役に従軍し西郷隆盛に殉じた。

西南の役従軍者として最初に名前のあがるのが平原篤信である。平原篤信は福山教学の先駆者である。福山従軍者は最年長者厚地政美（45歳・明治10年4月21日、肥後国木山で戦死）、最年少者武石胤嘉（16歳・明治10年3月16日、田原坂で戦死）で、篤信は41歳・延岡熊田村で戦死している。当時福山学事係をしていた篤信に、「西郷蹶起」の報が届いたのは明治九年陰暦十二月二十二日であった。村内の士族は一斉に篤信のもとに集結した。平原篤信・厚地政美の人望は大きかったと思われる。士族でなかった田中省三の従軍は篤信の尽力による。

また夜学舎は明治・大正・昭和へとその姿こそ差はあれ、長く受けつがれ多くの有能な青年を生み出してきたが、昭和二十年の敗戦により青年団解体とともに一応廃絶した。

しかし、戦後の復興とともにこれら郷中教育は、過去の武中心から文化中心へと姿を変え、青年団活動が活発になりつつあることは、時代の移りとともに喜ぶべきことといえる。

農民の教育（家庭を中心として）

子供は三、四歳になると、まずしつけがなされる。「三つ子の魂百まで」で幼児のしつけは最も大切であった。

行儀正しく、農作業や家事の手伝いをよくする子は「テンガラモン」とほめられ、親もこれを自慢してよいこととされていた。

五、六歳になると、簡単な農作業や家事の手伝いをさせた。女の子は、水くみ・子守・炊事のしつけがなされる。男の子は野良仕事・たきぎ取り・牛馬の世話など一通り覚えこまなければならなかった。これも直接手をとって教えるのではなく、見て覚え、やって身につく方法であった。生活のなかに教育があった。

夜は囲炉裏を囲んで親のよもやま話を聞くことによって一つの社会勉強となり、おのずと自己反省の場ともなった。また親や祖父母の昔話は子供に大きな感銘を与えた。さらに子供のしつけ教育に大きな役割を果たした。その中に薩摩の「こ

とわざ」があった。簡単で調子のよい言葉で子供をたしなめるのである。ときには聞いて吹き出したくなるものもあり、すべて生活を律するのに大きく役立った。

その外に大事なことは子供の遊びである。年長者の遊びを次々に覚える。道具を使った遊びもある。これらは初めは親たちが作って与える。子供は自分で曲りなりにもそれを作って次々に工夫して遊びを覚えていった。

十五歳になると、「十五二才」といって、村の二才組に参加した。この年になると、大人並みの取扱いを受け、農村では門割制度の要夫として一人前の大人に認められ、同時に貢租負担者となり、一方では村落共同体の中堅になる。

その責任は重く、家庭のしつけは主として農業技術を完全に習得させ、村落内の義理・作法を教えこむことに重点が置かれた。

一人前になると、村中ではユイや共同作業、冠婚葬祭、屋根葺、親類同士の交際が多くなるため、このような義理を欠かさないようにしつけをされた。こうして、十七、八歳になるまで家庭ではきついしつけがなされ、その後は二才組という集団生活を中心にした教育にまかされる。

二才組では二才頭を中心として、ある程度厳しいきまりもあって、村の主な奉仕作業は二才組の受け持となっていた。

農事指導と統制

藩政時代の農業は藩財政の大黒柱であり、基幹産業であった。特に薩藩においては人口の三十%を占めるぼう大な武士を扶養するための年貢があったので、藩の農民に対する指導・統制は厳格で、上意下達による指導のため、農民自身の創意工夫など思いもよらぬことであった。

一例を挙げると、家康が征夷大将軍になった翌年の慶長九年（一六〇四）島津義久・忠恒（家久）は、「百姓は、朝卯刻（六時）に耕作に出て、夕方戌刻（八時）に帰り、女共も田に出ること」を命じている。

しかし、これはなかなか守れず、七年後には「百姓の耕作や年貢の納入がいい加減だから、厳重に申し付け女どもも作に出すこと。」と命令している。その後子供までも耕作に従事させ、野良に出ない者には罰金を科したりして処罰している。

天和三年（一六八三）郡奉行汾陽盛常の著わした「作人心得」には、「作人一日の農仕事は、前の晩にとくと考え定め、

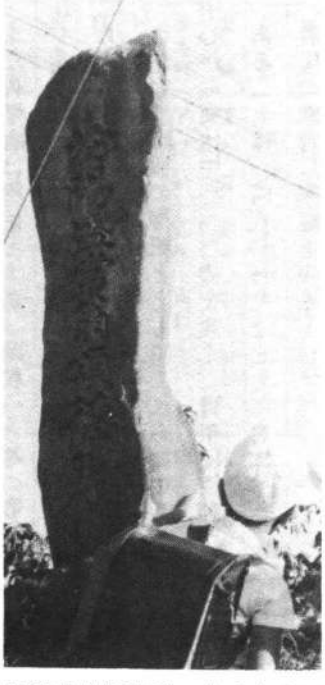

田山内人隼　碑徳頌常盛陽汾

朝仕事から取りかかるべきこと、夜仕事は、八月から翌年正月中旬までを限りとして、すなわち正月から田地打ち起こし、春物の下地があり、夏は粟・そばの畑、その他大根畑などのため終日骨の折れる仕事があり、ことに夜が短いので仕事ののち作場から帰り、夕飯を終り、明日の仕事の手順をよく考えてさっそく休むべきこと。朝寝は大禁物と心得るべきこと。」を記して、農民生活のあり方を規定しており、農民は働いては寝るだけという牛馬同然の労働を強制されていた。

また一年じゅう各季節ごとに個々の作業の指導監督も細部にわたり、田畑の打ち起こし・仕付け・草取り・刈り入れ・脱穀・肥料にわたって、郷村の役人が目を光らせ、厳しく見廻った。

肥料についても、「馬糞・人糞・塵溜・小便所はいずれも大きくこしらえるほどよい。」「小便溜は、屋敷内に二、三か所あったほうがよい（便槽には「味噌たる」の痛んだものを使用した）。」などと細かな指導と監視があった。全農家の便槽が漆喰仕上げになったのは、勧業知事とよばれ県議会前に記念碑がある加納久宜知事（明治27年着任）の時である。

このように藩では農民に対して、厳重に監視しなければ怠ける者、指導しなければ創意工夫や能力のない者と決めつけている。それでも農民は頑張った。八公二民に近い年貢と、月三十日をこえる夫役に、中には耐え切れずに逃散したり、一揆を起こした村（犬田布騒動）もあった。黒田（福岡）藩の貝原益軒（「三才図会」・「大和本草」の著者）は次のように述べている。「田の平均石盛は一石四斗四升で、田租は三割三分を以て平均課税率としたが、次第に増加して田租四割二分、畑租二割九分で、他に附加米として口米口永・種子籾利米・三合夫米・二合夫米等があり、享保以後は五公五民を越えている」。新田開発では正保四年（一六四七）の石高五十二万石中の九万五千石がそれであり、総高の六分の一余りを占めた。宝永二年（一七〇五）十月に薩摩から初めて伝来した甘藷を藩主に献上している。何処の藩もにたりよったりの貧乏所帯であった。

農民が明治の地租改正の時、土地を持ちたがらなかったのも、こうした長い苛酷な歴史があったからである。薩摩の国に昔から言われる「立っもへ（はう）もならぬ」のことばもこの辺にあるのではないか。「難儀ばっかいしてケ死ネバ尻キレコダナシを着せられるバッカイ」と自嘲するぐらいがせめてもの圧政に対する抵抗であり、「ムクロ（ホタ）のタッボンは長くもえても、ベラはいっき灰になっ」と富吉栄二代議士は貧しい者を「ベラ」で表現していた。

農民の教化

薩藩においては一向宗を厳しく禁じた。織田信長がはじめて天下人としての自信をつかんだのは、本願寺（石山）戦争

が終った時点からである。前後十一年にわたる石山戦争は悪戦苦闘のすえ天正八年（一五八〇）やっと勝利を手にした。過去においても宗教と政治は不可分の関係にある場合が多い。信長の叡山の夜討ち（元亀二年・一五七一）、またフランシスコ・ザビエル一行の伝道がよい例である。天文十八年（一五四九）八月十五日にザビエルは鹿児島に上陸した。伝道資金として胡椒（ペパー）30バーハル、三百ドルサドの国王への贈物を携えて来た。島津貴久の伊集院壱宇治城（護国神社附近）で対面した。浜之市富隈城という説もある。九月二十九日聖ミゲルの日に大守に謁見、貴久夫人・母公が聖母像を求めたとある。ポルトガル船が平戸に入港、ザビエルが一か月平戸に滞在し鹿児島に帰って来た。平戸藩松浦家に歓待されたザビエルは天文十九年（一五五〇）九月、布教許可を取消され鹿児島より退去している。同時に切支丹信奉者は断罪に処すとの布令も出している。宣教師につづいて貿易船の来航を期待していたことがわかる。勿論仏教界の妨害もあった。藩当局はこれに対し、門ごとに「門氏神」や「門附堂」の信仰を広く奨励している。福山町内各地に、今も残る堂が尾や堂の元の地名もこれを裏づけている。別表に示す仏像の多いことも薩摩の門割制度を支える有力な精神的支柱としてその信仰を利用していたようである。

もう一つの方策は、薩藩の教育が古くから儒教思想を根底としていたことも前述のとおりであり、そのために孝子節婦がいると、できるだけこれを表彰して農民教化に努めたのである、福山の農民仙五郎の孝行碑や佳例川の立元善太郎の表彰もすべてこれら農民教化の一策といえるだろう。

農民仙五郎孝行石碑（福山小学校々門碑文より）

福山郷廻村重留門の名子、作十といへる者の二男に、仙五郎といふあり、十六歳の春、父に歿れ、母の養育にて人となり、父の忌日は云に及ず、常に怠りなく墓に参り、生るが如く心を尽し、父の死後は母に事へて孝をつくし、五六年前までは、妻もなく、昼は田野の業を勤め、帰ては水を汲み、飯をかしき、母の心を安んし、母はまた仙五郎が帰らさる間に、家の事ども仕舞置、早く仙五郎を休ませける、互のむつび人目に余りぬ、殊に家貧く、朝夕の営みさへ心に任せざるに、母焼酎を好みければ、さまざま心を尽し、わずか許りの価を得て、是をもとめ、日毎に母にあたへ、公役の隙にはよるひるとなくかせぎて、母の遣ひ銭をもあたへ置、母も自ら働きて、少しのたくはへをなし、諸共に世話薄き様にしけり、又過し年の夏、母瘡を煩ひしが、側を離れず明暮看病し、折しも蚊多けれども、蚊帳なければ、自ら裸になり、側に伏て母を蚊にくはしめず、寒き時は衣類を抜て母にきせ、身には薄ものを着けり、母ことし六十七歳、仙五郎四十二歳なるが、今迄仙五郎に向ひあらにもの言しことなく、仙五郎も母の

心に露背ことなし、亦此所は日州肝付表諸所の往還多ければ、宿送りなど様のこと、臨時の公役に当りても、少しも不肖なく勤めける、しかのみならず、奉行の御方はいふもさらなり、在役に至り、不敬の事なく、傍輩若輩の者へも、慇懃に交れり、また仙五郎妻も嫁せしより今に至り、姑兄に丁寧に事へ、よろづ仙五郎が下知に随ひ、朝夕の安否を伺ひ、不如意なきようにし、比日は仙五郎とひとしく所の人々も称美せり、また仙五郎兄を釜次郎といふ、十五歳以前より悪き煩ひありて、起居も自由ならざれば、小屋を作り、別に住て恥を隠したきを望みければ、仙五郎聞て其意に任せなんは、いと安きことなれども、別に成ては、こと〳〵も行届かず、本意ならざるまゝ、左程に思ひ玉ば、内を立切まいらすべし、心置なく思ひ玉へとて、替らず同居し、彌深切に事へける、されば此事隠れなく、高主より米銭をあたへ給ひ、猶御上に聞へ、御米を下し給ひて、御褒美あり、妻も奇特なる志とて、有難き仰をも蒙れり、是に付て、預りの御方よりも米を給り、所の役々よりも、鳥目をあたへ侍りき、願くは至孝の永く伝へて朽ず、人の鏡にもなれかしと、文化七午年（一八一〇）、仲の冬、相共に石を立て、是を刻むものならし。

仙五郎孝行碑　福山中町

江戸時代の早婚

江戸時代の人は現代から考えると少からず早熟であった。したがって、いわゆる娘時代というものが短かい。もとより結婚しないうちはまだ娘といえようし、その点今と変わりはないが、結婚時期が早かったので娘といわれる期間が短かかった。このように早婚を早めた原因やその良否については別として、当時の川柳二、三に、その時代色を知ることができる。

十三と十六ただの年でなし（明和）

という川柳があるように、十三歳ぐらいからもはや成熟期としての肉体ができていた。成長のいい子になると、身体だけは十五、六歳に匹適するものもいて、ときにいたずらする者も現われる。娘がいわゆる無分別にこれに応じたりしたので

親の恩十四で知った町娘（安永）

でわかるように、十五、六歳で結婚するのはさして不思議ではなかった。今とは違ってこのような風習は明治末期頃まであちこちに見られた。

この頃の親にとっては、きず者にならぬうちにという思惑もあったのであろう。おそくとも十八、九までには嫁入りを済ませている。

当時は娘が生理的に成長すると、母親は一人前の娘になってくれた祝いとして、家では赤飯（まんかんめし）を焚いて祝うという習慣もあった。それは、

兄はわけ知らずに祝う小豆飯（宝暦）

がこれを物語ってくれる。今の世に、娘を持つ親として赤飯でも焚いて祝いながら、娘への自覚を促している親が何程あるであろうか、一考すべきことでもある。

薩摩人の女性に対する嫌悪感は「甲子夜話」（肥前平戸藩主松浦静山の随筆・文政年間）などに「蛇蝎の如く」とあるように極端であった。盥やほしざおまで男女区別していた時代であり、洗濯機や乾燥器の普及している現代の人々には理解されない。結婚式（ごぜんけ）など鶏をとって大根やさといもと「旨煮」をつくり、豆腐やあげが自家製で、親戚のもち寄った鶏卵で玉子の厚焼ができれば結構な祝いの膳であった。あとは焼酎を痛飲するばかりである。薩摩では「焼酎をとってこい」といいつける。買ってくるではない。焼酎代は出来秋に籾で決済し、医者の薬価は大晦日支払いの慣習があった。

九州地方にあった嫁盗は披露宴ぬきの婚姻であった。中流以下の経済的理由、女性側に同時求婚が生じ、一方をことわることの出来ない事情（義理）がある場合が多い。本人も親も承諾しないのにオットイヨメジョをして、同僚が鉄漿（おはぐろ）をふくませて既婚者に無理に仕立てたりする特例もあった。協力者への御礼は手拭いか焼酎一本ぐらいですまされた。庶民の生活の知恵であり、通婚圏の拡大、家長制の衰退が拍車をかけた。足入れ婚などはまだましな方であった。男性の若者組、若者宿をも考慮にいれる必要がある。一方、山村や海女部落での聟入婚・ヨバイもあった。この形式は朝鮮でも海辺部落（済州島）に見られる。秋の彼岸から春の彼岸までの間に、稲扱き・籾摺りの技術の幼稚な時代は冬のさきがけである霖雨の季節までに収納完了を期するためによなべを強行した。このよなべもヨバイと連動していた。婚姻を目的としないヨバイも多かった。明治以降は夜咄（女性側の親は黙認）が多かった。

第四節　宝暦の治水

明治二十年、木曽川下流改修工事が始まるや、宝暦治水工事の顕彰が地元民より発議され、明治三十三年、治水工事中最大の難所、油島千本松に記念碑が建てられた。碑銘は当時の山県総理、文は小牧書記官長、書は日下部鳴鶴で、薩摩宝暦治水工事の大要を知ることができる。「尾張、美濃二川は田

野広大で肥沃(よく)、木曽、長良、揖斐（いび）の三大川、南に注ぎて、伊勢海に入る。支川交錯、あるいは合し、あるいは分水、市邑その間に散在す。俗に輪中（わじゅう）と称す。霖雨（りんう）毎に洪水を起こし、田地決壊し、小屋漂い、民久しく苦しむ。幕府、薩藩に命じ、これを修治せしむ。薩摩藩主、島津重年は家老、平田靱負、大目付、伊集院十蔵等をつかわし、宝暦四年（一七五四）二月、工を起こし、五月中止し、九月再開、翌年五月終わる。藩債三十万両を費す。藩士で工事に従事する者、おおよそ六百人、地十余里にわたる。現場を四工区に分かち、最大の難工事は油島締め切り工事と大榑（おおぐれ）川築堰（せき）であった。油島は木曽、揖斐両川の相会する処、洪流激甚、大榑川は長良川を受け、地低く、急湍(たん)、死を決して、事を成す。専擅（せんせん）増費の罪を謝す。君命を奉じ、遂げざればやまず。堅志くじけず、身をすてて、公に殉ず」とある。明治以降、鹿児島でも顕彰の運動が起こった。現地では明治九年の農民一揆を契機に、鹿児島に先行して推進されていた。岐阜県養老郡池辺村には平田靱負の銅像がある。

木曽川工事略図

僅々三十七文字の奉書に、幕命を甘受し、工区、内容不詳のまま「お普請・お手伝仰付られ、有難き仕合わせ、参府に及ばずの旨、畏れ奉り」と、請書を早々に老中あて捧呈、ただ盲従と屈従あるのみ、利害得失など論外であった。薩藩の一部では「速かに一戦に及び、勝敗決し」の強硬論もあった。

各輪中村々より提出した普請請願書四十余通、それに基づく幕府勘定奉行の検分も完了していた。宝暦三年八月、笠松役人山岡某より、渡辺某に送った手紙に「お普請のお様子、請か所七十五か所、お入金七十万両」とある。勘定奉行一色周防守に藩の使者が「心置きなく、お指図を」と、願い出たが、明確な答弁はえられなかった。

輪中地帯は時代の下降とともに、開拓前線が川口に移り、氾濫（はんらん）常襲地帯農民の抗争が激化する。年々河床が高くなり「天井川」になる。輪中ではさらに高く築堤し、新田はさらに低湿地化する。排水がますます困難となり、輪中内に悪水がたまる。油島堤防を締め切るか、食い違い（中間をあけて置く）にするか、大榑川の食い違い堤の築出しから、下流に洗堰を築造するかは、各河川沿岸住民の利害が相反し、幕府も決定に苦慮した。長良川の河床が大榑川の河床より二㍍高く、木曽川の河床が揖斐川の河床より二・四㍍高く、木曽川の奔流が揖斐川に激突し、長良・揖斐沿岸上流まで危険にさらされ、浸水地が拡大する。

お手伝方の最も苦心したのは石材の収集であった。総計五十六万坪（一坪は六尺立方）を要し、採石場は岐阜以北の地を指定した。木材の収集も幕府はことさら深山官材の伐採を命じ、恵那峡、養老の遠隔地から、藩の自費で搬出した。一期と二期工事との中間、出水期百二十余日、次期工事の準備に忙殺されていた七月に、村上某より渡辺某にあてた手紙に「小屋、小屋病人多く、病死の者もお座候由、遠国にてか様な儀は哀なる事ばかり」とあり罹病者百五十七人、病死者三十三人の多きに達した。自己の職責上、または幕吏との対立から自刃、病死した藩士八十余名、内訳は一期工事（四ヵ月間）に三十六名、二期工事（八ヵ月間）に十四名、宝暦五年以降五ヵ月間に下人二名が割腹している。幕府をはばかり「腰の物にて怪我いたし、相果」と、届け出ている。総奉行、平田靱負は「出来栄え、お検分、お滞りなく相済み、まず以て頂上の儀」と報告書を結んで、翌五月二十五日払暁、任地大牧村役館で自刃した。満身創痍死によって忠と和解する方法を選んだ。靱負の死（享年五十二）と相へだたること二十二日、藩主重年の死去（享年二十七）は、まさに劇的である。前年、正室村子の方（享年二十三）に続く、藩主重年の死去、重豪（十二歳）襲封（二十五代）と舞台はめまぐるしく暗転していく。

大阪で金策に奔走する中馬某にあてた靱負の手紙に「お用銀さえ相調えば頂上、供応もせよ、進物もせよ」とある。大阪の銀主と藩の捻出金総額は四十万両、藩の全収納米の二ヵ年分を越える金額である。薩藩の財政は最悪の状態に突入する。翌宝暦六年（一七五六）鹿児島神宮が六ヵ年の歳月をかけて竣工、時が時だけに驚異に値する。宝暦八年、反幕的思想で処分された神道家、竹内式部の事件も、倒幕運動に通ずる体制変革への思想が、歴史の水平線上に隠見しはじめていた。福山厚地家が藩主の懇請で、金子を献金し、士分への昇進を許され、宝暦十二年（一七六二）には金壱千両を献納している。明治二十九年以降輪中地帯は一応平静になり、油島締め切りなど、薩藩の工事理想がこの時点で結実した。鹿児島と現地との動きを見ると、鹿児島側がすべて受け身であり、シラス土壌の薩摩が、低湿地帯の治水を担当したことも不思議な因縁というべきである。

第五節　菓子と黒糖

明時代に作られた「籌海図編」（鄭舜功著）や「高麗史」によると、日本側からの進貢は馬鎧、硫黄、貼金扇、牛皮、鎗蘇木（楊弓の材で、赤紫色の染料となる）、塗器、屏風、水晶、瑪瑙などを輸出している。江戸時代は琉球からは、生糸反物、薬種、書物、皿、茶碗、線香など、琉球からは芭蕉、

上布、真苧、筆、鼈甲、焼酎、薬種、夜光貝殻、硫黄、太刀、鎧などを渡唐貢品していたが、日本よりの主力積出品は銀、日本への輸入品は生糸が主力であった。倭寇は薩摩、肥後、長門、大隅、筑前の順になっている。肥前松浦を根拠地とする後期倭寇の頭目であった王直と行動を倶にした辛五郎、明に捕えられた稽天や新四郎たちも薩摩の出身であった。王直らはポルトガル船の水先案内を買つて出ているから、表面は交易、自分の思い通りならないと掠奪・殺戮をくり返した。明の永楽銭にあこがれた時代でもある。島津義弘は洪武通宝をまねて加治木銭を鋳造している。裏に加、治のイニシアルとしての刻印がある。加治木性応寺西側の森山家が主管していた。

大隅国富隈之湊、住吉丸船頭、彦兵衛尉に宛た朱印状が現存している。慶長七年（一六〇二）島津義久の発給したものである。義久が肥前名護屋から帰国すると、福建人許軍門の使者許豫が通利を大隅正興寺の僧玄龍をたよって交易を願い出ている。

文禄五年（一五九六）七月、屋久島に来航した明船に忠将の子島津以久（種子島へ転封されていた）が大安寺僧玉山に文案を起草せしめて船主と交易している。以久は慶長四年（一五九九）には垂水へ転封された。

国分の林鳳山が義久に寵愛されたのもこの頃であり、清水の木佐木文書に、「高麗国に渡海、彼の地の女召列帰朝」とあるように、また隅州敷根船壱艘の義弘過書（船番所通行手形）の中に「朝鮮人二人乗船」がしるされている。国分市の唐人（仁）町では黒糖のことを「琉球」と呼んでいた（国分郷土誌）とある。現在の松島屋菓子店は唐仁町の出身で五代目に当る。虎屋菓子店と二軒の菓子屋さんで、ふくれ菓子、高麗餅、いこもち、あくまき、柚餅子、真米粉団子、げた菓子、八百屋まんじゅう、南蛮系の金平糖、まるぼろ、しゃれた菓子で角まんじゅ、ニッキ飴などもあった。鹿児島では節日には家庭でも菓子作りをしていた。苗代川焼の沈壽官（十三代）は自分の家の高麗餅には黒糖の塊りがはいっていて美味であったと述懐されていた。鹿児島大学原口虎雄教授が高山町波見の豪商重氏の記録の中から「波見浦船網内改方日帳」の中に御船奉行接待のため「かるかん三切づつ」を指摘されている。寛政十三年（一八〇一）である。島津家包丁頭石原氏の「御献立留」にも、正徳六年（一七一六）二月十一日に「かるかん、ようかん」が出てくるとのこと、「石原どんの投げ塩（かくし味の塩の分量のこと）」で有名な代表的料理人であった。江戸風月堂主人の推挙により島津斉彬が藩の料理人として鹿児島に同道した明石屋（播州明石の人、八島六兵衛）でさえ安政元年（一八五四）であった。創業二百数十年の老舗とは文字どおり受取れない。江戸時代でも田押し車を八反押しと

いい（一日八反の田の草をおしころばせることができる）、後家倒し（割箸で稲の穂をすごいていたのを板に釘を多く打ちつけたもので脱穀した）といい、現代風にいうと誇大広告であろう。特別に藩より保護・隔離されていた東市来町美山の沈壽官家でさえ十四代目である。慶長三年（一五九八）十二月、薩摩に入国している。

朝鮮南原城付近のエリート陶芸工人（技術者）として拉致同然の俘虜であった。串木野島平上陸の四十三人は木の下で雨露を凌ぐ状態で、当時の諸大名が悲願としていた陶磁器入手熱からみると、薩摩が二度の朝鮮出兵や庄内の乱（伊集院忠真の反逆）で如何に不安定、経済的貧窮をきたしていたかがわかる。島平で住民に迫害（敵国人）された工人たちはやがて伊集院苗代川に移住（慶長九年（一六〇四）した。リーダーは朴平意である。鹿児島神宮（正八幡）の神領であった、大田・寺脇などで一線を画していた。壇君を祭る玉山神社に調所笑左衛門の遺徳をしのぶ見立て墓がある。調所の殖産興業政策が理解できる。

薩摩藩の歴史を理財面から考えるとき、必ず調所笑左衛門が登場する。島津重豪・斉宣の御継料掛、両御隠居の生活費調達係で、琉球産物方（係）でもある。文政十年（一八二七）二万両を大坂商人浜村孫兵衛（出雲屋）から調達させている。当時藩債は五百万両というパニック状態にあり、銀主達は新規貸付を拒んでいた（不良債権）。文政十二年に調所は浜村宛に、「奇特なる心入れの見返えりとして砂糖七百万斤の内百万斤を自由に売捌く免許を与える」とのお墨付を渡している。大島黒糖の利権の一部割譲である。調所広郷は天保元年（一八三〇）より重豪の朱印を得て財政再建を推進した。天保四年（一八三三）重豪八十九歳で死去した後も家老の朱印をえて事業を継続した。調所はその前年、天保三年に家老格に昇進済であった。新体制（藩主襲封）発足時の重役入替えは慣例化されていた。調所の赤字財政再建の実績が、彼の地位を不動にしたものであろう。調所の書翰が厚地家系譜にもよく見られる。天保元年から三島砂糖の総買入制（専売制）、国産奨励、琉球貿易の拡大、貨幣の密造などを推進した。天保六年から調所・浜村のコンビで藩債二百五十年賦償還法（一年に二万両宛）を実行し、京・大阪の銀主から古証文を回収し、借金のふみ倒しを強行し、銀主の頻蹙を買った。大坂町奉行跡部良弼に訴え出た銀主たちも目的を達成出来ず泣寝入りに終った。結局一旦堺に追放された浜村は亦返り咲いた。

慶長十四年（一六〇九）三月四日、山川港より琉球派遣軍が出港、大将は樺山久高、副将は平田増宗以下兵員三千人、百隻余の船団で大島へ進発した。大島・徳之島・沖永良部島を新兵器「種子島銃」で一蹴、樺山久高は三月二十五日沖縄本島運天港へ、平田増宗は二十七日今帰仁に入港した。運天

読谷山から上陸、一隊は首里へ、一隊は那覇へ進撃、四月三日首里城は陥落した。主将樺山久高は尚寧王を伴い、沖縄を出航、山川港を経由して、二十五日鹿児島へ凱旋した。

尚寧王は江戸に参府、琉球国王に任ぜられ八万九千石を給封され、島津は旧琉球領十二万三千七百石を判物高に加増、大島諸島は薩摩藩直轄地となった。

年貢米九千石、芭蕉布三千反、琉球上布六千反、下布一万反、唐苧千三百斤、綿子三貫目、綜梠縄百斤、莚三千八百枚、牛皮二百板を積んで、春秋二回、琉球からの進貢船（紋船）が来航した。山川港の船番所（現在の大渡り、国立指宿療養所南側）前で仮泊、旅塵を洗って鹿児島に向う。下荒田の樺山邸（旧鹿児島市立商業学校跡）の見える位置で、敬意を表するため帆をおろし、櫓で漕いで琉球人松（磯）前に投錨した。

文政末年割図　下町城図の前形屋面南城丸鶴

調所は此処の黒糖に標的をしぼった。黒砂糖は他藩に無い産物であり、黒糖の市場価格操作が自由にできる。文政十三年、黒糖一斤（百六十匁）を米一升（一・八リットル）の買上げで、天保の十年間で百万両の利益をあげている。天保十年から羽書という制度を施行した。貢納以外の砂糖（余計糖）に対する切符制である。この切符（金券に相当する）は黍横目が発行する。貨幣経済から遮断され、保有量がすべて役人側におさえられる。完全に統制、監視される。黍横目や黍見廻の残忍な仕討ちは西郷隆盛から大久保利通にあてた手紙でも知られている。徳之島の犬田布騒動（文化十三年（一八六四）は有名である。能吏たらんとすれば民衆に冷酷で、民衆に迎合されれば上司にうとまれる、宮仕えは今も昔も余り変化していない。

調所の補佐役は三原藤五郎、海老原宗之丞、宮原源之丞の三原であった。三州の豪商として指宿の浜崎太平次（祖先は国分八幡社家出身）と黒岩藤兵衛、肝付の田辺泰蔵、高山波見の重平兵衛、志布志の中山宗五郎政潟、阿久根の河南源兵衛、福山の厚地次兵衛政盛・仝政春などに黒糖などの運送を分担させた。厚地家は近隣の堀切・川畑・田辺家と通婚している。

浜崎太平次は稲荷丸・観音丸以下三十艘の船で、琉球を仲継貿易地として明・清・カンボジア・フィリッピン迄密貿易を敢行した。いわゆる抜荷である。東周り、西回りの要地は勿論、松前藩迄交易圏になっていた。政商を軸とした官民

一体の商社活動であった。坂本龍馬の提唱した商社である長崎の「亀山社中」の概念の崩芽期であろう。天保七年（一八三六）福山宮下の護岸工事を肥後の名工岩永三五郎が施工した。調所・厚地の斡旋である。

調所は嘉永元年（一八四八）十二月十八日、江戸の薩摩藩邸御長屋で自殺、享年七十三歳であった。幕府から密貿易についての責任を問われ、諸悪の元凶として自決した。まさに晴天の霹靂であった。文久三年（一八六三）、調所広郷自決後十六年目に広郷の嫡子広時は名を稲富数馬と改名させられ、御役御免、屋敷没収の追罰があり、逆臣の子として極罪者にされた。調所のよき理解者であった藩主斉興は万延元年（一八六〇）世を去った。政革派調所が久光（斉興の側室お由羅の子）擁護派を支持、斉興の世子斉彬擁立派の集中攻撃をうけた。重豪・斉宣・斉興三代に亘り信任篤い調所として、江戸育ちの英遇な斉彬より、藩主寵愛の町娘出身の才女（お由羅に傾いた気持は理解できる。斉彬は幕府老中阿部伊勢守に密告、「藩に累を及ぼさない」との黙契のもとに調所を抹殺した。この密訴には筑前藩主黒田美濃守長溥も加担している。重豪の子供は三女茂姫が将軍家斉夫人、二男が中津藩主奥平昌高、九男が黒田長溥、十男が八戸藩南部信順、宇和島藩主伊達宗城（一橋派に属し、安政の大獄で譴責をうけた）等である。久光擁立派と斉彬擁護派の暗闘はお由羅騒動を軸として斉彬派を弾圧・一掃に成功したかに見えたが、重豪の子供を中心とする近親者の働きかけによって、老中阿部伊勢守が斉興の隠居を勧奨した。隠居は嘉永四年（一八五一）二月で、調所自決より三年後のことである。斉彬の襲封阻止が裏目に出て、襲封を早める結果になった。

継嗣問題でお家騒動が起る場合原因不明の火種がある。国分在城の島津義久に男子なく、女子三人中上二人は既婚、末婚は末娘亀寿（於上様）一人であった。亀寿は義弘の二男久保と結婚したが、久保は朝鮮で陣没、翌年久保の弟、家久と再婚したが子供が出来ず、豊臣秀吉の島津征伐の際人質になったこと、亡夫の弟で五歳年下の家久との再婚、そして夫婦間の不和など心中穏かでなかった。父義久が国分舞鶴城で慶長十六年正月死去、その葬式がすんでも島津家系図を持った儘国分に隠居した。一方家久の側室の子である久光（第十九代）は寛永元年の江戸参府の折、系図を亀寿より強引に提出させた。亦亀寿より実権を禅譲させる為徳川家康・秀忠にも養子のことで相談している。家久は慶長四年三月、伊集院幸侃を伏見で誅殺した。藩内随一の実力者である幸侃、その子源次郎は家久の娘婿でもある。亀寿の長姉（お平様）は薩州家島津義虎の室で子忠辰がいる。次姉（たま・新城様）は島津忠将の子彰久の室で忠仍がいる。亦島津義久は二女、おたまの面倒を見てもらう為に朝鮮出兵時卓越した航海術で功績のあっ

た岩元源太郎に垂水市新城郷塩入川口を基地として、義久の御用商兼新城隠居領御用商に任じ、岩元は順津丸・大鷹丸(二十反帆船)を就航させている。新城大都に屋舗を構えていたが、正保二年(一六四五)十二月、大和守久章(垂水家四代久信の子、母は池田六郎左衛門秋宗の娘)が大守に叛意ありとされ、高野山蓮金院に隠れたが、谷山清泉寺で自害させられた。新城家断絶のあおりで岩元家も運命をともにした。忠辰は病死、忠仍は家久に二心ないとの起請文(誓詞)を提出している。結局秀吉西征の折、伊集院幸侃は異父弟羽柴秀長と談合、和平工作に尽力し、島津義虎は出水の領主でありながら秀吉軍の主力通過に左程抵抗しなかった。これら継嗣問題が主因でありながら、過去の利敵行為や一向宗問題を前面に押し出して、問題をすりかえてしまった。

薩英戦争情報書

今日粗承り御左右申上候。去る三日の合戦に沖小島より青山家大砲打放たるに夷国船七艘の内焼く舟壱艘、艫の方火坪一か所幷に柁焼失の由、承り申候。該船は先達より申上置候通夜間を伺い、谷山前に避き、此処に繋舟と相成候。尚其舟とは不二相知一候之共、大根占の前へ小舟のように見えたる舟一艘有レ之と只今承り申候に付てか、谷山前へ夷人三百人程打挙申候との吹聴承り申候。壱人は本府広口馬場へ有之と御上様よりの御意にてわかり申候。見物人など如二雲霞一御座候。実正に候欤、小子共より下人者共を見届に遣すこと実に候、其者疵所は腋の下にて候。少々は痛居候由、あたまの毛、後の方へ少々だけ有レ之候由、かの処へも夷人の着物と見えたる片袖、らしゃ、銀の金輪、相付候。物打挙申候由承り申し候。

去る三日、磯の岸際に夷人の玉竿挙げ申し修。

去る四日晩より四十人許斬り込たると、皆々大騒にて声をかけ、いずこか〳〵と刀をとり守り候。それについては各出軍郷者に聞合せ申し候処、陣小屋者すべて此仕方にて有之由聞及び申候。

備前様蒸気船に乗り前之浜へ御着之由については山川より相図に打揚げ御座候と只今承り申し候。

祇園巣(洲)御大(台)場や松木三尋廻り計之大木地より上五尺目処向より真中を射通し申し候。御台場に備え有レ之候大砲、夷国の玉に当りたる処は、筒車散り〳〵に相成申し候。

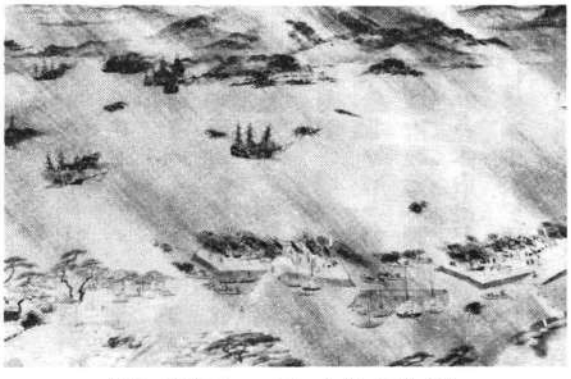

薩英戦争図　(尚古集成館蔵)

※筆者は一番組什長神崎新助、父新左衛門に宛てた手紙で

ある。当時の流行歌に「和蘭人が、こっちをなんとんかんげじ、ゆっさしけ来たや、青山どんのうでっぽで（大鉄砲）、ちんがらっ」とある。青山愚痴のことである。

天保山　址屋陣御公彬斉津島

薩摩側の損失は天保山・祇園洲砲台を破摧され、市街地（上町一帯）は火の海と化した。七隻の英艦隊は七月二日、重富海岸に退避していた薩摩藩の天祐丸、白鳳丸、青鷹丸を拿捕し、船奉行である寺島宗則、同添役の五代友厚を捕虜にした。島津久光公の行列に狼籍した生麦事件の結末はあっけなく終った。藩主忠義は英国側の要求を拒絶し、慰謝料二万五千ポンドも支払わず、模擬戦を繰りかえし英国の功撃に対応した。結局たかいものについたというのが薩摩の実体である。一方長期的に見ると薩英両国接触の糸口になったともいえる。

第六節　宗教統制

「魔の所為か　天けんおかみ（キリスト教）法華宗　一向宗にすきの小座敷（茶屋）」と島津忠良は歌をよんでいる。沙石集（僧無住の著）を引用して念仏宗とくに浄土真宗を敵視し、儒・仏・神の融和である日学（禅学が基本）を講義している。この伝統が薩藩の能や茶室の面まで影響している。

島津氏は各郷に菩提所と祈願所を併設している。菩提所は禅宗（曹洞宗）、祈願所は真言宗である。福山では菩提寺が大安寺、祈願所が不動寺である。

島津忠久薩摩入国時に鎌倉浄光明寺の宣阿上人が随行した。三代島津久経の時代、一遍上人が時宗をはじめ、浄光明寺三世覚阿のとき時宗に転じたともいわれる。三洲では真言宗の本府大乗院、坊之津一条院、川内泰平寺、天台宗では国分清水台明寺があった。七代島津元久は禅宗に帰依し、福昌寺を建て石屋真梁を開山とした。

島津氏の藩政の中で宗教権と世俗権とを一本化して、政治を推進し、鹿府福ケ迫の諏訪社、鹿府坂元の諏訪社がその頂点にあった。三州全体を前社の諏訪社本田出羽守、薩摩国全体を後社の諏訪社井上氏が副として本田氏を補佐した。藩主の菩提所は福昌寺であり、祈願所は大乗院などであった。郷

社から村社までを外城の門閥（曖クラス）を宮司にあて、各村内の祠堂は各門の名頭クラスを代宮司にしたてた。

栗野町正若宮八幡座主が天台宗梅中寺をみていた。処が栗野郷士山田正仙坊が妻躰で右の寺役を勤めてきた。慶長年中より国分宮内（彌勒院）衆徒山田大円坊方が断絶した為、双方駈ケ寺役相勤来り候。元和より寛永年中迄賢仙坊、正保より万治年中迄が養仙坊、右二代は国分宮内衆徒大円坊跡相続として差越申候、とある。

清水菩提所として仏頂山楞厳寺がある。台明寺が清水城の鬼門に当る祈願所であるが、その清水城主島津右馬頭忠将の菩提寺と変ったのが楞厳寺である。応永年間、本田因幡守親治が清水領主の時、自性禅師を招いて開基し、惣勝寺と号した。二世機堂、三世巨海、四世天秋、五世明心、六世善室、七世清室、八世代春、九世悦傳、十世安清、十一世近沢、十二世大洞、十三世才室、十四世松堂、十五世棟陽、十六世春沢、十七世白翁、十八世活山、十九世実堂、二十世雲□二十一世随岩、二十二世大雄、二十三世臥雲、二十四世大鵬、二十五世円岸、二十六世本達、二十七世性徹、二十八世古厳である。十一世近沢和尚は姫城小庵龍護山洞泉寺の開山である。尚妙法寺、総昌寺、養心軒、福山大安寺も楞厳寺の支配下にある。楞厳寺十四世松堂和尚は菊林山片岳寺を弟子丸に創建。隠栖の僧、前栽に菊を愛せしという。島津義久（第十六代）慶長十年（一六〇五）九月二十七日、この菊を見て「片岡をかよいて寺に住む人はうき世の外やしら菊の花」と詠じている。

国分市重久の林高寺も清水楞厳寺の末寺である。楞厳寺六世の善室苗幸和尚の開山。重久の橘木城下の金峯山橘木寺吉祥院は城主税所氏の発願で、信遍法印の開山、寺鐘に永禄六年（一五六三）九月、島津貴久・島津義弘奉寄の銘あり。第五世融遍の松永鶴ケ城の怪異調伏の法験もある。島津久時発願の吉水山光明院念仏寺にあった吉水山（島津寛明）の遍額が旧東襲山小学校にあった。

雍州之御代（総州家忠朝）山野の境文に、守護方（島津久豊）よりは田中道教、浜田主計殿、厚地殿、上井渕脇殿以上四人、雍州方（総州家忠朝、応永十八年頃大隅を領有す）、若松殿、伊地知殿、借屋入道

国分金剛寺鰐口（亀寿様奉納）

とある。樺山玄佐日記に「本田三河守、清水隼人城、大永五年九月二日、取る」とあり、古川道善、同大蔵、御中間右近丞、上小川乙名、新田長三郎、落水の源蔵、江口検校、脇園数右衛門、名波の宇兵衛、園田道性、この外上小川乙名残らず見ゆ。正長二年（一四二九）十月二十五日、伊季。応永六年五月四日、了阿の「御誓文を以て懇に請けたること悦喜…大小事一味同心……」姫木松本殿、姫木角殿、姫木馬場殿、（姫木大中臣角入道文西の清水楞厳寺寄進状、応永二八年二月二十一日）の文書。

義久の三女亀壽様（於上様・国府様ともよぶ）は持明彭牕庵主の法名故に鹿児島市立美術館の石像を持明院さあと呼ぶ。鷲峯山霊鷲山寺彌勒院は正宮の別当である。天台宗東叡山の末寺で性空上人開基になる彌勒寺を初見とす。憲英法印が中興の祖である。前述した台明寺の行賢も彌勒院座主であった。日秀上人、憲英法印と傑僧が着座している。

日秀上人は島津貴久の正八幡宮新建に奔走した。邦内を勧化し遷宮の功営を見た。仕僧知定坊勢源をして、上京せしめ、神体を彫刻し、正親町天皇の叡覧に備え、綸旨を賜い、帰宮した。時に永禄三年（一五六〇）であった。

日承の花押

慶長十四年に国分五峯山金剛寺の本堂を建立した。金剛寺は島津義久の創建になり、龍伯の一字を採り、龍護院とした。開山覚遍法印で、国分正高寺、正福院、重蓮寺、敷根蓮持院、福山不動寺、清水清水寺、曽於吉祥院、乗林寺、日当山三光院、西光寺、踊真福寺等が龍護院で合同法会を毎年三か日（正月廿一日（命日）、七月五日、十月五日）実施した。日秀上人に関係のある寺院である。国分には島津義久夫人、円信院妙蓮が種子島時堯の女であったので法華宗の寺院がある。円信院の霊牌所が遠寿寺、円信院の入輿のとき伴ってきた侍女の一人で義久の寵を受けた一の台の生前の祈願所が国分小浜村見隆寺である。遠寿寺宛の永禄四年（一五六一）三月吉日、日承花押の宜任法華宗寺号の事の文書がある。永禄三年（一五六〇）開基有之、翌年京都本能寺、摂洲尼崎本興寺より鷲峯山本成寺号を宣任され、日実法印が元和九年（一六二三）遠寿寺に改称、大蓮院日税が中興の開山である。3代日詮（せん）4代日通、5代日輝、6代日勝、7代日統、8代日励、9代日晃である。

享保十一年（一七二六）正月二十九日、獅子之尾の正福院観音堂の境内狭隘なる故、弟子に譲渡する願いについて免判あり、空順はそれについて、このように記録している。「弟子に譲りしは、以前は参詣者も多く、万事順調であったが、当節は世なみ悪しく、寺の経営が困難となり、ことに通堂、客殿、庫裡など、寺自体の経費で普請するので、将来寺そのも

のの維持が困難になるであろう。拙僧が観音堂の地にて入定できる御礼として、岡に檜・杉などを植林して置けば、将来役に立つと思う。たとえ弟子といえども、朝寝、大酒、在家への遊び歩き、掃除怠け、観音堂や入定石室を縮少したり、拡張したりすることを禁止する。入定石室近くに大木あり風折れの危険があるので、枝を剪れ、吉貴公より贈られた入定の地であるので、このように申し置く。尚百年後、定室が転倒した際は骨を土に掘り入れ、上に小石を置いて土定にせよ。その石は石段などに使用して下さい。但し銘書のところは削りとって頂きたい。当観音堂の馬頭観音（日秀上人作）は悪相の儘仕上げを中止した。この像の右手が落ち、島津右馬頭が戦場で観音の夢を見ている。この右手は何回継いでも落ちた。（島津忠将は大廻りの戦い（永禄四年）で戦死している。菩提寺は楞厳寺）

寺鐘では清水台明寺、彌勒院、日当山浄土院西光寺の三大寺鐘が有名である。島津義久が相良義陽を攻撃した際、葦北安徳寺の大鐘を持ち帰り、天正九年（一五八一）四月七日に西光寺に奉納したものである。その寺鐘を廃仏棄釈の時、道路を転ばしながら鹿児島に持ち帰った。この寺鐘は現在長崎県西彼杵郡に現存している。

国分龍昌寺では毎年正月廿一日并七月十三日、御施餓鬼が行われ、清水楞厳寺、粮心軒、宗昌寺、片岳寺、洞泉寺、妙法寺、敷根瑞慶寺、十輪寺、曽於郡慈恩寺、林高寺、脇田庵、日当山東林寺、国府国分寺、洞雲軒、徳持庵、円龍院、高徳院、西福庵、永江庵、安舟軒、福山大安寺、金陵院、壽岩軒、五ケ外城寺院相揃所役々罷出、御法寺無懈怠相勤候段、国府賦所寺院改帳内に有之候、とある。

一方座頭家督の墨付、大隅・薩摩・日向三ケ国盲僧惣検校の任例補任の墨付がある。いずれも教権の支柱である。慶長十五年（一六一〇）三月十九日の文書の署名加判は(1)本田三河守正親、(2)平田越前守宗親、(3)喜入大炊助久正、祥壽院宛、元和二年（一六一六）三月廿三日の文書の署名加判は(4)比志島紀伊守国貞、(5)伊勢兵部少輔貞昌、(6)三原諸右衛門重種、(7)町田勝兵衛久幸で祥壽院宛である。いずれも家老が正式署名し加判しているので重要文書とみてよい。国府都城における宗教機構の整備、教権の確立がよく看取される。民衆を祭政両面から監視・統制するシステムであった。

(1)　(2)　(3)

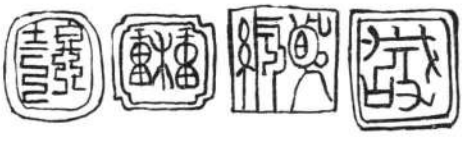

(4)　(5)　(6)　(7)

秘教「カヤカベ」のかくれ念仏について鹿児島大学

桃園恵真教授の論文（ＮＨＫ・さつま今昔）を掲載する。きびしい禁制下にもかくれた真宗信者の跡は絶えず、講を組織して本山との間に連絡をとりつづけた。講の存在は県下あまねくその跡を見ることができるが、これらの講と一切無関係に本山とも連絡なしに、ひそかに自分たちだけの教を守りつづけてきたものに霧島山麓の「カヤカベ」がある。表面霧島神宮を信仰し神道と称しているが、その実態が真宗であることは行事その他から考えて明らかである。ただ他の真宗信者とも没交渉にしかも解禁後九十年に及ぶ今日なお秘密を保たねばならぬのは何故かということが一つの問題であったが、「オショモツ」の中に「僧法とは善知識也。知識にあわずば成仏も往生もすべからず、知識をたからとすると被仰候。」とあり又「先当流相承の心ならば、越前之国にひろまるひじ法と云御文云々」ともあり、私的に秘密裡につたえられた文書だけに誤字やあて字も多いが、文意並びに吉永市蔵（明治六年七月十三日没、七十六歳）を善知識とあおぎ、指導者層を知識と呼ぶその組織から考えて、越前に広まった善知識だのみの秘事法門の流れを汲むものと思われる。秘事法門に関しては蓮如遺文中にも「夫越前の国にひろまるところの秘事法門といえることは、さらに仏法にてはなし。あさましき外道の法なり。これを信ずるものはながく無間地獄にしづむべき業にて、いたずらごとなり。この秘事をなおも執心して肝要とおもいて、人をへつらひたらんものには、あいかまえてあいかまえて随逐すべからず、いそぎその秘事をいはん人の手をはなれて、はやくさづくるところの秘事をありのままにざんげして、人にかたりあらはすべきなり。」ときびしくいましめてある。かくして宗門内部において異端視された一派は又権力者の側からも弾圧をうけたので、この派に属する者は宗教的にも世俗的にも他との交りを絶ち、自分たちだけのからにとぢこもりがちである。これが「カヤカベ」が今日に至ってなお秘密を守りつづけ、その信仰を他に語りたがらぬ理由であろう。

思うに幕末期天理教・金光教など宗派神道の勃興期にあたり、教組的性格の強かった吉永市蔵が従来あったかくれ念仏に倫理的な要素を加味し、霧島神宮に関連した独特の教義を作りたて、その門弟たちが彼を善知識とあがめ、近隣の者を教化してその組織を広めていったものであろう。福山でも新原・国師・長谷・岩戸・小廻小河原など五、六か所でかくれ念仏が行われていた。この宗教の伝導連絡路は九州山脈を尾根伝いにして公用書状通路に準じて潜行、伝播した形跡がある。弾圧摘発を頂点に四散し、また集合して信仰の火をもやしつづけた。

公用書状送達の七筋は出水筋、加久藤筋、綾筋、寺柱筋、大口筋、志布志筋（鹿児島―加治木―福山―岩川―末吉）、高

岡筋（鹿児島―加治木―福山―高城（庄内）があった。

六十一日目にめぐって来る庚申講も広く民衆の間で行われた。毎月申の日に行われる処もある。当番の家に集まり、帝釈天、青面金剛、猿田彦などの神を祭る。夜をあかして飲食する社交娯楽の行事でもあった。頼母子なども行われ互助機能もはたしていた。

文政四年（一八二一）巳暮より福沢村より諏訪社再興の企にて其訳を書記す、細山田親経自記、予事文化六年（一八〇九）巳八月より福沢村掛郡見廻被仰付春夏秋冬時々廻村して池の谷田地をも文化七年（一八一〇）午春より開初同年五月より開成新郡奉行宮原氏景中地方検者河島新右衛門殿へ郷士年寄代役にて一人なる儘支配人橋口氏兼盈にて夫より文化十二年（一八一五）亥年三郎山へ開直して都合三年計、其上平野御新田開に取付村中田畠御竿にて文化四年（一八〇七）卯、文政三年（一八二〇）辰の両新御竿にも無懈怠請遂し村中栄気もあれ共悲しきは諏訪稲荷両社の粗抹何を以て欠不可伝云依之、午春に至り再興して予鹿府へ差越し、造詩館詰河島伝右衛門殿を以て教受、橋口権蔵殿へ相煩、助教上原善蔵殿の迷作筆者伊東応助殿まで書記し宮社奉納、其写を筆平に爰に顕すのみ。

新建諏訪祠記

文政四年（一八二一）之歳辛巳になり阿たらしく諏訪祠を隅州福山福沢村に建つる是年十二月に始て明年壬年正月に畢る初安永八年己亥之歳十月一日火桜島也大平峯に炎て而て牛根江其相距にとふからず灰燼埋没村落も居民苦しむ、於是官命して其郷士及百姓居る所の地くらく土降る最も甚し以産業を為すことあたわざるものを従而福山下原牧馬の地開凡三里計居ること十年辛丑又他郷に居、郷士六家内（六戸）百姓八十七戸従して、かつて二村立つ、福沢村名徒（頭）の福山郷に隷す。因て一つは福地村名徒之牛根郷に隷す。因て各自田地を開墾田五百石連年ならずして而夫明八年戊申之歳に及んで力活復也。於是郡奉行樋口小八、北方検者松山覚右衛門、書役宅間金之丞、郷士年寄松下助左衛門、郡見廻赤崎彌九郎等諏訪祠を福沢村に始創建す、毎年九月廿六日居民仰祝二人を以て祭る。蓋亦祝五穀萬熟穣之満家之意也。而以其社隘陋なるが故なり。居民皆これを新建せんと欲す事久し而成聚草昧且年頻にしたくせさる故を以て因循苟旦（この儘にしておくこと）以是にいたる。此前二ヶ年己卯官諏訪・稲荷二山仰を以新建の修葺之材としたるも居民相儀に而以官に告く、請て其役をおこす於是復郡奉行宮原五兵衛、北方検者伊地知正九郎、郷士年寄平原林右衛門、松下五右衛門、與頭指宿正右衛門、郡見廻細山田直之進、支配人橋口伝右衛門命じて而新建事を董すと云ふ。文政五年（一八二二）壬午二月、上原

鴻記、奉納諏訪祠御宝前、郡奉行宮原五兵衛景中、北方検者伊地知正九郎季品、郷士年寄平原林右衛門篤代、右同松下五右衛門兼明、組頭指宿正右衛門貞厚、郡見廻細山田直之進親経、支配人橋口伝右衛門兼盈。

文政六年（一八二三）未正月より福澤村稲荷祠を再興諏訪祠同様新建す雖ゝ然祠記末不調郡奉行田代宅左衛門、野村源五衛門、検者同人、郷士年寄松下五右衛門、組頭松下五右衛門、郡見廻同人、支配人同人也。両社之大工肥後清太郎、赤崎喜太夫、坂元甚次郎也。

第七節　安永八年桜島大爆発

大隅町誌には次のように記録されている。

安永八年（一七七九）九月廿九日夜から翌十月朔日午前まで頻繁に地震が続き、桜島の権現宮や有村の上辺り噴火を始め、鳴動し五日間も大噴出をした。飛石降灰多く、家屋焼失、田畑の被害甚だしく、死者男七十九人、女七十四人計百五十三人、死牛馬多数あり、当時の惨状が想像される。当時風下にあった垂水、牛根、福山等では殊に降灰飛石激しく、耕地、溝渠が埋没し、作物樹木の被害が多かった。馬牧もこのため大きな影響を受けた。

牧の原から坂元、末吉の諏訪などのボラは実にこの安永の爆発によるもので、その地方のボラによる苦労は言うまでもなく長い間農民を苦しめたが、特殊土壌法によりボラ排除が進められ、近来漸くこの苦難から逃れたのである。

安永爆発後の対策

安永七年九月から八年にかけた桜島爆発はこれまでの噴火の中でも最も大きいものであった。この為、末吉、垂水、海潟の各牧は相当の災害を受けた。当時の藩主島津重豪は、安永九年に末吉の烏帽子野牧から百数十頭の馬を福山牧に移し、管理を強化するために、牛根から郷士四二戸、農民八九戸を福地に入植させた。

折田小学校の門の前に、笠祇神社があり、その境内に笠祇大明神の由来を記した碑がある。その碑面に刻された文を次に記す。文字の判読出来ないものがあるので、これは原文のまま記すことにする。

新建笠祇天明神記　当祠者志布志郷笠祇　大明神之分神也往昔志布志郷有笠祇野御牧而往往産良馬蓋其神出于○○○云元和中能其御牧而○其馬於○○因名日笠祇野至安永八年巳亥十月桜島噴火大燃雨○土者数牧而於是野馬頻死乃興福山野御牧合為一則野馬得所而免死馬既而巌火漸減不太害乃復興福野○為両因相議祈建祠奉迫神以為○所　牧永久野馬蕃息○寛政元年己亥三月也其如官私報告経営終始之委則茲於書云

郷士年寄格牧司助　田島治兵衛　牧司

内山四郎右衛門、有馬　内山四郎右衛門　有馬七郎

牧見廻

駒見廻

柚木次兵樹、中村材右衛門、長野新兵衛、溝辺喜右衛門

これによると、この笠祇大明神は志布志の笠祇大明神の分神である。昔志布志郷に笠祇野御牧があった。時々良馬が生まれた。安永八年十月桜島噴火で野馬が頻りに死んだ。そこで福山野牧と合せて一つにした。これから野馬はそのようなことはなかった。噴火が下火になると福山野牧も復興し、祠を建てる話合いをして建てた。牧場は永久野馬が蕃息した。時に寛政六年己亥三月であった。

徳川末期になって、藩政が苦しくなって来ると、諸牧を廃止することになったが、福山牧も文久三年正月に廃止された。福山牧は従前普請が多く、百姓は公役を請負人に依頼し、多額の出銭を負担するというので、こうしたことを改める為でもあった。廃止にあたっては、牧馬八百頭を真幸や肝付等の窮民に廉価で払下げたという記録と、付近の福山、恒吉、岩川、末吉、市成、財部等に払い下げ、或は下付されたので、これらの地方に福山野牧系統の良馬が残った。

末吉牧は安永八年の桜島噴火によって災害を受けたので、九年には末吉牧から百数十頭を福山牧に移したというが、その翌年天明元年には福山牧へ合併した。この時末吉牧としては廃止したが、福山牧と一緒になったもので、牧はもとの通り（三国名勝図会による）であった。結局、福山牧廃止が末吉牧廃止ともなったのであろう。

笠祇神社の境内、椎の大木の根元に小さい碑がある。それには次のように刻してある。

奉寄進

文化十四年丁丑　二月廿八日

郷士年寄格而牧司

田嶋理兵衛

平季師

福山牧と末吉牧は安永八年の桜島爆発によって、天明元年に合併したのであるが、その後はどうなっていたかという疑問が湧く。然し、「三国名勝図会」には「天明元年福山野牧馬苑へ合はす。かくて此苑を別に置くこと故の如し、寛政元年笠祇神を此地に勧請して牧苑の守護神とす。」とある。安永は九年まででその翌年は天明元年である。つまり桜島爆発の二年後に合併している。更に笠祇神を勧請した寛政元年は合併の天明元年から八年後になる。そして笠祇神境内にある田嶋理兵衛寄進の碑の年月は文化十四年である。文化十四年は合併の天明元年から三十六年後になる。

これらの資料から見ると、福山牧と末吉牧とは合併後も長

い間従来のように運営されていたと考えられる。

大正三年桜島大爆発

桜島爆発の惨害

大正三年一月十二日午前十時東櫻島村黒神村及有村幷に西櫻島村横山頂上より約四合目位及頂上都合三ケ所に大黒煙を吐くや須ゆにして炎煙天に漲り轟々殷々天地晦瞑全島破壊せるかの感を以て望見するや見る〳〵黒烟は肝属郡・姶良一帯は降灰降砂を以て充し昼尚ほ暗く行動に明火を以てせざれば如何ともする能はざる大惨禍に陥り右往左往に避難するもの引も切れず福山村役場は焼眉の急として焚出所を設け避難民の救護に従事せしが鳴動地震交々到り一時も役場内に止るべき心地せざるより多くの（十二日夜四十名）避難民は牧之原及都城方面に退去せり。於是か牧之原部落に於ては駐在巡査吉永熊太青年会長、濱田畩助区長、濱田鶴助、伊地知猪八郎氏等の尽力に依り仮救護所を設け握飯若らは煮甘藷其の他の物品を各青年会より徴集救護に従事し多くの避難民凍餓死を免れ、十三日より十八日迄青年会員を督励し救護に従事せしが、佳例川青年会員又其労を多とし交代に救助事務に助力すること、なれり。而して隣村末吉村は焼眉の急を救はんが為各青年会競ひて来、粟を寄贈するものあり、握飯を供給するものあり、其他味噌、醤油、薪、大根、漬物等を寄贈するもの続々ありしに依り末吉村助役安荘貞善は書記二名を従へ堀切彦作の宅を借り仮事務所を設け、同村各青年会の寄贈品を受理すること、し同村より握飯白米を合し約十石を供給され、甘藷四拾俵を給せられたに依り、之を牛根村二川及境、櫻島の避難民に供給せり、尚残余は之を福山村役場に運搬し、十九日より役場脇夜学舎に収容し救助に従事せり福山村の内小廻青年会は労力及金五圓貳拾銭を提供し町青年会は醤油八斗、大廻青年会は薪、南園青年会は労力、麓青年会は金四圓外に金○円を提供せり、其他有志の寄附に依り川井田源左衛門、立元吉助、厚地嗣麿、立山嘉兵衛、厚地政種、立山彌市、肥後猪之吉諸氏より蒲團各一枚宛を恵与せり、飜て福地青年会に於て救助せしは十八名、磯新堀に救助せしは百一名、福沢各部落に収容せしは貳百八名、牧之原に収容せしは四百五拾貳名にて内牛根村各部落よりの避難者は十九日朝に到り救護を中止し、各帰家することを命ぜり。残余五拾六名は役場内夜学舎に収容し救助しつ、あり、是より先村内浦町公設消防組員川畑亀吉、横山嘉吉衛門、川井田勘助、坂元常右衛門、日高熊太郎等消防組全員が発起となり、十二日以内湾内に漂流せし避難船和船一隻牛根村境沖に漂流せしを認知せしは十五日午後なりしが何分海岸一帯は軽石のため鎖され、船舶を以て救助の出来得べくもあらず。本縣に打電し救助を求めたるに水雷艇二隻十六日午前境沖に来り救助せんとしたるも軽石の為め進退自由ならず、其儘引返したり、因て川畑亀吉は

計策を講じ孟宗竹四本を準備し孟宗竹二本を一様に横へ其の上面に戸板を乗せ交々進行することにし自己の帯には縄を結び付け交代に竹と戸板を先に押し遂に避難船に到達し件の縄を該船に結び付け海濱より大勢にて引付け、遂に避難船を救助することを得たり。船中救助されたるは黒神駐在所巡査前田市之進、仝校長山口佐兵衛、宮下宗之□、永野熊次郎、濱島善四郎、藤脇マサ、仝ツル、仝蔵八、仝郷右衛門、成田敬助、仝ノブ、仝正己、山口同之進、成田清、船頭垂水村中俣下西福次郎、柏萬吉の十六名なりし、之を木下愛之進宅に収容し一月二十日迄同人宅に於て救助を続け、二十日午後より之を夜学舎内に収容す。

黒神尋常小学校長山口佐兵衛氏は御真影を黒神小学校に安置したる儘避難せるを聞きたる日高熊太郎、横山嘉右衛門、竹下藤太郎、大山栄助、川井田浅次郎、坂元常右衛門の諸氏は櫻島の今後の形勢如何に変化するも計られず御真影を其の儘に放置しては恐れ多き次第なりとし死を決し黒神出身陸軍騎兵二等卒東元平吉を先導とし村駐在巡査小田寅太郎之に随行し村内を一月十九日午前出発し黒煙濛々たる櫻島の地内に踏込み黒神尋常小学校の埋没せるを堀立て堀口より潜入し、遂に小学校内に於て御真影を奉載し得て無事福山港に帰村したるは午後六時三十分なりし而して御真影は不取敢福山村役場内に奉安し知事の命を待つことゝせり。

第六編　現　代

第一節　独立国壊滅

㋑　発火点となった征韓論

維新後も半独立国的色彩が残存し、「薩摩見聞記」に「数百年の昔より一境をなし、治外法権の下に居れり」とある。西南戦役の遠因は、当時明治政府の懸案事項として朝鮮問題がこじれていた。更にこれに油を注ぐ大事件があった。

即ち、時の参議兼内務卿大久保利通は、同じく参議兼近衛都督陸軍大将西郷隆盛の主張する征韓論に真向から意見対立して譲らず、ついに西郷は大久保等の柔軟派のために西郷等の主張は押し切られた。時に明治六年冬である。

大久保と西郷は共に薩摩出身者である。

西郷はその席上沈思黙考決然として閣議の席を辞し、自ら辞表を提出して、こゝに盟友と袂を分かち郷里鹿児島に引揚げていった。この報は直ちに四方に広がり、かねて西郷を尊敬する官吏は続々とその職を辞して西郷の後を追って郷里に帰った。その数七百人にも及んだ。

やがて西郷はこれら士族を中心とした私学校（西郷隆盛の